

令和5年9月第136回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和5年9月4日（月）

○開会年月日 令和5年9月4日（月）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	6 番	森 永	和 夫 君
7 番	菊 地	幸 雄 君	8 番	泉	浩 壽 君
9 番	大 木	雄 君	12 番	下 野	安 彦 君
13 番	林	博 君	14 番	山 崎	正 史 君
15 番	寺 岡	保 君			

○欠 席 議 員（1名）

10 番 山 本 徹 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第12号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

令和5年9月第136回内子町議会定例会

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

自 令和5年9月4日

会期

16日間

至 令和5年9月19日

日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 報告第 6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について

日程第 6 報告第 7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第 7 報告第 8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について

日程第 8 報告第 9号 健全化判断比率の報告について

日程第 9 報告第10号 資金不足比率の報告について

日程第10 報告第11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

日程第11 議認第 6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第12 議認第 7号 令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議認第 8号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議認第 9号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議認第10号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議認第11号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 議認第12号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第19 議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について

日程第20 議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第21 議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について

日程第22 議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について

- 日程第25 議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について
日程第26 議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第27 議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第29 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第30 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立ください。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が山本徹議員から提出されております。

ただ今から、令和5年9月第136回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員、及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありました者は、副町長、及び総務課長、及び各課長、班長等の19名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、菊地幸雄議員。8番、泉浩壽議員を指名します。

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は、去る8月28日開催の議会運営委員会において協議され、本日から19日までの16日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） 異議なしと認めます。従って、会期は本日から9月19日までの16日間で決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程 第12号」の通りであ

ります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（久保美博君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布している通りであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（久保美博君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、令和5年9月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたします案件は、報告6件、専決処分1件、決算認定8件、剰余金の処分2件、条例の一部改正2件、工事請負契約1件、補正予算3件、人事案件3件の合計26件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

さて、7月21日に四国地方の梅雨明けが発表されました。その後は、気温が30度を超す真夏日が続くなど、ひときわ暑い夏となりました。その一方、沖縄県を含む九州地方では、台風6号が接近、上陸したことにより、長時間にわたり暴風や大雨の影響を受け、2の方が亡くなっております。姉妹町村提携をしている沖縄県宜野座村では、停電や断水、土砂崩れ、倒木、施設の破損のほか、海ブドウ、さとうきび、マンゴー、パイナップルなど、海産物や農作物にも大きな被害があったということです。平成30年7月、西日本豪雨による被害を受けた際、宜野座村から心温まる励ましのお言葉とともに、義援金をいただいております。この台風により、宜野座村が大きな被害を受けておりますので、後ほど、一般会計補正予算でお諮りいたしますが、宜野座村に対し義援金を贈り、お見舞い申し上げたいと考えているところであります。また、台風6号に続き、台風7号が和歌山・紀伊半島南端から本州に上陸して近畿地方を縦断し、災害級の大雨をもたらしました。この影響で、京都府や鳥取県など10府県で観測史上最多雨量を更新する地点が相次ぎ2の方が亡くなられ、多数の方が重軽傷を負ったほか、河川氾濫による住宅等への浸水、土砂崩れによる集落の孤立などの多数の被害が確認されております。これらの災害でお亡くなりになられた方々に対し、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

この二つの台風による内子町への被害は確認されませんでした。将来的に大規模災害

が発生する可能性を常に考え、日頃から万が一の災害発生に備えた体制を整えて参りたいと思います。

一方、この夏に開催されました小田燈籠まつり、内子笹まつり、いかざき夏まつり花火大会、内子座文楽公演など、多くのイベントが天候に恵まれた中で実施され、大勢の帰省客や観光客で賑わいました。コロナ禍前同様にイベントが実施されていることを嬉しく思っております。高齢化が進む中ではありますが、それぞれのイベントを実施するため、実行委員の皆さまが一致団結し、工夫を凝らしながら継続されていることに対して、改めて心から敬意を表する次第です。

他にも嬉しい話題があります。内子高等学校の陸上競技部が400メートルリレーで、ライフル射撃競技部が団体で全国大会に出場しております。同校は他にも全国高等学校野球選手権愛媛大会において、実に41年ぶりにベスト8進出を果たしました。また、内子高等学校小田分校の生徒は、全国商業高等学校英語スピーチコンテスト愛媛県予選において最優秀賞を獲得し、全国大会に出場します。加えて、内子中学校の吹奏楽部におきましては、第71回全日本吹奏楽コンクール県大会において愛媛県代表3校に選出され、第71回全日本吹奏楽コンクール四国支部大会へ出場し、金賞を受賞しております。他にも、町外のクラブや部活動で活躍する児童・生徒が全国大会等へ出場するニュースもたくさん聞いております。これら町内の子どもたちの頑張りはとても誇らしく思えますし、私を含めて、子どもたちの活躍から元気をいただいた方も多いのではないかと思います。

それでは、早速、当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目が内子座文楽第24回公演について。2つ目が沖縄県宜野座村との交流事業についてでございます。

はじめに、内子座文楽第24回公演についてご報告いたします。8月19日と20日の2日間、内子座を会場に内子座文楽第24回公演が4年ぶりに開催されました。当日は天候にも恵まれ、多くのお客様をお迎えすることができました。内子町まちづくり応援大使の関口照生さん、竹下景子さんご夫妻にもご観劇いただく中、西予市出身で人形遣いの人間国宝、吉田和生さんや、同じく人間国宝の人形遣い、桐竹勘十郎さん、吉田玉男さんがご出演され、2日間で1,471人に来場していただきました。特に今回の演目は、過去23回の上演演目の中から、再演リクエストの多かった「二人三番叟」や「曽根崎心中」など4演目を演じていただきましたので、全国各地から訪れていただいた文楽ファンにも十分満足していただける公演になったと思っています。また、公演前日に開催した町民及び文楽初心者向けの裏ツアーは36名にご参加いただき、内子座ならではの企画としたことで、参加者からは「舞台裏を見せていただき、文楽により興味が湧いた。公演が楽しみです。」など好評の声をいただいております。加えて、夜の交流会につきましては、申込開始後30分で定員に達し、出演者を含めた約120人で交流することができました。さらに、内子本町商店街付近では、新たな企画として有志の皆さまにご協力をいただき、観劇特典を満載した「内子お楽しみマップ」を作製するなど、地域をあげて、おもてなしをしていただきました。また、

お客様の中には、長期間町内に滞在し、町民の皆さまと交流され、「内子座 文楽を通じて、内子が大好きになった。」「内子のために協力したい。」というようなありがたいお言葉をいただいています。運営に当たられた実行委員をはじめ、ボランティアスタッフを含む関係者の皆さまに深く感謝を申し上げます。

次に、姉妹町村である沖縄県宜野座村との交流事業についてご報告いたします。児童生徒を対象とした親善訪問交流事業は、旧五十崎町時代に姉妹町村縁組を締結した昭和48年度から始まり、50周年を迎えた今年度、29回目の実施となりました。現在は、隔年で小学5年生から中学3年生までを対象に親善訪問交流事業を行い、今年度は、町内小・中学校から9名の団員が参加し、大瀬中学校水沼校長を団長とした総勢12名が、8月19日から22日までの3泊4日の日程で宜野座村を訪問いたしました。宜野座村の子どもたちと一緒に、村内の松田地区に広がる地下鍾乳洞の探検やシーカヤックなどのマリナクティビティで宜野座村の自然を満喫したり、伝統料理の調理を体験したりしました。何より、この親善訪問交流は、子どもたち同士の絆が最も価値のある財産となります。訪問団のお別れの挨拶の中で、真っ暗な鍾乳洞の中、助け合いながらコースを完遂したことで、その達成感とともに、両町村の子どもたちの仲が一気に深まったとの報告がありました。今回、参加した子どもたちが、この先この出会いと絆を人生の糧として歩んでくれるものと思っています。

また、今回は50周年記念事業として、私を含む15名の大人の訪問団を構成し、8月20日から22日までの2泊3日の日程で宜野座村を訪問させていただきました。台風6号の被害があった直後にも関わらず、行く先々で温かい歓迎を受けました。漢那ダムまつりへ参加をさせていただいたほか、農業後継者等育成センター、道の駅「ぎのぎ」、博物館やスポーツ施設など、多くの施設を視察させていただく中で、宜野座村の政策の狙いや取組内容をうかがうことができました。加えて、姉妹町村提携50周年記念祝賀会におきましては、伝統芸能が披露されるなど、歓迎ムードを高めていただく中、宜野座村の皆さまの優しさや文化に触れ、交流を深めることができました。今後、一層交流を促進させ、多方面において協力していくことを再確認することができた訪問となったと同時に、宜野座村の皆さまと共に両町村の50年後を創造する出発点になったと実感しています。12月には宜野座村の子どもたちが内子町を訪れます。万全の体制で受け入れの準備を整えたいと考えています。

以上、2件の事柄についてご報告申し上げます。今後も、活力ある内子町を創造するため、町民の皆さまと共に協働して参りますので、各種事業の取り組みについて、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

日程第 5 報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（久保美博君） これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

「日程第5 報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を農林振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） それでは、「報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからり」の経営状況について説明させていただきます。2の経営状況を説明する書類の1ページをお開きください。

第26期、令和4年度の事業報告でございます。事業報告書の3ページ、「会社全体」の項目からご説明いたします。第26期の総売上目標として、6億8,740万円を掲げ営業を展開してまいりました。その結果、下段の表1「販売実績」にありますように、今期の売上総額は7億891万8,000円となり、対前年度比12.1%増、目標額に対しましては103.1%となっております。

各部門におきましては、表1「販売実績」に示していますように、コロナの影響を受けた令和3年度と比較して、夏・秋の売り上げを伸ばすことができたことなどにより、ほぼ全ての部門で昨年度を上回った実績となっておりますが、あぐり亭につきましては、37.8%の減と大きく減少しております。あぐり亭につきましては、コロナ禍の影響による売り上げの減に加え、人員不足の背景を受け10月半ばまでの営業となったことによるものであり、令和4年度実績としては736万9,000円となっております。なお、あぐり亭で提供しておりましたもち麦うどんは、引き続きレストランで提供を行っております。

シャーベット部門につきましては、季節により内容の異なるプレミアムアイスの販売を始めるなど、新商品販売に取り組み売り上げを伸ばすことができ、前年度比38.8%増の3,549万5,000円となっております。

特産事業部におきましては、新規事業の稲作やパンの製造に向いている小麦「せときらら」の栽培を行い、自社栽培の米や小麦を使ったパンの製造にもつなげています。その結果、前年度比11.2%増の3,207万7,000円となっております。

そのほか、各部門の詳細につきましては、4ページから9ページにかけて記載をしておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

続きまして、14ページからの決算報告書にて、第26期貸借対照表、損益計算書についてご説明いたします。16ページをお願いいたします。

はじめに、損益計算書をご覧ください。売上高3億6,856万6,072円から、売上原価の期首棚卸高2,950万7,328円と、仕入れ及び原材料費1億4,348万5,681円の合計額1億7,299万3,009円から期末棚卸高3,717万4,037円を差し引きました売上原価は1億3,581万8,972円となり、売上高から売上原価を差し引きました売上総利益は、2億3,274万7,100円です。ここから販売費及び一般管理費2億3,819万9,708円を差し引きました営業損失は、545万2,608円です。この営業損失に営業外収益の受取利息から雑収入までの合計額546万2,707円を加え、営業外費用の雑損失4万3,401円を差し引いた経営損失は3万3,302円です。この額に特別利益の補助金307万5,000円を加え、特別損失固定資産除却損の8万3,397円を差し引いた税引前当期純利益295万8,301円となり、法人税等20万3,500円を差し引いた当期純利益は275万4,801円でございます。

なお、次の17ページの『販売費・一般管理費内訳書』につきましては、お目通しいたしますようお願いいたします。

説明が前後して申し訳ありません。15ページをお願いいたします。貸借対照表について説明いたします。資産の部の流動資産が1億1,243万2,468円、現金及び預金、売掛金等でございます。資産の部中段です。固定資産が1,499万2,920円、建物、建物附属設備等になります。資産の部下段になります。繰延資産が30万円で資産の部の合計は1億2,772万5,388円です。

続きまして、表の右側になります。負債の部の流動負債が5,171万8,155円で、買掛金、未払金等になります。

続きまして、純資産の部のうち資本金は7,000万円になります。18ページの株主資本等変動計算書で説明をいたしますが、資本金に利益剰余金600万7,233円を加えた、純資産の部の合計は7,600万7,233円でございます。

負債の部と純資産の部の合計は1億2,772万5,388円です。

次に18ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書です。資本金7,000万円、利益剰余金として、利益準備金215万円、別途積立金が800万円で、繰越利益剰余金として、当期首残高△689万7,568円に、先程ご説明しました損益計算書の当期純利益の275万4,801円を加えた当期末残高は△414万2,767円となっております。

従いまして、利益剰余金の合計は600万7,233円で、株主資本合計の当期末残高は、7,600万7,233円でございます。

以上が、第26期の決算報告です。

続きまして、事業報告書の11ページをお願いいたします。第27期の事業計画について簡単に説明をさせていただきます。

第27期はからり全体の総売上目標を7億9,000万円としております。コロナ収束後の経済の復興を考慮し、集客力アップの取り組みや経費に準じた価格設定を実現していきます。また、これまでにない新たな施策を講じて「魅力あるからり」「進化し続けるから

り」をPRし、「お客様に満足していただけるからり」を目指し、出荷者・社員一丸となって販売・営業努力を行い、また各関係の皆さんのご協力、ご支援を得て地域に根付き地域を活性化する「からり」を目指します。

なお、この第26期事業報告、決算報告並びに第27期事業計画につきましては、令和5年6月28日開催の定時株主総会に提出され、全て承認されておりますことをご報告し、「報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況について」の報告を終わります。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。本件は報告事項であります。よって、報告の通り受理することとします。

日程第 6 報告第7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（久保美博君） 「日程第6 報告第7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を小田支所長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは、「報告第7号 小田まちづくり株式会社の経営状況」を報告いたします。今、送信させていただきました。議案書2の黄色い表紙からになります。第22期の事業報告でございますが、事業期間は令和4年7月1日から令和5年6月30日となっております。本事業報告書及び決算報告書につきましては、令和5年8月23日に開催されました小田まちづくり株式会社第22期定時株主総会で承認されているものでございます。

1ページをご覧ください。第22期の1. 営業報告の（1）総括的事項ですが、今期も新型コロナウイルス感染症拡大の波が繰り返されたことで経済活動も委縮を余儀なくされ、その影響は営業成績にも表れており、厳しい状況となりました。売り上げ状況といたしましては、中段の（2）管理運営業務の①特産品販売施設「せせらぎ」及び「かじか亭」の売上

状況の中段に記載の通り、特産品販売施設せせらぎの利用者は6万5,378人、対前期比93%。売り上げは、6,184万1,871円で、対前期比99%となっております。また、食堂かじか亭の利用者は2万2,595円、対前期比122%と増加し、売り上げについても1,887万2,380円、対前期比127%と伸ばしております。これら2つの施設を合わせた道の駅全体では、利用客数は8万7,973人、対前期比99%とわずかに前期を下回りましたが、売り上げにおいては、8,071万4,251円となり、対前期比104%と今期目標としておりました3%増を達成することができました。

2ページをお開きいただけたらと思います。上段の②売上別出荷者数は表の通りでございますが、売上50万円未満の出荷者が全体の約8割を占めており、高齢化に伴い、出荷者数も前期より4人減となる118人と減少傾向が続いていることから、新たな出荷者の開拓が喫緊の課題となっております。

次に3ページをお開きください。上段の2.事業報告でございますが、今期の集客イベントにつきましては、県内の感染状況を見ながら徐々に回数を増やしており、せせらぎデーについては、春先を中心に計5回の実施をしております。

下に参りまして、予算決算報告についてですが、総事業収入は2,383万7,867円、1%増となり、それに対しての売上原価は808万1,275円、4.2%増で、一般管理費は1,511万5,834円、1.1%の減となりました。特産品販売施設の売り上げが伸び悩み厳しい状況でありましたけれども、経費節減に努めた結果、減価償却109万7,745円を確保し、税引前純利益は25万2,811円となりました。最終的には、税引き後は当期純利益1万3,311円で前期より18万6,460円の増となっております。詳細につきましては、決算書の方でご説明をいたします。

今、送らせていただきました。8ページをお開きください。8ページの貸借対照表の中の左側の資産の部でございますが、最上段でございますが、ローマ数字Ⅰの流動資産が現金及び預金、売掛金、棚卸資産等、合わせまして2,673万3,459円でございます。

下に参りまして、Ⅱの固定資産の合計が727万5,891円、内訳は有形固定資産が712万4,407円。下に参りまして、無形固定資産が15万1,284円でございます。

最下段でございますが、Ⅲの繰延資産として1万6,516円を計上しております。これは前期までのウェブデザイン等の作成に要した経費を繰延資産としたものでございます。

これらⅠからⅢを合わせました資産の部の合計が3,402万5,866円となります。

次に、8ページの右側の上段より負債の部でございますが、Ⅰの流動負債は、買掛金、未払金など合わせまして、539万6,981円となっております。

次に下に参りまして、純資産の部につきましては、Ⅰの資本金3,535万円に3.利益剰余金△672万1,115円を加えた純資産の部の合計が2,862万8,885円です。負債・純資産の部の合計は3,402万5,866円となり、左側の一番下にあります資産の部合計と一致するものでございます。

続きまして、9ページの損益計算書をご覧ください。Ⅰの売上金の内訳は町指定委託管理料、また、かじか亭の施設運営収入などの業務委託・受託収入として、362万7,983円。

J A商品、ソフトクリームなどの仕入れ商品の売り上げ、商品売上高が1,202万2,859円。

それから、出荷者の方からいただきます販売手数料収入、これは販売額の17%になりますけれども、こちらが818万7,025円となっており、Ⅰの売上高の合計は2,383万7,867円になります。これから、Ⅱの売上原価の合計901万8,128円を差し引き、期末たな卸高93万6,853円を加えました売上総利益は1,575万6,592円になります。

Ⅲの販売費及び一般管理費が1,511万5,834円となっており、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた64万758円が今期の営業利益でございます。この営業利益に預金、雑収入等の営業外収益6,370円を加えて、営業外費用の39万4,317円を差し引きました経常利益は25万2,811円でございます。

下に参りまして、税引前当期純利益の25万2,811円に法人税等の税額23万9,500円を差し引きました1万3,311円が当期純利益となっております。

なお、10ページをめくっていただきまして、10ページには、こちらの上段には先程申し上げました販売費及び一般管理費の内訳を掲載しております。

下段は、期末棚卸資産の内訳となっておりますので、お目通しをいただけたらと思います。

次に11ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございますが、中ほどにございます剰余金については、当期末残高は△672万1,115円となっております。

12ページは、個別注記表となっております。内容につきましてはお目通しをお願いいたします。

最後に、23期の事業計画、それから収支予算についてということでございますが、4ページを開けていただけたらと思います。今、送らせていただきました。4ページでございます。(2)道の駅「せせらぎ」の健全経営のところでございますけれども、第23期につきましては、引き続きせせらぎデーなどのイベントの開催により、せせらぎ施設全体の売り上げについて、今期の売上実績から3%増を目指します。特産品販売施設については、高齢化に伴います生産出荷者の減少に伴い、品ぞろえが十分でないことから生産出荷組合と連携して意欲的な生産出荷者の開拓、確保。また出荷が困難な出荷者に対しては、集配のサポート支援なども検討して参りたいと考えています。また、8月からは新たにパンの製造・販売も始めております。道の駅として魅力的な商品の充実を図るとともに、オンラインショップや電話注文でのニーズに対応するため、商品ラインナップ、PR、広報も工夫しながら、売り上げ増を目指して参りたいと考えております。

以上、第22期における小田まちづくり株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 厳しい時代ではありますけれども、公式オンラインショップの充実を図るということで、今期も少し販売が上がったようなんですけど、こういった商品がこういう特産品のネットの販売になっているか教えていただけたらと思います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） 小田出身者の方とかですね、小田にゆかりのある方、非常にふるさとの味ということで小田の生うどんですとか、うどんつゆ、手作りこんにやくですとか、ひしお。そういったものに合わせまして、オダメイドということで、いろいろな商品を取り揃えておりますので、基本的にはせせらぎ小包といったことでですね、販売をしておりますような商品について一番人気が高かったかなと感じているところでございます。以上です。

○議長（久保美博君） 他、質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告の通り受理することとします。

日程第 7 報告第8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（久保美博君） 「日程第7 報告第8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君）「報告第8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」、ご報告させていただきます。

議案書2の『経営状況を説明する書類』の公益財団法人内子町国際交流協会令和4年度事業報告及び収支決算書をお開き願います。

1 ページをお開きください。事業報告についてでございますが、国際交流協会は、令和4年度におきましても国際的な視野と実践力を備えた人材を育成し、もって活力ある地域社会の形成に寄与することを使命として、各種事業を行いました。

主なものをご報告いたします。ローマ数字のⅠ「交流促進事業」の1. 意識啓発・情報発信事業につきましては、毎月1回、機関紙「ゆうていあ」を「広報うちこ」へ掲載したほか、ホームページやフェイスブックにより協会の活動を広く国内外に発信しております。

2の各種講座運営事業につきましては、(1) 国際理解講座は7月22日にALTパトリシア・ルイスさんによる出身地トリニダード・トバゴ共和国と東インドのダンスを紹介していただき、参加者14名が東インドダンス独特の手や足の動きを習い、インドの音楽に合わせてダンスを楽しみました。また、11月25日にはALTのトップマン・ロバーツさんによる出身地南アフリカ共和国の紹介および南アフリカの部族の一つ「ンデベレ族」の壁絵のデザインを学び、それを元に参加者とエコバック作りを行いました。参加者は21名でした。

2 ページになります。3の交流イベント・体験事業では、(1) 国際交流ボランティア活動の推進事業といたしまして、ウ. の在住外国人支援のための「日本語広場」では、コロナ禍で休講が続いておりましたけれども、令和4年度は再開し、年28回開講しております。

次に、4 ページになります。ローマ数字のⅡ助成事業についてですが、1の青少年海外派遣事業をはじめ、各種助成事業のすべてが新型コロナウイルス感染症等の影響により、いずれも申請がございませんでした。

次に、5 ページになります。ローマ数字のⅢ法人管理の(2) になりますが、平成28年度に創設した賛助会員制度に基づき、会員拡大に努めました。2の理事会・評議員会、3の特定資産運用管理委員会。

次に、6 ページになります。4の研修会・会議への出席、5の職員の状況についてにつきましては、ご覧の通りとなっております。

また、6 ページから7 ページに、6の役員の状況につきましてもお目通しいたきますようお願いいたします。

続きまして8 ページ。収支決算書類についてご報告をいたします。貸借対照表です。表の当年度(A)の欄をご覧ください。科目のローマ数字Ⅰ資産の部で流動資産の合計額が35万6千1,762円で、2の固定資産のうち(1) 特定資産の合計が2億2,153万6,703円。(2) その他固定資産の合計が25万5,420円、1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計が2億2,535万3,885円です。

次に、科目のローマ数字のⅡ負債の部では、1の流動負債は未払金、前受け金、預り金を合わせた流動負債の合計18万6,436円です。

次に、科目のローマ数字、Ⅲ正味財産の部で1の指定正味財産の合計が2億2,916万1,335円。正味財産の合計は2億2,516万7,449円で、一番下の負債及び正味財産合計が2億2,535万3,885円となっております。

9ページになります。次に、正味財産増減計算書。会社でいう損益計算書になりますが、表の当年度（A）の欄をご覧ください。

まず、ローマ数字のⅠ一般正味財産増減の部、1の経常増減の部（1）経常収益の中の特定資産運用益は、555万9,713円で、事業収益の外国語・国際理解講座受講料が42万7,000円。受取会費が23万7,000円。指定正味財産からの振替額など受取寄付金等が37万6,293円となっており、雑収益の2万5,746円を合わせた経常収益の合計は662万5,752円です。

次に、（2）の経常費用の主なものとして、人件費に436万1,752円。経費中の印刷製本費に、14万9,292円。これは、機関紙「ゆうていあ」の発行にかかる経費です。

次に、通信運搬費に14万7,032円。これはインターネット通信や郵送にかかる費用です。

次に、諸謝金は、27万3,000円。これは外国語講座の講師謝礼です。

次に、支払手数料として42万3,723円で、これら経常費用の合計が565万2,854円となっております。

経常収益計から経常費用計を差し引いた、当期経常増減額が97万2,898円となっております。その結果、一般正味財産期末残高が△399万3,886円となります。

次に、10ページのローマ数字のⅡ指定正味財産増減の部の特定資産評価損益が、9万6,604円となっており、指定正味財産期末残高が2億2,916万1,335円となっております。

以上のことにより、一番下のローマ数字Ⅲの正味財産期末残高は2億2,516万7,449円となっております。

11ページには、財産目録を掲載しております。こちらは、貸借対照表にあります資産並びに負債の内容について掲載したものですので、お目通しください。

最後に、12ページから15ページにかけて令和5年度事業計画を、また16ページに令和5年度の収支予算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、「報告第8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」の報告とさせていただきます。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 令和3年の9月の議会の時にですね、主に技能実習生として来町されて、滞在されている在留外国人住民の方々との交流について一般質問させていただいたことがあるんですけども、単にイベントや何かの参加を呼びかけるのではなく、多文化共生に向けた取り組みを何らかで町の方でけん引できないかみたいなご提案をさせていただきまして、前向きに検討する的な答弁をいただいたんですが、この4年度の報告を見ていて、まあコロナもありますけれども、あまりそのような改善が従来と比べて見られていない

のかなという気がしますが、この令和5年度以降の事業計画も含めまして、その点についてのお考えを少しお聞かせください。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 塩川議員さん、ありがとうございました。東南アジア諸国の皆さん、在留外国人の皆さんと交流することは非常に大事なことだというふうに思っています。単にイベント等とおっしゃられたことにつきましてですね、令和4年度につきましては五十崎自治センターで技能実習生に会場いただきまして、交流をさせていただきました。令和5年度、本年度につきましても、大鳳合戦がございましたけれども、そちらの方に技能実習生にお越しいただき、一緒に鳳合戦等をさせていただきました。その後、意見交換会をもつような段取りにしておりましたけれども、時間の都合上、これはできませんでした。引き続き、企業様のご理解のもと交流できる機会をしっかりと作って参りたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） 他、質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結します。

この件は報告事項であります。よって、報告の通り受理することといたします。

日程第 8 報告第9号 健全化判断比率の報告について

日程第 9 報告第10号 資金不足比率の報告について

○議長（久保美博君） 「日程第8 報告第9号 健全化判断比率の報告について」及び「日程第9 報告第10号 資金不足比率の報告について」以上の2件を一括議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第9号 健全化判断比率の報告について」「報告第10号 資金不足比率の報告について」この2件の報告案件につきましては、その内容を総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案書1の6ページをお開きください。

「報告第9号 健全化判断比率の報告」について、及び7ページ、「報告第10号 資金不足比率の報告」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化判断、財政の早期健全化判断、財政の再生判断を示す指標につき、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告及び公表が義務付けられているものでございます。

健全化判断比率、つまり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を、6ページ、「報告第9号」の一覧表で示してございます。また、企業会計においては、7ページの「報告第10号」の一覧表に示しておりますように、資金不足の比率を示す指標ということになってございます。これらの5つの指標によりまして、財政運営の健全化等を示すことになっております。

まず、議案書1の6ページ、「報告第9号 健全化判断比率の報告について」ご説明いたします。令和4年度における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字となっているため、該当はございません。実質公債費比率は2.2%でした。この実質公債費比率が18%を超えますと、新たな財政計画や起債発行にあたって国・県の許可が必要となり、更に25%を超えますと地方債の発行が制限されるものでございます。次に、将来負担比率も該当ございませんでした。それぞれの項目にある括弧の中の数字、早期健全化基準をいずれかの項目で超えますと、健全化判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を策定しなければならないことになってございます。

続いて、議案書1の7ページをお開きください。「報告第10号 資金不足比率について」ご説明いたします。令和4年度における資金不足比率については、2つの事業会計において資金不足は発生してございません。

以上、「報告第9号」及び「報告第10号」は、7月24日から8月2日にかけて、赤穂代表監査委員、菊地監査委員の審査を終えましたので、別冊資料8の8月21日付審査意見を付して、本日、内子町議会9月定例会に報告するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告の通り受理することといたします。

ここで、暫時休憩します。午前11時10分より再開いたします。

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 10分 再開

日程第 10 報告第 11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

「日程第10 報告第11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」を議題といたします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出」につきましては、その内容を学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「報告第11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」ご説明を申し上げます。

議案書1の8ページとなります。報告書は資料No.3となりますので、内容をご説明させていただきます。

内子町教育委員会では、毎年、教育行政の管理、執行状況につきまして自己点検、及び外部評価委員による評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しているところでございます。報告書をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページには、点検・評価報告について、その趣旨、点検評価の対象・その方法など示しております。

1ページ後半から2ページにかけて、個別事業の実施状況及び効果、自己評価と課題、評価基準（AからDの4区分）、外部評価委員名簿などを記載しております。外部評価委員会のメンバーは、2ページに記載しております5名でございます。評価委員会は7月と8月にそれぞれ1回、合計2回開催し、その都度協議いただき、意見・評価をいただいております。

また、3ページから4ページには、教育委員会活動報告を記載しております。

次に、点検・評価でございますが、対象となります事業は、令和4年度中に実施いたしました事業となります。

5ページからになりますけれども、学校教育課関連の「20の個別事業」につきましては、5ページから24ページに記載をしております。外部評価の内訳は、「A評価：順調である」が2事業、「B評価：概ね順調である」が18事業、「C評価：やや順調である」と「D評価：順調でない」はございませんでした。

次に、自治・学習課の「16の個別事業」につきましては、25ページから40ページに記載をしております。外部評価の内訳は、「A評価：順調である」が2事業、「B評価：概ね順調である」が14事業、「C評価：やや順調である」と「D評価：順調でない」はございませんでした。

本報告書に記載しております、それぞれの事業内容・実施状況・評価等につきましてはお目通しいただき、ご確認いただいていると思いますので、省略をさせていただきます。

なお、全体を通してですが、コロナ禍による事業規模の縮小や中止などもありましたが、コロナ禍の中でも事業実施については工夫を凝らし、オンラインで開催するなど、事業を実

施したのもございます。そのような理由で予算の執行状況が低い事業もございますが、今後におきましても、「内子町学校教育の方針と施策」、「内子町社会教育の方針と目標」、「内子町人権・同和教育基本方針」を基に、教育や文化、スポーツの推進に努めて参りたいと思います。

以上、内子町教育委員会の点検・評価の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告の通り受理することとします。

日程第 11 議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第11 議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、期日に施行する必要があり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、副町長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） それでは、議案書1の9ページをお開きください。「議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めること」につきましてご説明いたします。本予算につきましては、期日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

11ページをお開きください。「令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1,675万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億7,241万7,000円と定めるものでございます。

17ページをお開きください。財源として、17款1項1目基金繰入金、災害対策基金繰入金1,675万円を計上しております。

18ページをお開きください。11款1項1目農業施設災害復旧費として農業施設災害復旧委託1,675万円を計上しております。

この補正予算は、6月30日から7月1日にかけての梅雨前線豪雨で連続雨量が多い所で300mmを超え、田畑などの農地が8箇所、農道などの農業用施設が8箇所の合計16箇所が被害を受けました。そこで、被害箇所の現地調査や申請者の意向調査などを行い、災害申請する箇所を確定させました。

資料10「議案等説明資料」の1ページをお開きください。国に災害申請する被害箇所の位置図と集計表でございます。次のページが主な被害状況の写真でございますので、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

これらの被害箇所を、9月下旬に行われる国の災害査定申請に間に合わせるためには、時間的余裕がなかったことから、測量調査設計業務委託費を7月27日に専決処分をさせていただきます。

以上、「議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

これより「議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員であります。従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

日程第 12	議認第7号	令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13	議認第8号	令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 14	議認第9号	令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 15	議認第10号	令和4年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 16	議認第11号	令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議認第12号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第12 議認第7号 令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第13 議認第8号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第14 議認第9号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第15 議認第10号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第16 議認第11号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第17 議認第12号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上の6件を一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第7号 令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第8号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第9号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第10号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第11号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第12号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」につきましては、その内容を会計管理者に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（田中哲君） 議長。

○議長（久保美博君） 田中会計管理者。

〔田中哲会計管理者登壇〕

○会計管理者（田中哲君） それでは、「議認第7号」から「議認第12号」までの「令和4年度一般会計及び特別会計の決算について」ご説明いたします。

最初に、「議認第7号 令和4年度一般会計歳入歳出決算について」です。まず概要を申し上げますと、全体的な決算額は前年度と比べ、歳入で約9億6,000万円の減で112億2,000万円余り。同じく歳出についても、約9億8,000万円の減で107億5,000万円余りとなり、歳入歳出とも約8%の減少となっています。

これは、新型コロナウイルス対応で決算規模がピークとなった令和2年度決算額から見ると、2年連続での大幅な減少となっています。しかし、令和4年度においてもコロナ収束の遅れに加え、物価高騰への対策といった影響が大きく、ワクチン接種などのコロナ感染症対策事業をはじめ、生活応援商品券給付事業などの生活支援事業に取り組んでおり、コロナ

の影響がなかった3年前の令和元年度決算額と比較すると、およそ6億円程度大きい決算額となっております。

それでは、資料ナンバー4、一般会計決算書の2ページ、3ページをご覧ください。

まず歳入です。歳入につきましては、1款町税から21款町債までありますが、主なものを説明いたします。

1款町税の収入済額は14億5,099万1,769円で、前年度より2,716万円余りの増です。

10款地方交付税の収入済額は50億6,043万円で、前年度より1億5,458万円余りの減となっています。

歳入全体に占める割合は45.1%です。

次に、4ページ、5ページをお開き下さい。

14款国庫支出金の収入済額は14億5,898万2,623円で、前年度より4億644万円余りの減となっています。その要因は、新型コロナウイルスに関連する国庫補助事業が減少したことによるものです。

15款県支出金の収入済額は8億4,797万4,971円で、前年度より1億2,869万円余りの減となっています。

18款繰入金の収入済額は2億4,967万8,629円で、関連する各基金から繰入れをしたものです。

21款町債の収入済額は6億9,612万1,000円で、前年度より3億3,439万円余りの減となっています。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。歳入合計は、一番下の収入済額合計112億2,825万5,371円で、前年度より9億5,970万円余り。率にして7.9%の減となっています。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

歳出です。1款議会費から14款予備費までありますが、主なものを説明いたします。

2款総務費の支出済額は14億3,705万6,264円で、前年度より3億3,808万円余りの増です。増となりました大きな要因は、生活応援商品券事業、価格高騰緊急支援給付金事業などの支出があったことによるものです。

3款民生費の支出済額は28億6,699万9,783円で、前年度より2億995万円余りの減となっています。これは、令和4年度においても各種特別給付金事業を実施しておりますが、前年度の給付事業の規模が減少したことによるものです。

4款衛生費の支出済額は、10億236万39円で、前年度より3,138万円余りの増となっています。

6款農林水産業費の支出済額は7億323万3,904円で、前年度より4,935万円余りの減です。

7款商工費の支出済額は2億4,318万2,959円で、前年度より1億1,263万円余りの減となっています。

8款土木費の支出済額は9億6,794万1,463円で、前年度より1億5,031万円余りの減です。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

10款教育費の支出済額は11億55万4,819円で、前年度より1億4,710万円余りの減です。

13款諸支出金の支出済額は6億4,183万6,652円で、前年度より7億364万円余りの大幅な減となりました。これは基金への積立金で、主なものとしましては、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金への積立金の減少によるものです。

そうしまして、歳出合計は、一番下の支出済額合計107億5,609万1,852円で、前年度より9億7,938万円余り。率にして8.3%の減となっています。

次に、ページ数を大きく飛びまして、180ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。

先程申し上げました歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、3番の4億7,216万3,519円となり、4番の翌年度へ繰り越すべき財源の合計は、1億4,936万4,000円。5番の実質収支額は、3億2,279万9,519円となります。

次に、決算書の181ページをご覧ください。これより、財産に関する調書です。

182ページは公有財産の異動で、土地及び建物の動きを記載しております。

次に、186ページをご覧ください。物品の所有状況です。取得価格が50万円以上の重要物品につきまして、年度内の増減を一覧に記載しております。

次に188ページ、189ページをお開きください。基金の決算です。ご覧のとおり、1番の一般会計財政調整基金から29番の学校教育施設整備基金までの29の基金があり、令和4年度中の動きを表しております。

基金の年度末現在高合計額は、一番下の欄の右、82億5,160万4,661円で、前年度より3億9,228万円余り、増額となっております。

以上で、「議認第7号 令和4年度一般会計歳入歳出決算」の説明とさせていただきます。

続きまして、「議認第8号」から「議認第12号」までの5つの特別会計歳入歳出決について、ご説明いたします。

資料ナンバー5、特別会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。

内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計です。

まず、歳入です。1款寄宿舎事業収入の収入済額は1,167万円余り。2款繰入金は、一般会計からの繰入で721万円余り。3款諸収入は318万円余りとなり、歳入合計は、2,207万2,259円で、寮生の増加により、前年度より471万円余りの増となっております。

次に、4ページ、5ページをお開き下さい。

歳出です。1款寄宿舍事業費のみですが、これは一般管理費、施設管理費、給食費の合計からなるもので、歳出合計は、歳入合計と同額の2,207万2,259円です。

次に、14ページ、15ページをお開き下さい。国民健康保険事業特別会計です。

まず、歳入です。1款国民健康保険税の収入済額は3億4,631万円余り。4款県支出金の収入済額は13億5,481万円余り。6款繰入金の収入済額は、一般会計からの繰入で1億9,635万円余りとなります。

そうしまして、歳入合計は19億637万7,113円で、前年度より7,626万円余りの減となっています。

次に、16ページ、17ページをお開き下さい。

歳出です。歳出は、2款の保険給付費が主なもので13億2,272万円余りとなり、歳出合計は18億9,143万1,108円で、前年度より8,707万円余りの減です。

次に、40ページ、41ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。

まず、歳入です。1款保険料の収入済額は4億3,238万円余り。10款繰入金は、一般会計からの繰入で4億3,739万円余りです。

歳入合計は、27億9,229万8,253円となり、前年度より4,259万円余りの増です。

次に、42ページ、43ページです。

歳出です。その主なものは、2款の保険給付費で25億7,423万円余りとなり、歳出合計は27億3,604万9,127円で、前年度より2,860万円余りの増となっています。

次に、78ページ、79ページをお開き下さい。介護保険サービス事業特別会計です。

まず歳入です。1款サービス収入は955万円余り。2款繰入金は239万円余り。

歳入合計は1,195万1,289円で、前年度より21万円余りの減となります。

次に、80ページ、81ページをお開き下さい。

歳出です。1款総務費の支出済額は664万円余り。2款事業費は、ケアプランの外部委託などの経費530万円余りです。

そうしまして、歳出合計は、歳入合計と同額の1,195万1,289円です。

次に、90ページ、91ページをお開き下さい。最後に、後期高齢者医療保険事業特別会計です。

まず歳入です。1款後期高齢者医療保険料の収入済額は1億6,549万円余り。3款繰入金は8,842万円余りです。

歳入合計は2億6,275万2,054円となり、前年度より1,049万円余りの増です。

91ページ、92ページをお開き下さい。歳出です。その主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、2億5,498万円余りです。

歳出合計は2億5,731万5,944円となり、前年度より1,357万円余りの増となっています。

以上で、「議認第7号」から「議認第12号」までの「令和4年度一般会計歳入歳出決算」及び「特別会計歳入歳出決算」の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（久保美博君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（久保美博君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。議案書番号8番、令和4年度内子町一般会計・特別会計決算審査意見書の28ページをご覧ください。総括意見としてまとめさせていただいております。意見書は全部で37ページに及んでおり、総括意見についてのみ申し上げます。

地方自治法第233条第2項に基づく、令和4年度における一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、菊地監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき、各課等から提出された決算資料を中心に、関係書類の審査、関係職員からの聴取、さらに前年度の決算審査、令和4年度の財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて実施いたしました。また、決算業務は多岐にわたることから、それぞれの事業から抽出等により審査を行いました。その結果、各会計の決算書及び関係調書等は予算並びに関係法令に準拠して作成されており、誤りのないものと認めました。評価できる事項もたくさんありましたが、一方で、引き続き留意いただきたい事項もありました。主な意見は、次のとおりであります。

1点目。不用額等についてです。不用額は、歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除し残ったお金であり、大切なことは不用額発生の原因です。良い不用額の発生事例として、①、②、③などが挙げられますが、今回の決算審査では、いずれの事例も見受けられました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事例も多く見受けられました。

さらに、補助金及び助成金については、活動実態等を的確に反映して必要な見直しや要綱に基づく精算を行っており、評価できます。

一方、良くない事例としては、①、②など、多様な理由が挙げられます。今回の決算審査では、補正予算の対応を失念し多額の不用額が発生した事例が1件確認されました。これは国民健康保険事業の特別会計で、議案説明資料7番、決算資料の66ページ。後でご覧ください。

引き続き、予算執行事務管理の徹底や、早めの決算見込みと不用額の把握に努め、補正予算での対応、あるいは将来のための基金として活用するなど、限られた財源の最大限の活用に向けていただきたいと思います。

大きい2点目、委託料及び工事請負費についてであります。多くの業務が外注で執行されており、これは民間の活性化や事務の効率化に繋がり評価できることです。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「より良いものをより安く調達しているか」で、最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の本質と趣旨がいかにかき立てられているかです。

今回の決算審査では、競争性・透明性・経済性を踏まえ、更には地元業者の受注機会の確保を図る地域要件を考慮した競争入札、比較見積もりが行われており、適正な予算執行が行われておりました。

次に29ページ、(2)留意事項についてであります。随意契約、長期継続契約については記載の通りであります。

次の、随意契約を行う場合の法令根拠や理由の解釈が各関係部署において統一かつ公正に行えるよう、新たに「内子町随意契約ガイドライン」を定め、一層厳正な契約手続きに努めています。これは、令和3年度財務監査で指導したことへの迅速な対応であり、高く評価できます。

一方で、システム関連の業務委託契約については、ほとんどの場合、当初入札で落札した業者との随意契約を行っています。ここで重要なのは、業務委託の必要性和金額の妥当性の検討です。業務委託契約の決裁文書に必要性和金額の妥当性をしっかりと記述願います。

3点目、工事の現地監査についてであります。多くの工事から抽出した工事について、書類監査と現地監査を実施しました。書類監査と現地監査の結果、それぞれの工事ともに適正に執行されておりました。特に変更契約については、事前に目視でき予測できるもの、関連する設備の経過年数の確認、求められている環境対策など十分な準備調査を行い、当初設計に確実に盛り込むなど、適正な執行に努めていただきたいと思います。今回の監査においては、準備調査不足による変更契約となった事例も確認されました。

続いて30ページ。3番目の滞納についてであります。町税をはじめ、国民健康保険税、貸付金、負担金、使用料等の全体の滞納は、次の滞納額の推移のとおり、平成22年度以降は減少傾向が継続していましたが、令和4年度は対前年度比で139万9,000円の増加となっています。微増したものの、これは厳しい経済と高齢化の状況下で、職員一丸となって長期にわたり日々取り組んできた成果であります。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」等による緊密な連携によるものでもあります。

一方、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の過年分滞納においては不納欠損処理が確認されました。いずれも法令に基づく、執行停止、即時消滅、消滅時効を理由とした適正な処理でした。引き続き、職員の不作為による安易な不納欠損処理とならないよう、公平確保の観点からも厳正に対処願います。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免や納税猶予措置は、適正に処理されていました。

続いて、31ページ。町税の徴収の推移ではありますが、具体的には、法令に基づく厳正・的確な滞納整理、高額・悪質事案の愛媛県滞納整理機構への引継ぎ、振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できます。引き続き、ウィズコロナ、アフターコロナの対策として、納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税の更なる向上策に取り組んでいただきたいと思います。

一方、全体的に滞納が微増している中、徴収率の低い町営住宅・駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金については、引き続き、内子町債権管理対策会議に諮り、本年3月に制定した「内子町債権管理条例・規則」を活用し、事案によっては専門家とも相談し、滞納者はもとより連帯保証人にも接触し、厳正な対応を願います。担当者が一人で悩むことがないよう、担当部署一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

続いて4番目、新型コロナウイルス感染症対策等についてと、5番目の資金運用については記載の通りであります。

6点目、情報化、ICT化対応について。社会保障・税番号制度の導入や更なる情報化、ICT化が進展している中、重要なのは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員の情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかであります。令和4年度は、情報セキュリティの体験型訓練として、疑似的な標的型メールを全職員に送付してその対応を確認し注意喚起を徹底したほか、新たに担当部署等による各部署への無予告監査を実施するなど、工夫を加えた各種の効果的な取り組みがされており、高く評価できます。また、研修に参加できなかった半数以上の職員へ、単に研修資料を回覧するのではなく、確実に資料配付するとともに自己研修時間を確保するよう周知されています。確実に自己研修を行ったのかの事後確認も徹底願います。引き続き、研修、内部監査、点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。

基金について。基金は、内子町において29設けられております。地方自治法第241条第1項にあるように、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために積み立てられていますが、いずれも法令・条例に基づいて適正に管理されていました。引き続き、その規模や管理について十分検討を行った上で、それぞれの基金の設立の目的に則して適時・適切な運用、管理に努めていただきたいと思います。特に、運用の検討については、担当部署によって温度差が見受けられます。一層、適時・適切な運用に向けて、取り組んでいただきたいと思います。

8点目、時間外勤務手当、有給休暇、公用車管理、事務処理について。一部の部署の一部の職員において時間外勤務の慢性化が、複数の部署の一部の職員において有給休暇がほとんど取得できていない事象が確認されました。原因を分析・検証し、改善策に取り組まれており、全体的には改善傾向にありますが、引き続き、「内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」等の遵守、特定の職員に過重な負担とならないよう必要に応じ、担当者

相互の事務支援や事務分担の見直し、職員が一人で悩むことがないような風通しの良い職場環境の醸成に努めていただきたいと思います。

また、複数の職員が体調を崩し、メンタル不調で病気休暇取得や病気休職となっています。専門家と連携して職場復帰に向けてサポートするとともに、原因解明を行い、同様の事象の未然防止に努めていただきたいと思います。職員は組織の財産であり、健康管理は各人の自己管理が重要であることは言うまでもありませんが、管理者の重要な責務の一つでもあります。

33ページ。(2) 今回の審査においても職員の不注意による公用車の損傷案件が多数確認されました。ここ5年間ではワーストの状況で、中には同一職員が複数回事故したり、同じ部署で複数回事故している部署が複数あるなど、注意喚起が浸透しているとは言い難い現状です。公用車ごとの管理台帳を整備し、すでに職員への注意喚起はなされていますが、物品の調達費や修繕費の財源は税金であることを常に認識の上、職員へ注意喚起を徹底し、再発防止に努めていただきたいと思います。結果につながる注意喚起をしていただきたいと思います。

各種事務の処理に当たっては、事務処理手順の遵守と管理者の事務管理を徹底願います。不適切事例が発生するとその処理に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政への信頼を損なうことに繋がります。引き続き、基本に忠実な事務処理に取り組んでいただきたいと思います。本年4月から適正な事務処理確保のため内部統制の運用を開始しており、これは、これまで監査・検査・審査において指導してきたことに対する対応であり、高く評価できます。今後も必要に応じて評価リスクの見直しを行うなど、効果的なものとなるよう取り組んでいただきたいと思います。

最後に、内子町の財政は令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおり健全財政ですが、過疎化と人口減少、少子高齢化の進行など、厳しい地域環境の中で、自主財源である町税等の増加は見通しにくく、従来どおりの予算規模の維持は年々難しくなっています。加えて、地球温暖化に伴い多発する自然災害・予想される地震への対策など、厳しい地域の現状が続くと思われます。

今後も引き続き、これまで同様に補助金制度の積極的な活用、基金の適正な積立と活用、必要不可欠な事業の選択、適時適切な予算配分と実施に努められることを願い、決算審査報告といたします。

○議長（久保美博君） 「議認第7号」から「議認第12号」までの令和5年度各会計歳入歳出決算の認定について、その説明と報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

それでは、お諮りします。「議認第7号」から「議認第12号」までの決算の認定の件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議認第7号」から「議認第12号」の決算認定6件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前 11時 56分 休憩

午後 1時 00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 18 議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 19 議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第18 議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第19 議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について」、以上の2件を一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 「議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定」につきましては、関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

それでは、資料1、議案書の25ページをお開きください。令和4年度内子町水道事業会計で利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の26ページに、処分計算書を記載しております。未処分利益剰余金6,357万2,001円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に5,357万2,001円、建設改良積立金に1,000万円をそれぞれ積み立てまして、処分するものでございます。

次に27ページをお開きください。「議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について」ご説明いたします。資料6の令和4年度内子町水道事業会計決算書の2ページをお開き下さい。

収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、1款の事業収益決算額が4億3,316万2,446円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は、2億7,411万5,006円で給水収益等でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収入等で1億5,904万7,440円となっております。

次に3ページをお開きください。支出でございますが、2款の水道事業費用決算額が3億6,362万9,974円となっております。内訳といたしまして、1項の営業費用は3億1,892万8,844円で、2項の営業外費用は4,470万1,130円でございます。

続きまして、4ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、3款資本的収入決算額は、総額で3億5,111万9,315円でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお開きください。支出でございます。4款資本的支出決算額は、総額で2億6,174万3,805円となっております。内訳といたしましては、1項の建設改良費は1億1,307万6,970円で、2項の企業債償還金は1億4,866万6,835円でございます。

続きまして、7ページをお開きください。損益計算書です。

まず営業収益でございますが、給水収益から加入金まで合わせまして2億4,922万5,505円でございます。

次に営業費用でございますが、原水及び浄水費からその他の営業費用まで合計で3億1,019万5,786円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、6,097万281円となっております。続きまして、営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計で1億5,904万9,572円でございます。営業外費用が3,450万7,290円となっており、このことによります経常利益は、6,357万2,001円となっております。今年度は特別損失の計上はありませんので、同金額が令和4年度未処分利益剰余金であり、6,357万2,001円となります。この剰余金処分につきましては、「議案第70号」でご説明いたしましたように、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり処分するものでございます。

資料8ページから9ページには剰余金計算書を、10ページには剰余金処分計算書の案を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

11ページから13ページには内子町水道事業貸借対照表を記載しており、16ページにはキャッシュ・フロー計算書を、17ページ以降には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、「議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について」

の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（久保美博君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。議案書番号8番、令和4年度内子町公営企業会計決算審査意見書の3ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項に基づき、令和4年度内子町公営企業会計決算審査は、代表監査委員の私、赤穂と菊地監査委員及び監査員事務局により内子町監査基準に基づき担当部署から提出された決算報告書等の審査、関係職員からの聴取、さらに財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて実施いたしました。その結果、4. 審査の結果の通り、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

一方で、多くの課題も考えられる中、解決に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思います。

14ページをご覧ください。水道事業についての意見を申し上げます。

まず1点目、経営状況についてです。平成28年4月1日付で全ての簡易水道事業と統合して7年目の経営状況であり、損益計算書では、水道事業の正常な収益力を示す経常利益は6,357万2,001円。当年度末処分利益剰余金は6,357万2,001円となっております。また、経営の健全性を示す経常収支比率は118.44%であり、健全財政の水準とされる100%を上回っています。

一方、料金水準の妥当性を示す料金回収率は94.20%であり、必要とされる100%を下回っております。

次に、財政状態についてです。財政の状態を示す貸借対照表による財政比率は、次のとおりで良好です。

固定資産対長期資本比率。事業の固定的・長期安定性を見る指標ですが、100%以下が望ましく、86.22%となっています。

流動比率。1年以内に返済すべき流動負債をどの程度返済可能かを見る指標ですが、最低でも100%以上が必要で、642.87%となっています。

自己資本構成比率。総資本に占める自己資本の割合を見る指標ですが、比率は高いほど良く、67.66%となっています。

負債比率。企業の健全性を見る指標ですが、100%以下が望ましく、47.80%となっています。

次に、工事請負契約及び業務委託契約について。工事請負、委託業務の契約にあたっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われていました。一部において変更契約が確認されましたが、適正に行われていました。引き続き、事前に目視でき予測できる場合や関連する設備の経過年数の確認、関連する事業の必要な事前調整、各種配管ルート

の事前確認など、十分な調査と準備により適正な執行に努めていただきたいと思います。

4番の資金運用については、記載の通りであります。

5番、今後の経営についてですが、人口減少に伴い料金収入の伸び悩みが予想される中、簡易水道事業との統合で施設の老朽化等による修繕及び更新、耐震化、水道料金の適正化等、多くの課題が考えられます。特に近年、有収率の低下が懸念される中、令和4年度は有収率が82.36%と前年度に比べ1.60%改善し、類似団体全国平均を上回る状況となっています。送水・配水管の老朽化による漏水が一つの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため漏水件数を減らす努力を行ってきた効果が表れてきています。引き続き効果的な取り組みに努めていただきたいと思います。

また、施設及び配管等の更新にあたっては、令和2年3月末に完了した耐震化計画等策定業務委託及び内子町水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果を踏まえた内子町水道施設耐震化計画及び内子町水道ビジョン・経営戦略に基づいて計画的に実施願います。

引き続き、長期的な展望に立って各種の課題解決に取り組み、統合の目的である広域的受益の均衡化、経営の効率化と基盤の強化を図り、安心で安全な水道水の安定供給に一層努められることを願い、決算審査報告といたします。

○議長（久保美博君） 「議案第70号」及び「議認第13号」の説明と報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

それでは、お諮りします。「議案第70号」及び「議認第13号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第70号」及び「議認第13号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 20 議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第 21 議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第20 議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第21 議認第14号 令和4年度内子町下水道事業

会計決算の認定について」以上の2件を一括審議とします。本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（小野植正久君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 「議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定」につきましては、関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

それでは、資料1、議案書の28ページをお開きください。令和4年度内子町下水道事業会計で利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定より議会の議決を求めるものでございます。

次の29ページに処分計算書を記載しております。未処分利益剰余金54万8,465円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に54万8,465円を積み立てまして、処分するものでございます。

次に、30ページをお開きください。「議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について」ご説明いたします。資料6の令和4年度内子町下水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、1款の事業収益決算額が2億9,569万6,132円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は7,841万5,089円で下水道使用料でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、国庫補助金等で2億1,728万1,043円となっております。

次に3ページをお開きください。支出でございますが、2款の下水道事業費用決算額が2億9,365万5,850円となっております。内訳といたしまして、1項の営業費用は2億7,450万1,785円で、主なものとしましては、処理場費、減価償却費でございます。2項の営業外費用は1,915万4,065円となっており、主に企業債利息でございます。

続きまして、4ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、3款資本的収入決算額は、総額で1億1,711万7,500円でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお開きください。支出でございます。4款資本的支出決算額は、総額で1億7,358万6,838円となっており、主なものとしては、第2項の企業債償還金でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,648万4,338円につきまして、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。詳細につきましては、次の6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして、7ページをお開きください。損益計算書です。

まず営業収益でございますが、下水道使用料、その他営業収益を合わせまして7,129万5,398円でございます。

次に営業費用でございますが、管渠費からその他の営業費用まで合計で2億6,271万5,564円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は1億9,142万166円となっております。

続きまして、営業外収益は、他会計補助金から雑収益までの合計で2億1,584万8,836円でございます。営業外費用が2,388万205円となっており、このことによります経常利益は54万8,465円となっております。

今年度は特別損失の計上はありませんので、同金額が令和4年度末処分利益剰余金であり54万8,465円となります。この剰余金処分につきましては、「議案第71号」で説明いたしましたように、内子町下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり処分するものでございます。

資料の8ページ、9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

11ページから13ページには内子町下水道事業貸借対照表、16ページにはキャッシュ・フロー計算書、17ページ以降には事業報告などの関連資料を記載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、「議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（久保美博君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。議案書番号8番、令和4年度内子町公営企業会計決算審査意見書の3ページをご覧ください。

4. 審査の結果の通り、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営

成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても地方公営企業法の趣旨にそって経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

一方で、多くの課題も考えられる中、解決に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思います。

28ページをご覧ください。下水道事業について意見を申し上げます。

1. 経営状況について。平成29年4月1日から地方公営企業法を適用して地方公営企業に移行し、経営状況の明確化・適切な施設管理など効率的な事業運営を目指すとともに使用料金の改定を行っています。移行6年目の経営状況は、損益計算書で見ると、下水道事業の経常利益は54万8,465円、当年度末処分利益剰余金は54万8,465円となっています。

また、経営の健全性を示す経常収支比率は100.19%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っており一般的に安定していると言えますが、経費の大半を料金収入以外の収入、一般会計補助金で賄っている状況です。特に、令和4年度においては1億2,373万2,000円の繰入金の内、5,761万6,000円が基準外繰入金となっており、基準外の繰入を可能な限り抑制していく必要があります。

加えて、料金水準の妥当性を示す経費回収率は48.84%と前年度に比べ23.26%も減少しており、必要とされる100%に比べ大幅に低調な状況です。

財政状態について、固定資産対長期資本比率は、101.43%となっています。

流動比率は、60.45%となっています。

自己資本構成比率は、77.98%となっています。

負債比率は、28.24%となっています。

資本的収入及び支出における不足額の取扱いについて。資本的収入額が資本的支出額に対して5,648万4,338円の不足額が生じています。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金5,227万6,895円。当年度分損益勘定留保資金408万7,412円。前年度からの繰越工事資金6万5,000円、当年度消費税等資本収支調整額5万5,031円で適正に補てん処理が行われています。

29ページ。工事請負契約及び業務委託契約については、記載の通りです。

今後の経営について。人口減少に伴い下水道使用料収入の伸び悩みが予想される中、89.10%に止まっている接続率のアップ、施設利用率を参考とした施設の適正規模の在り方の検討、施設の老朽化を見据えた長寿命化対策・耐震化対策、汚水処理費の低減化、使用料金の適正化等、多くの課題が考えられます。特に、経費回収率は近年極めて低調な状況に転じており、これは全国における類似団体や愛媛県内の団体と比較しても、非常に低調な状況です。下水道への接続や使用料金の適正化を含め、安定した下水道事業経営のため改善に取り組む必要があります。加えて、施設利用率については、例年30%前半と類似団体の平均値約50%を下回っており処理能力に余裕がある現状であり、今後、大きな水量増加は見込

めないため、施設の更新等計画では過大施設とならないよう慎重に検討していく必要があります。運用経費についても更なる効率化を検討していく必要があります。令和2年3月末に完了した内子町下水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果、令和3年3月末に完了した内子町公共下水道内子町浄化センター他再構築基本計画及び令和5年3月末に完了した内子町公共下水道使用料算定支援業務委託の結果を踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って各種の課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため一層努められることを願い、決算審査報告といたします。

○議長（久保美博君） 「議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について」、説明と報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

それでは、お諮りします。「議案第71号」及び「議認第14号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第71号」及び「議認第14号」の2件は、予算決算常任委員会に委託することに決定いたしました。

日程第 22 議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第22 議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○議長（小野植正久君） 「議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例」につきましては、下水道事業における独立採算に基づく健全な経営、及び今後の計画的な施設更新を進める上で必要となる財源確保のため下水道使用料の改定が必要であることから、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○谷岡建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは「議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料1の議案書31ページをお開きください。提案理由でございますが、下水道事業の独立採算に基づく健全な経営及び今後の計画的な施設更新を進めるうえで必要となる財源確

保のために下水道使用料の改定が必要であることから、内子町下水道条例の一部を改正するものでございます。

次の32ページが改正条例案でございます。改正内容につきましては、資料10の議案説明資料にて説明させていただきます。

3ページの新旧対照表をお開きください。右側の表が現行の1ヶ月あたりの使用料で左側の表が改定後の1ヶ月あたりの使用料でございます。第16条第1項の表中、一般汚水の基本料金及びそれぞれ超過料金の1㎡あたりの単価について、現行の右、表中の金額から、左の表中の金額に改めるものでございます。

本年6月の内子町下水道運営審議会の答申を受け、改定率といたしましては、平均約20%の増額改定でございます。

また、附則において、この条例は令和6年4月1日より施行する事といたしております。

以上、簡単ではございますが、「議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） この条例案ですけれども、これ現在、下水道を利用されておる皆さん方には、事前の説明等はやられておるのかどうか。まず伺います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 利用者の皆様に対して事前説明というのは、まだ行っておりません。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 今は、ご承知のように何もかも物価高騰してですね、ガソリン代にしても電気代にしても、いろんな生活必需品といいますか、食料品等の物価も上がっておる中で、町民の皆さんは本当に苦しい生活を余儀なくされていると思うんですけれども。そういった中でこの料金値上げということでありますけれども、これ町長、そういったことへの考慮というのはなされておるのかどうか。これもう、この問題は以前から監査委員さんの方からも指摘をされてきた懸案事項ですけれども、今この時点でやる理由というのは私には理解できないと言いますか。上げるにしても、そういった物価高騰の状況を考えた上でですね、実施時期というのは、選択の余地があるかと思うんですけれども、ちょっとこの点についていかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植町長） ただ今のご質問でございますけれども、毎年、ここ経営状況、維持管理費が賄えないという状況が続いております。そういう中で、コロナ禍ということでですね、その中では料金を上げることは、ちょっとそれはできないだろうということですね、現在まで延ばさせていただきました。確かにですね、現在も物価高、そういう状況ではございますけれども、やっぱりそこに税金を投入するということがどんどん続いてきておりますので、やっぱりそれについてはですね、受益者の方にもご理解をいただいて負担をしていただくというのがですね、公平ではないかということで今回提案をさせていただいております。また、物価高に関しましてはですね、また9月から発送をさせていただきますけれども、1人あたり1万円の物価高対策というような商品券の配布も考えておりますので、そういったところでもですね、対応いただければいいのかなというふうに思っております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（久保美博君） 他、質疑はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） これはやっぱり2割の値上げという、料金の非常に大きいことだと思うんですけども、特にですね、低所得者対策ということを考えられたのかどうか。低所得者に対して、コロナの間、いろいろ給付金なども出ましたけれども、内子町の全世帯のうちの住民税非課税世帯は約3分の1にあたると思うんです。そういう方たちは、下水道っていうのは本当に生活インフラですから、我慢してどうにか使わないようにするということは非常に難しいことだと思うんですよね。電気代とかガスとかっていうのは、ある程度、そういうことができるかもしれないですけども、下水道、上水道っていうのはもう生活必需品なので、これを抑えるっていうことはなかなか無理だと、難しいと思うんですよね。なので低所得者、住民税非課税世帯とかそういうところだけでも何か手当するようなことは考えられたのか。

またですね、あとこれ事業者っていうのも恐らく入っているんじゃないかと思っているんですけども、事業者の割合、料金収入の中の割合が何割ぐらいとか。まあ事業者だけ値上げするとか、そういったことは考えられなかったのか。以上、2点伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問でございますけれども、この下水道の使用料金の体系でですね、全てをカバーするというのは、これは難しいと思います。そういう意味でですね、物価高対策、原油高対策については、低所得者については3万円の給付ですかね。こういった制度は今までも実施してきております。いろんな制度の中でですね、やっていけないとですね、料金収入の体系の中でですね、そういうことをやっていくというのはですね、私はちょっと違うのかなというふうに思っております。そういう意味で今回、それについては一律で提示をさせていただいたということでございます。

それから事業者についてはですね、料金体系がですね、当然、水道によって下水道料金も料金体系ができておりますので。流す量によってですね。それが当然、多く使う方については多く、累進制のような形でですね、多くその分負担していただくという料金体系になっておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 2番目の質問なんですけど、私の意図が伝わっていないような気がするんですけど、料金収入のうちの事業者が支払った分、事業者から収入を得た分と個人、住民から得た分というのは分けられるんじゃないかと思うんですけども、そういう分け方っていうのはされているのでしょうか。今、数字が分からなかったら今じゃなくていいんですけど。もう一度伺います。

○議長（久保美博君） 関根議員。もう一度、説明の内容を説明してください。

○3番（関根律之君） はい、議長。下水道のエリアっていうのが、内子の地域、商店街とかあると思うんですけど、その中で例えばお肉屋さんというのが食品加工業として下水道を利用されると思うんですよ。一方で、住民の住まわれているお宅から出る下水道とあると思うんですけど、その契約として事業者としての契約というものはあるのか。個人と、そういう収入別で分け方っていうのはできるのかどうかということを伺ったわけです。

○上下水道対策班長（稲田彰二君） 議長。

○議長（久保美博君） 稲田上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（稲田彰二君） 失礼します。関根議員さんのご質問にお答えいたします。業者につきましては、湯屋料という料金設定があるだけでございますので、あとはお店とかそういった、家庭用とかは関係なく料金の設定が上がっております。水道は上がりませんけど。分けておりませんので、あくまでも出された下水に対する使用料というふうになっておりますので。

〔建設デザイン課協議〕

○議長（久保美博君） 今の説明について、再度説明する必要はありますか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。2回いきましたが、できない。

はい。関根律之議員。

○3番（関根律之君） そういう分け方での統計はないということよろしいですか。その事業者だけの収入がいくらになっている。住民としての収入がいくらになっているっていう分け方はできないということの理解でよろしいでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 現在のですね、徴収につきましては、あくまでも使用料ということで一般家庭、企業含めて使用料としての請求という体系になっておりますの

で、企業様と一般の住民の利用者様との区分けといいますか。そういうものはしていないというような状況でございます。

○議長（久保美博君） その他、質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第72号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第72号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 23 議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第23 議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童健全育成事業の実施についての通知に伴い、事業の内容が改正されたことにより条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） それでは、「議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の33ページをお開きください。本条例の改正提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の実施について、これ令和5年こども家庭庁育成局の通知に伴いまして、内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料10の4ページにより説明をさせていただきます。

説明資料の4ページをお開きください。放課後児童健全育成事業を行うにあたりましては、支援の単位ごとに放課後児童支援員をおくこととされております。この放課後児童支援員は、保育士や社会福祉士、教員の免許状等を有する者であれば、県の行います研修を受講し修了すれば支援員になることができます。

今回の条例改正は、放課後児童支援員の資格要件にかかるもので、附則第2条に規定されております「職員に関する経過措置」について改正するものでございます。

内容ですが、新たに異動等で放課後児童クラブにおいて勤務することとなった保育士等の資格を有する者は、4月1日時点では指導員になる要件・資格は有しておりますが、例年10月から11月ごろに行われます県が実施いたします研修を受講し修了しておりませんので、支援員としての資格は有さないということになります。

しかし、この附則第2条にあります「令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中、これは「この研修を受講し修了したもの」というふうに読み替えますが、「修了したもの」、「令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含むとする」として、4月1日には指導員の資格は有していなくても、研修を受講し修了を予定しておれば、指導員とすることができるとした規定でありました。

しかし、現行の条例では、令和4年度末をもって失効する規定でありますので、改正後の条例では、その期間を「当分の間」とすることとし、また、研修の期間を「業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者も含む」とする規定に改正するものでございます。

以上、「議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第73号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第73号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24 議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第24 議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約」につきましては、見積もりを徴収し8月10日に仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、環境政策室長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、「議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」説明をさせていただきます。

議案書は1の35ページ。説明資料につきましては、資料10の5ページ、6ページになります。

まず、議案書にて説明させていただきます。契約の目的でございますが「第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負」であり、契約の方法につきましては、随意契約でございます。

当該補修工事に関しましては、施設の設計・施工業者である荏原環境プラント株式会社の専門的知識と技術力を必要とすることから地方自治法施行令第167条の2、第1項、第2号の規定を適用し、随意契約とするものでございます。

契約金額は9,680万円で、設計金額に対する見積額は、率にして95.25%でございます。

契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号、荏原環境プラント株式会社西日本支店支店長、山内秀洋でございます。

工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から令和6年3月25日までの予定でございます。

続いて、工事箇所、概要について説明させていただきます。説明資料10の5ページをご覧ください。ただ今、図面の方を送らせていただきました。この図は、施設全体の流れを示したフローシート上に今回の補修箇所を色付けしたものです。今回の工事箇所につきましては、左下に記載がございます4件でございます。

工事概要につきまして、上より順にご説明申し上げます。

①図の中央、上寄りに赤色で示しております燃焼用・白煙防止用空気予熱器の補修工事でございます。燃焼用空気予熱器及び白煙防止用空気予熱器は、排ガス中の熱を回収し、燃焼または白煙防止に利用するための設備となっております。

燃焼用空気予熱器は8段のブロック、白煙防止用空気予熱器は6段のブロックに分かれ、それぞれのブロック中に数十本の伝熱管が通っております。伝熱管の内と外の温度差が

大きいところでは腐食の進行が激しく、空気漏れが起きやすいため、4～5年のスパンで修繕が必要となります。

今回、1号炉の燃焼用空気予熱器の上部3ブロック、及び白煙防止用空気予熱器の下部3ブロックにつきまして伝熱管の腐食が進んでいるため、取替工事を行うものです。

続いて、図、中央下、左寄りにオレンジで示しております、②1号炉下コンベヤ取替工事です。こちらは、焼却炉の下から排出されます落じん灰を搬送するもので、経年劣化により、取替更新を行います。

②の上、緑色で示しております、③1号炉乾燥帯炉下シュートダンパ取替工事と、図、中央右寄りに黄色で示しております、④1号・2号炉減温塔下部シュートダンパの取替工事です。

③は、焼却炉の床部分にありますストーカから落ちてくる焼却灰の受け皿となるシュートダンパ。④は、排ガスの温度を下げる減温塔内の範囲の受け皿となるシュートダンパとなります。いずれも内部の腐食が進行しており気密性を確保するため、今回、取替更新を行うものでございます。

なお、次のページ、6ページにつきましては断面配置図を記載しております。先程のフロー図とは左右が逆になっており、建物の奥、東南側からみた断面図となっております。実際の修繕箇所をフローシート上と同じ配色で示しておりますので、お目通しいただければと存じます。

以上、工事概要の説明とさせていただきます。焼却炉につきましては、運用開始から24年目を迎えており、定期的な修繕が必要となっておりますが、安全で円滑な運転を行うため、補修工事につきまして請負契約を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「ありません。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第74号」は、産業建設厚生常任委員会に委託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって「議案第74号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。午後2時10分より再開いたします。

午後 2時 00分 休憩

午後 2時 10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 25 議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 26 議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 27 議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久保美博君） 「日程第25 議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について」、「日程第26 議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「日程第27 議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、「議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について」、「議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」以上3件について、一括してご説明申し上げます。

議案書9、補正予算関係をお手元にご用意ください。

まず水色の仕切り、「議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

「令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）」の補正につきましては、歳入歳出、それぞれ2億7,415万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億4,657万4,000円と定めるものでございます。前年度の補正後予算と比較して、9億8,454万4,000円、率にして9.4%の増額となっております。

10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。表中右側に「一般会計補正予算（第8号）」の財源を示しておりますが、国県支出金1億752万8,000円の増額。地方債1億4,340万円の増額。その他特定財源590万円の減額。一般財源2,912万9,000円の増額となっております。

今回の補正は、まちづくりの柱である子育て支援、魅力ある風景や生活の基盤整備、防災対策、これらを主要施策として予算化しております。

主な内容でございますが、14ページをお願いいたします。中段でございます。防災対策として、2款1項1目一般管理費の25節寄附金において、姉妹町村提携をしております沖縄県宜野座村が台風6号の襲来により村内で数日間にわたる停電となるなど、様々な台風被害が発生しておりますので、義援金100万円をお届けしたいと思っております。

同ページ下段でございます。子育て支援の関連として、2款1項9目企画費において、結婚に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の強化を図るため、結婚新生活支援事業370万円を計上しております。財源は、愛媛人口減少対策総合交付金と一般財源としております。

16ページをお願いいたします。上段でございます。子育て支援として、3款2項2目保育園費の12節委託料、14節工事費及び17節備品購入費において、園児の登園管理や保護者への報告等をICT技術により円滑かつ効率的に行えるシステムを導入する経費282万1,000円を、また、内子町社会福祉協議会も同様のシステムを導入するにあたり、18節補助金において保育所等業務効率化推進事業費補助314万円を計上しております。財源は、保育対策総合支援事業費補助金と一般財源としております。

18ページをお願いいたします。中段でございます。魅力ある風景の生活の基盤整備として、8款4項3目公園費において、「ねんりんピック愛媛のえひめ2023」を良好なグラウンドコンディションで開催するため、内子運動公園野球場内野を整備する事業費94万6,000円を計上しております。財源は一般財源としております。

20ページをお願いいたします。上段でございます。魅力ある風景の生活の基盤として、10款5項3目自治センター費の14款工事費において、大瀬自治センターを解体し新築するにあたり、自治センターの事務所を大瀬の米蔵に移転するための改修工事費98万7,000円。また、老朽化した臼杵自治会館講堂の解体工事費583万円など、合計1,842万5,000円を計上しております。財源は一般財源としております。

21ページをお願いいたします。中段から下段でございます。災害対策として、令和5年6月から7月にかけての梅雨前線豪雨による災害復旧費として、11款1項1目農業施設災害復旧費において1億305万3,000円。同じく2目林業施設災害復旧費において、657万4,000円。同じく2項1目公共土木施設災害復旧費において、8,620万円を、それぞれ14節工事請負費に計上しております。町民の皆さんが安心して生活できる環境を少しでも早く取り戻せるように、復旧してまいります。財源は分担金、現年発生農業施設災害復旧費補助金、現年発生公共土木施設災害復旧費国庫補助金、災害復旧事業債、一般財源としております。

続きまして、ピンクの仕切り、「議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」につきまして、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,657万2,000円を追加し、29億1,198万4,000円と定めるものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して、1億2,505万4,000円。率にして4.5%の増額となっております。今回の補正は、令和4年度実質収支額の確定による繰越金、5,624万9,000円。一般会計からの繰入金、6,000円。介護給付費負担金等31万7,000円を歳入予算計上し、歳出見込み増により、高額医療合算介護予防サービス費5万円。令和4年度介護給付費国庫負

担金確定による返還金、1,858万8,000円。歳入歳出の調整として、予備費3,793万4,000円の歳出予算を計上しております。

最後に、黄色の仕切り、「議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。資本的支出の補正につきましては、鈴木配水池移設に伴う地質調査及び測量設計委託として1,620万円を計上し、資本的支出の総額を5億9,915万2,000円としております。

以上、「議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）」から「議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」までの3件につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第75号」から「議案第77号」までの3議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第75号」から「議案第77号」までの3議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 29 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 30 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第28 諮問第1号」から「日程第30 諮問第3号」までの「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の3議案を一括議案とします。提案者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書1の36ページをお開きください。「諮問第1号」から、38ページの「第3号」までの3件につきましては、いずれも令和5年12月31日で任期満了を迎える人権擁護委員の後任候補者を推薦することにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

「諮問第1号」につきましては、人権擁護委員である熊野千賀子氏を、引き続き人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。熊野氏は、昭和32年11月16日のお生まれで、内子町内子2689番地にお住まいでございます。幼稚園教

員、保育士として長年、幼児教育に携わる一方で、人権・同和教育にも積極的に取り組み、自己研鑽を怠らず、知識、指導力の向上に努められています。また現在は、大洲人権擁護委員協議会の副会長を務められ、人権に関わる多様な問題の対応及び人権思想の高揚において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。「諮問第2号」につきましては、山上幸久氏の後任として、宮野照三氏を推薦するものでございます。宮野氏は、昭和30年4月22日のお生まれで、内子町宿間甲894番地3にお住まいでございます。内子町役場職員として五十崎自治センター館長や総務課長を歴任され、人権・同和教育等に深く携わられ、地域住民の多様な問題に関わられた経験から、人権に関する知識と教養を持ち備えておられます。また、宿福自治会自治会長や社会福祉協議会幹事を務められるなど、地域住民からの信頼も厚く、人権に関わる多様な問題への対応及び人権思想の高揚において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。「諮問第3号」につきましては、仲岡由紀子氏の後任として、木村朋子氏を推薦するものです。木村氏は、昭和48年3月25日のお生まれで、内子町平岡甲26番地1にお住まいでございます。木村氏は、PTAや交通安全協会の役員のほかボランティア活動にも積極的に参加されており、自己研鑽を怠らず、地域のために献身的に活動をされておられます。また、令和元年12月から主任児童委員を務められており、高齢者や子どもに対する豊富な情報や知識等をお持ちで、人権に関わる多様な問題の対応及び人権思想の高揚において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は3名とも令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3カ年でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） ちょっと今まであんまり聞いたことがなかったんですけど、この機会にちょっと伺ってみたいと思います。任期が同じ時期に3人の方が来るということで、まあ3人の方が推薦されているということなんですけれども。この書き方によると、例えば、山上幸久氏が任期満了となるため宮野氏がと1枚の中で書いてあるんですけど、考え方として3人の方が人権擁護委員の中で任期がくるので3人の方を推薦するというのであれば分かりやすいんですけど、この書き方だと、例えば、山上さんが任期満了となるので地域での推薦とかいう形になっているのか、山上さんがこの方を推薦しているのか、その辺りがちょっと分からないんですけど、どういう推薦方法になっているのか。少し教えていただけますか。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） ただ今の質問にお答えをいたします。人権擁護委員の推薦につきましては、地域からの推薦というのはいりません。ある程度、町内で、旧内子町で4名、旧小田町で2名、旧五十崎町で2名という割り振りがございまして、それで今回、五十崎地区の方が2名交代、内子地区の方が1名交代ということでございましたので、それぞれその地区に対応した人選を行っているということでございます。

○議長（久保美博君） 他。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 今の説明は分かりました。そうすると、この書き方ですけれども、この山上氏、2名のところが五十崎地区ということであれば、2名の五十崎地区から2名分出たということですので、この書き方はちょっと変ではないかなあという気がしましたので、一言、意見としてお伝えをしておきます。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） 五十崎地区で2名の交代ということですので、どちらの方でも問題はないんです。議員ご指摘の通りのところはあるんですけど、ただ男性の方に対して男性の方。まあ男性、女性と割合もありますので、男性の方が退任された後任には男性の方。女性の後任には女性の方を取っているというようなことで、このような書き方をさせていただいています。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。本案は人事案件でございますので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、本案はこれを適任とすることに決定いたしました。

次に、「諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員であります。よって、本案はこれを適任とすることに決定いたしました。

続いて、「諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員であります。よって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日、常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9月19日の本会議でお願いいたします。明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問を行います。本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 2時 34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和5年9月第136回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和5年9月4日（月）

○開会年月日 令和5年9月5日（火）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	6 番	森 永	和 夫 君
7 番	菊 地	幸 雄 君	8 番	泉	浩 壽 君
9 番	大 木	雄 君	12 番	下 野	安 彦 君
13 番	林	博 君	14 番	山 崎	正 史 君
15 番	寺 岡	保 君			

○欠 席 議 員（1名）

10 番 山 本 徹 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第13号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

日程第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席委員13名であります。欠席届が山本徹議員から提出されております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により議長において、9番、大木雄議員。
12番、下野安彦議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程 第13号」の通りであります。

日程第 3 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」に入ります。質問は一問一答方式といたします。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示盤でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は6名であります。

それでは、受け付け順に質問を許します。

最初に森永和夫議員の発言を許します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（森永和夫君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい。9月議会にあたりまして、通告に従い質問をいたします。

本日は砥部町議会の皆様に傍聴に来ていただいております。いつも以上に緊張した中での質問となりますが、よろしくお願いをいたします。

さて、これまで私たちを苦しめてきた新型コロナウイルス感染症も、5月に感染症法上の位置づけが2類から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行して4か月が経ちました。厚労省のHPには、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応に変わります」と書かれています。それまで毎日出されていた新規感染者数も、定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表することになりました。また、医療体制も患者の負担等も変わりました。

しかし、コロナが完全に無くなったわけではありません。県内でも、新型コロナウイルスの再流行の兆しがより強まってきたとの新聞報道もあり、今後も、基本的な感染対策はそれぞれの判断でしていく必要があると考えます。しかし、2類から5類に移行した結果、我々の日々の生活もコロナ前の状態に戻った感があります。飲食や旅行も、この議場のアクリル板も撤去され、マスクも個人の判断でということになりました。

そこで、今回はまず、アフターコロナ・ウィズコロナを見据えた内子町の観光について何か伺います。

政府観光局が7月に発表した推計によると、6月の訪日客は207万3,300人、1月から6月の上半期の累計は1,071万2,000人で、4年ぶりに1,000万人を突破し、年間では2,000万人を超えるペースで推移しているそうです。

一方で、国内旅行の動向を見ると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きなダメージを受けている観光業も、2022年10月の宿泊旅行統計調査によると「日本人宿泊者数は感染症拡大前を上回る結果となるなど、10月から開始された全国旅行支援を追い風に回復傾向が見られる」ということで、国内観光客数も着実に増加傾向にあるようです。

観光庁HPを見ますと、平成19年1月に施行された観光立国推進基本法の規定に基づき、観光立国の実現に関する基本的な計画として新たな「観光立国推進基本計画 ～持続可能な形での観光立国の復活に向けて～」が令和5年3月31日に閣議決定されました。計画期間は令和5年度から令和7年度までの3年間となっています。その冒頭に、「人口が減り、少子高齢化が進む中、交流人口・関係人口の拡大は地域の活力の維持・発展に不可欠である。我が国には、国内外の観光旅行者を魅了する素晴らしい自然、気候、文化、食が揃っており、新型コロナウイルス感染症によってもこれらの魅力は失われていない。ウィズコロナ、ポストコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である」と書かれています。

さらに、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」、この3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり戦略、インバウンド回復戦略、国内交流拡大戦略の3点を提示するなど、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせるため、期間

と目標値を設定して取り組もうとしています。

また、日本政府観光局（JNTO）では、持続可能な観光を推進するため、地域の「文化」、「経済」、「環境」を守る、育む3つの定義として設定しています。持続可能な観光は、これからの観光を考える上で大切なキーワードです。

そこで伺います。内子町として、この観光立国推進基本計画にある「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つのキーワード。また、「持続可能な観光地域づくり」、「インバウンド回復」、「国内交流拡大」の3つの戦略に沿った取り組みをすべきと考えますが、ご所見を伺います。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 2023年3月31日に、新たな観光立国推進基本計画が閣議決定されました。この計画は、観光立国推進基本法に基づく観光立国の実現に関する基本的な計画です。その内容は、議員ご指摘の通りで、大阪関西万博の開催される2025年に向けて、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客」の拡大をキーワードに、「持続可能な観光地域づくり」、「インバウンド回復」、「国内交流の拡大」に積極的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵をいきわたらせることを目指しています。

この計画を踏まえて、内子町では一般社団法人内子町観光協会と連携し、観光振興ビジョンの策定を進めております。また、計画に基づき、観光庁から公募がありました補助事業に応募し、事業採択を受けて、その取り組みをスタートさせているところです。

具体的には、地域一体となった観光地、観光産業の再生、高付加価値事業に応募し、採択を受けております。この事業は、観光地経営のマスタープランとなる地域計画の構築、磨き上げ、及び宿泊施設、観光施設の改修、廃屋の撤去、面的DXなど、地域産業の稼ぐ力を回復強化するための取り組みを進めるもので、今年度においては8月8日までに全国で118エリアの地域計画が採択され、そのうち愛媛県では、内子町のみが採択されております。地域と事業者が一体となって、地域独自のビジョン、コンセプトに基づき、高付加価値化を行う事業で、町内外の8事業者が参画しております。令和5年度及び6年度の総事業費は4億7,500万円。うち、補助総額が2億8,900万円の事業となります。すべての個別事業者の事業完了は令和6年12月となっており、事業完了後はインバウンド客だけではなく、国内旅行者の宿泊や観光客の増加に繋がるものと考えております。

また、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地として、瀬戸内DMOが申請していた瀬戸内エリアが全国11のモデル地域に選定され、その連携市町として内子町も参画しております。インバウンドの国内消費額拡大に向けて、本年度は高付加価値な旅行者が求める、世界でそこにはかない魅力の洗い出しを行い、次年度に実行計画を策定する予定です。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。そういうようなことがこれから内子町でも実践されるということで、大変期待をしております。答弁の一部は、また4番目の質問とも重複するような内容にもなっておりますが、私はですね、基本計画、ミライ6ですか、地域の愛着が観光につながるまちとかですね、ミライ10、内子のミライでは、暮らしと観光の融合というようなことが掲載されています。私はこれまで内子に取り組んできたことはですね、理念的にはこの持続可能な観光と相通ずるものがあるかと思っています。ただ、それをどう具現化するかということですけども、今後、今の答弁聞いておりますと期待ができるような取り組みがなされると思っておりますが、できればですね、今後そういったことの取り組みをするにあたって、どういう経済的な効果が現れるのかということも数字を示してですね、ご説明いただきたらと思います。私は今までの取り組みについて全面的に否定するわけではありませんし、評価もしておりますが、やはりこの基本計画にあります消費額拡大。そういった経済的な部分は具体性が欠けているような気がいたしますので、その辺しっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、この消費額拡大、経済の面での取り組みというのは、もう少し具体的な話があればお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光班長（大田陽市君） 議長。

○議長（久保美博君） 大田商工観光班長。

○商工観光班長（大田陽市君） はい。ただ今の森永議員の質問なんですけれども、先程、畑野課長が申し上げた地域計画の中で申し上げますと、2032年度の目標額についてはですね、1人当たりの観光消費額が2,500円を目指しております。以上です。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 今の質問は、ちょっと次の質問とかぶったような質問になりました。

それでは次の質問です。この観光立国推進基本計画では、インバウンド回復については訪日外国人旅行消費額を令和元年実績4.8兆円を早期に5兆円に、訪日外国人旅行消費額単価を令和元年度実績15万9,000円から令和7年までに20万円に、訪日外国人旅行者1人あたり地方部宿泊数を令和元年実績1.4泊から令和7年までに2泊に。また、訪日外国人旅行者数を令和7年までに令和元年水準の3,188万人超えにするとの目標を掲げています。

また、国内交流拡大については、日本人の地方部延べ宿泊者数を令和7年までに3.2億人泊に、国内旅行消費額を早期に20兆円、令和7年までに22兆円にするとの目標を掲げています。このように、何かをなすときには目標値を設定して取り組む必要があると考えます。

そこで伺います。内子町では、訪日外国人旅行消費額単価や国内旅行消費額、そして宿泊者数など具体的な数値を設定して取り組んでいるのか。また、それを達成するための具体策について伺います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 具体的な数値についてですが、第二期内子町総合計画において、観光入込客数、訪日外国人観光客の入込数、宿泊数については、目標値を設定し取り組んでいるところです。

また、先に述べました「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値事業」の地域計画においては、令和7年度の1人あたり観光消費額の目標1,800円。入込観光客数を130万人。インバウンド宿泊者数を4,400人として設定しております。1人あたりの観光消費額の増加を図るために宿泊客数と入り込み客数を増加させることが重要ですが、中心市街地の宿泊施設が少なく課題がありました。今回の「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値事業」では、すべての事業者様の事業完了予定が令和6年12月となっております。事業完了後は宿泊客数が19室増加する予定となっており、当該事業を足掛かりに、1人あたり観光消費額及び宿泊者数の増加に取り組んで参ります。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。私、平成26年にもですね、この観光については質問をしております。その時には申し上げたんですけども、今も答弁の中で入込客数110万人とか、120万、130万ということ言われていますが、その26年度にですね、私は町並みへの観光客数、純然たる観光客数は何人なのかというようなことを聞きました。その時の答弁ではですね、14万人というようなことの答弁がありましたが、このやはり入込客数というのは、ゴルフ場のお客さん、そしてからりの客数とか全てのものが含まれるんで、私はいわゆる一般的な観光客というのとは区別をして、今後の政策立案に反映することが必要かと思っております。そういった意味でですね、これ14万人いても、120万人、130万人からの14万人というのと少ないようですけども、14万人ですと、毎日ですね、380人。365日、毎日380人が来られて初めて14万人という数字が達成できるんです。ということは、私は純然たる今の町並みへの観光客はですね、そんなもんかなという気がするんですが、その辺の実質的な観光客数というのは、どのように今現在どう把握されているんですか。この130万人とか120万人という数字しか総合計画にも出ていないものですか。その辺ちょっと教えていただけたらと思います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議員ご指摘の通り、なかなかその実態を把握するというのが難しいところかなと考えております。具体的に言いますと、例えば内子座の入館者数とかですね、上芳我邸の入館者数、そういう辺りから推察しているのが現状ではございますが、現代のことですので、例えばビッグデータのようなものを使って把握するということ

も今後は取り組まないといけないかなというようなことも考えておりますし、今年度、マーケティング調査ということで観光客の方のアンケート調査も利用しておりますので、それらも踏まえて、できるだけ正確な数字に近づけるような努力をしていきたいと考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） いろいろ今ネットで検索しておりますと、こういう記事が掲載されていました。中四国で付加価値の高い観光商品づくりをサポートする地域ソリューションパートナーズは、長期滞在する欧米の人は日本の文化や暮らしに触れる体験を望む人が多いと分析しています。また、東アジアからの訪日客は瀬戸内を回りたいという希望が強いとされています。観光客がどんなコンテンツを体験できるかという視線で、今は訪日するとも言われています。インバウンドの対策する上ではですね、そういったことも踏まえて観光を考えていく必要があらうかと思ひますし、私は個人的にはですね、やはりインバウンドももちろん増やしていかなければいけません、内子町で言えば90%以上を超える日本人の観光客にいかにリピーターになっていただくかとか、そういったことも必要かと思ひています。そういったことで、今、町長。内子町にですね、外国人、日本人も含めて何を求めて来られると思ひますか。そしてまた、内子町の強みは何なのかということをお聞かせいただき、それをいかに発信するかということが大事だと思ひますので、そういったことをお伺いしたいと思ひます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。観光、インバウンドも含めてですね、観光に来られる方、本当に、先程言われましたようにですね、まず体験をですね、どういう方でもただ見るだけではなくてですね、やっぱりいろんな体験をしてその文化に、地域の文化に触れると。そういうことがとても大切だというふうに思っております。そういう中でですね、内子町におきましては、しっかりと歴史的なものも大切にしながらですね、現在までまちづくりを行ってきましたし、伝統的な、例えば手すき和紙でありますとか、その他、いろんな伝統的な産業とかそういうのも残っておりますので、そういったことをですね、やっぱり来られた方に体験していただく。そして先程言いましたように文化を感じていただく。そういう取り組みをですね、やっぱりしていくことが必要だろうというふうに、加速していくことが必要だろうというふうに思っております。それはまた、グリーンツーリズムなんかもですね、ある意味それを含めてですね、いろんな体験をしていただく。そのことがきっと記憶にも残る。また行ってみようという人の繋がりですね、それも非常に大切にしながらですね、観光というものを考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 今、町長が言われたことがですね、まさに今のキーワードとなっております持続可能な観光へと繋がると思いますので、しっかりとですね、そういったことをいかに発信するかということに留意をしていただいて、推進をいただきたいと思います。

次の質問です。観光立国推進基本計画を見ますと、先程も言いましたが、これからの観光のキーワードは、今、申しました持続可能な観光です。観光庁では、2020年に各地方自治体や観光地域づくり法人、いわゆるDMOが持続可能な観光地マネジメントを行うことができるよう、国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を開発しています。これは国際基準であります「GSTC-D」に基づいて開発されており、そういった国際基準に基づいて持続可能な観光の実現に取り組むこと自体が観光地域としてのブランド化、国際競争力の向上に繋がるものとされています。

この基本計画では、持続可能な観光地域づくりの体制整備として、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数を令和7年までに100地域、うち国際認証・表彰地域を50地域にする。ちなみに、令和4年で実績は12地域、うち国際認証・表彰地域は6地域となっています。

そこで伺います。内子町でも、この観光ガイドラインに沿った取り組みをすることが観光地域としてのブランド化、国際競争力の向上に繋がるものと考えますが、これについてのご所見を伺います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」は持続可能な観光の推進に資するべく、各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等が多面的な現状把握の結果に基づき、持続可能な観光地マネジメントを行うための観光指標です。

内子町としても、この指標の実現に取り組んでおり、その最初のステップとして今年度、観光マーケティング調査に取り組んでいます。具体的には、地域の実態を客観的、多面的に把握するため、来町者にアンケート調査を実施し自己分析を行うことで、地域が一体となった持続可能な観光地域づくりの施策を明確化するものです。

また、今年度、観光庁の「持続可能な観光推進モデル事業」のうち「持続可能な観光推進に意欲的な地域を対象とした人材育成事業」の採択を受けており、観光庁の研修プログラムに沿った人材育成にも取り組んでいるところです。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 要は、GSTC-Dの国際認証を目指して、これからの内子の観光を盛り上げていくというようなことの理解でよろしいのでしょうか。そこまではしないということでしょうか。どちらでしょう。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） そうですね。当面の間、ロゴマークの取得を目指していきたいというふうに考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） ロゴマークも大事ですけども、できればこの国際認証を目指してですね、頑張っていたきたいと思います。これは次にも触れますけども、大洲がそれをして、今は大変な観光客の増加につながっておりますので、頑張っていたきたいと思います。

次の質問です。先程の質問と少し関連しますけども、これまで内子町では、伝統的保存地区や内子座を中心とした観光に取り組んできたことに対しては評価をするもので、これからはさらに推進していかなければならないと考えます。しかし、いつまでも同じことをやっているのは、近隣の市町に遅れをとることにもなりかねません。そうならないためにどうするのか、今、問われていると思います。隣の大洲市では、キタ・マネジメントというDMOが中心となって大洲市の観光を担っています。その結果、オランダの認証団体、グリーンDESTINATIONSが選ぶ世界の持続可能な観光地の文化伝統保存の部門で、日本では初めての世界一に輝きました。このDMOですが、官公庁のホームページには「観光地域づくり法人は、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」とあります。

そこでお伺いします。私はこれまでも、内子の観光を法人化した観光協会に担わせてはと提言してきました。DMOの役割を観光協会にやってもらう。民間の知恵と発想で、これからの内子の観光をやるということですが、これについてご所見を伺います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 内子町観光協会は、2019年6月11日に一般社団法人として設立いたしました。法人化により自主性を持った事業展開が可能となり、これまで内子町の観光プロモーションや観光客の誘致、入込態勢に関する施策に取り組んでいただいています。現在、策定を進めております観光振興計画につきましても、観光協会と協議を重ねており、観光政策を考える上で重要な役割を担っていただいております。組織としては、専従で業務に当たれる人員が3名ということで、まだまだ十分ではない体制ですが、その中でも独自事業や補助事業に取り組まれており、少しずつ成果も出ております。町としても、観光マネージャーや地域おこし協力隊、会計年度任用職員をビジターセンターに配置

し、その支援を行っているところです。今後も協会の成長を支援しつつ、現在進めている観光振興計画の中で、今後の観光振興の体制や役割分担について検討していきたいと考えています。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。私の今回のこの質問はですね、民間にできることはできるだけ民間にという趣旨で質問をしています。民間の発想でこれからの内子の観光に取り組むことを考えてもいいと私は考えます。今、課長、答弁の中にちょっと触れられましたけれども、西条市でもですね、民間企業のノウハウを生かした新たな観光施策を立案しようと総務省の地域活性化企業人制度を活用して、旅行会社社員に観光推進専門官の委嘱状を交付したそうです。こういったアフターコロナを見据えた観光施策の立案に民間の知恵を絞りこむ動きが全国の自治体でも活発しています。今、答弁にありましたように、内子町でもこの制度を活用した人材を採用しているということでもありますけれども、私は良いことだと思っています。この方はどういう立場で、どんな仕事をしておられるのか。また、期間等はどうなっているのか、お聞かせください。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 今、ご指摘の通り地域活性化企業人制度を使いまして、JTBの方から三井さんという方に、今現在来ていただいております。役職といたしましては、観光マネージャーという役職でございます。期間につきましては、最大3年間ということになっております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 町長。私、今までも申し上げてきましたけれども、民間を活用した観光の取り組みについて、町長はどういうお考えをお持ちなのかだけ、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。観光の進め方、あるいは意見聴取をして繋げていくためにはですね、議員さん言われるように、確かに民間のですね、知恵と発想、そういったものが必要だというふうに私も感じております。行政だけでですね、こういったことを進めるというのはある意味良くないというふうに思っております。そういう意味からですね、観光の振興計画についてもですね、現場でやっておられる方の意見、また専門的な知見、そういったものも併せてですね、内子町をよくご存知の方に、これからどういうことに取り組んで、どうやっていこうかということを今、みんなで議論をしながらですね、策定をしているということでございます。いろんなご意見をいただきながらですね、民間の知恵を生かすというこ

とについてはですね、大切なことだというふうに思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） ちょっと今回の質問、少し外れますけども。最初に申し上げましたように、平成26年3月議会で、私、観光のことについて質問をしました。そのときにはですね、観光地には見る、食べる、泊まる、買う、歩くの5つが必要と考えるが、内子町にはあるのかという質問に、当時、町並振興課長でありました今の小野植町長がですね、こう答弁されています。「これら5つの要素については、どの項目も課題を抱えており、その課題解決に向けて取り組んでいる状況であると。特に食べるということは大切であると考えている。」といったことの答弁がありました。現在、その時もいろいろ言われていますけども、私も食というのは大事な観光の一つの素材になろうかと思っておりますので、特にこの質問をしたんですけれども。「現在、食の開発について取り組んでいるところではありますが、誘客の動機づけとなる大きなテーマであり、できるだけ早く開発したいと考えておる。」といった答弁をされたのですが、覚えておられますかね。それで、その時にこう言われておるわけですけども、私、今見てもですね、これ平成26年なんですけども、一向にそういった内子の食、内子に行けばあれがあるといったようなものですね、今だに見えてこないというふうに感じていますし、実際そうだと思いますが。ぜひですね、この食についても、畑野課長、ぜひ研究をしてですね、内子に行ったらあれがおいしいんだ。あれが食べられるんだというものをですね、B級グルメでもいいと思いますので開発をしていただきたいと思います。そうしたことは内部では話をされておるのかどうかお伺いします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 食に関しましては、我々も非常に大切なものだというふうに認識しております。これは観光協会も同じでございます。今年度、観光協会が主導で今月から、ちょうど今月からになりますけれども、関係者を集めて内子の食、それから土産物の開発に取り組むための会合を開くところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 私がですね、今回アフターコロナを見据えた観光を取り上げたのは、以前は、他の市町は内子に追いつけ、追い越せと、いわば先進事例だったと思います。しかし、今の内子の観光は他に大きく水をあけられ、せっかくの内子の魅力を十分発揮できていないのではないかと感じています。ここでもう一度、内子の観光を盛り上げていただきたいとの思いで質問をいたしました。

それでは、次の質問に移ります。次に、メンタルヘルス対策についての質問です。一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が毎年実施している「地方公務員健康状況等の現況の概要」というのがあります。健康診断等の実施状況に関する調査や、定期健康診断等の結果

に関する調査、長期病休者の状況に関する調査、在職職員の死亡状況に関する調査について、主に首長部局の一般職員の約62％に相当する約80万人を対象に行われる調査です。その中のメンタルヘルスに関する調査結果を見ますと、令和3年度は10年前の約1.6倍。

15年前の約2倍の職員が精神及び行動の障がい、いわゆるメンタルヘルスの不調により休職しています。また、長期病休者の疾病分類別構成比の推移を見ると、63.1％が精神及び行動の障がいによるものとの結果が出ています。これらを見ると、メンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあることが見て取れます。

この協会が総務省と連携し「総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会」を開催し、メンタルヘルス不調事案の早期発見と発生リスクを低減させるための効果的な取り組みなど、メンタルヘルスに対する組織的マネジメントのあり方やその対策の方向性を、総合的なメンタルに関する研究会報告書として取りまとめています。

さらに、総務省からは全国の自治体向け、「地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の取り組みの推進等について」通知が出されています。その冒頭には、「地方公共団体が様々な諸課題に適切に対応し住民の要望に添えていくためには、地方公共団体の職員一人ひとりが心身ともに健康で、その能力を十分発揮できることが求められます」とされています。また、総務省が行った「地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査」では、「近年、メンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあると受けとめている地方公共団体が78.2％となっているなど、地方公務員のメンタルヘルス不調者は近年増加傾向にあることから、これらを抑制するために各地方公共団体が地方公務員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要」とされ、メンタルヘルス対策の取り組みの方向性、メンタルヘルスの不調者に対する段階別対応、休務者への配慮など、具体的な取り組みについて書かれています。これらを見ても、全国的に公務員のメンタルヘルス不調が大きな課題になっていることが分かります。

さて、私が議員になってから、内子町役場でもメンタル不調により休務・休職、また退職する職員もあるとお聞きします。私はこの現状を大変危惧しています。夢と希望を持って公務員になった若者がメンタルの不調をきたし、休務・休職を余儀なくされる。何が原因なのか。職場環境、人間関係、業務内容、様々な要因があろうかと思います。職場内では休務者が出ると、その人の仕事を他の職員がカバーしなければなりません。そうすると当然、オーバーワークになり、残業も増え、それが原因でストレスがたまり、心身ともにまいってしまいう悪循環にも繋がると心配をしています。

そこで伺います。内子町職員のメンタルヘルス不調による休務・休職・退職などの実態を伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、森永議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

す。町職員のメンタル不調による病気休暇者等につきましては、現在4名であります。病気休暇の取得から、一番長期となる職員で1年4ヶ月を経過してございます。その他、2名の職員につきましては、病気休暇からおおむね3ヶ月を経過する状況でございます。

また、先月、病気休暇の申請のあった職員が1名あり、現在4名となっております。過去3年間で見ますと、令和3年度の病気休暇等の取得者は8名、令和4年度が5名、令和5年度が6名で、ここ3年間、合計で19名が取得をしている状況となっております。そのうち12名が復職、3名が退職、残り4名が、先程申し上げました現在の休職者等ということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今の数字は会計年度任用職員も含まれているということでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。議員さんご指摘の通りでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。職場内で休務者が出ますと、その人の仕事を他の職員がカバーをしなければならなくなりますが、その場合の対策は速やかに講じることができる体制は整っているのかどうか、お伺いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。まず、メンタル不調者につきましては、まず予防が大切ということで、これ後の質問でお答えをしようと思ったんですけども、また新採職員などにつきましては、おおむね採用1ヶ月を目途にですね、全員を対象にしまして保健師の面談等を行うようにしております。それ以外の職員につきましても。

○6番（森永和夫君） 職場内でのカバー。仕事のカバー。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。そういった職員が不調になりました場合にはですね、職場の中で面談等を行いまして、仕事の今後の進め方、またその支援の仕方、そういったものは検討して、随時カバーをしていきながら対応していくということにしております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今年度採用の職員がですね、3日で退職したり、また他の職員は病欠した事例もあると聞きますが、これちょっとずれますけども、この新規採用職員の研修などはどのようななされ方をされているのか。この3日で辞めたというのはどういうことなのか、ちょっと簡単に教えていただきたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。今年度、採用しました職員。3日というかですね、1ヶ月で退職をした職員がごございます。この職員につきましては、結果としましては医師の診察、受診等もしておりませんので、何が原因かということとは分かっていないというのが現状でございまして。それから新採職員についてのことでございすけれども、先程ちょっと申し上げましたけれども、1ヶ月を目途に全職員、新採職員のすべてを対象にいたしまして、保健師が面談をいたします。その中で、継続的に面談等が、対応が必要ということになりました場合には継続して参りますし、また2年目の職員、3年目の職員につきましても同様でございまして。そういった対応をしながらですね、やって参ります。また、職員につきましては、近年コロナの関係でなかなかコミュニケーションが図りにくいということもございまして、新規採用職員を対象にした研修、そういったものもですね、行いながら。また、管理職と新採職員との懇親会、そういったことも行いながらですね、風通しの良い職場づくりに努めているところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。例えば民間企業ではですね、私も経験しましたが、採用されますと、1ヶ月ぐらい泊まり込みで研修を受けたりですね。いろんなことで研修の時間というのを十分とってやっております。そういった中で、例えば同期の絆とかですね、そういったものも生まれてくるんだと思いますし、同期の絆が生まれると、何かあった時に相談したりとかですね、いろんなことをお互い励まし合うというようなこともできると思います。私、どうも見ておりますと、採用しました、ちょっとした研修はあるんでしょうけども、すぐにあそこに行きなさいと、これやりなさいというような体制かなと想像するんですけども、もしそうであるとするならばですね、私はやっぱり1ヶ月ぐらい、2ヶ月でも時間をかけて、グループごとに分けていろんな職場を体験させたりとか、町民の皆さんと触れ合う時間をとるとか、そういう研修の時間をというのをもう少しとられた方がいいような気がいたしますが、町長、その点についてはどう思われますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今はですね、新採職員が入りましたら、私たち理事者、また課長がですね、それぞれの職場の業務の状況等について3日間ですかね、それを新採職員にレクチャーするということで配属をさせて、現場で仕事をしてもらってという状況にあります。ただですね、これやっぱり小さい町でもありますし、潤沢にですね、職員がいればいろんなことをしながらですね、現場に馴染むようなそういう、例えば長期間にわたってですね、研修期間というのでとってやれば、本当は一番、議員さん言われるように一番いいのかも分からないんですけども、なかなかですね、厳しいところもございまして。ですが、今こうい

う状況でもありますので、そういったことも検討しながらですね、そういうことをできるだけそういう状況が生まれないようなですね、そういう知恵を働かせるという検討ですね。そういうこともちょっとしていく必要があるのかなというふうには考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 小さな町だからなかなか難しいというようなことを言われますけども、私、この内子町はですね、正職員、会計年度任用職員も合わせて400人に近い職員がいっぱいいるわけですけども、この400人の職員を抱えているっていうのは、内子町は大企業ですよ。企業に例えれば。だからこそですね、研修というのは大事だと思いますし、今後、そういったこともぜひですね、検討いただいて、若者が途中で挫折しないような、本当に楽しい職場にしていきたいと思います。

それでは、次の質問です。総務省の地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査では、この休務に至った主な理由に、職場の対人関係、業務内容（困難事案）、異動・昇任、プライベートでの人間関係などが挙げられていますが、内子町での職員のメンタルヘルス不調の原因をどう捉えられているのか伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。職員のメンタル不調の原因につきましては、職場環境の変化による業務等への不適応、また家庭での悩み、そして自身の心身の健康上の問題など、様々な要因が絡んでメンタルの不調が引き起こされているものと分析をしております。

また、特に新規採用職員におきましては、コロナ禍で親睦の場が減っていることなどによるコミュニケーション不足により、職場内外において職員相互の意思疎通を図る機会が減っていることなども原因の一端ではないかなと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。先程、前の質問の答弁で、年間3人、4人、5人、6人といったメンタル不調を訴える職員がおるということですけども、その時にしっかりとした相談というか、事情というのは聴取されておるんだろうと思うんですけども。今言った、今の答弁は何かこう一般的な話みたいな答弁に聞こえたんですが、現実的に内子町の職員がそういった相談をする上で、具体的にこんなことが原因であったというようなことを聞きたかったんですけども、それは今の答弁でよろしいですか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えをさせていただきます。具体的に申しますと、や

はりそれまで学生であった、あるいは他の職場で働いておったということで、職場の環境が変わったということで、仕事の進め方等になかなか馴染みにくいといったこともございます。また、役場に入庁する前からそういった心配事があって、それが引き続いてですね、それがその職場の環境等が変わることによって、なお誘発するといったようなこともございます。それらがそのどれかひとつの要因ってことじゃなくてですね、2つ、3つが重なってですね、大きな心のメンタルヘルス不調に繋がっている場合もございました。そういった様々な要因があるというふうに考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（黒澤賢治君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） メンタルヘルスの不調を訴える職員にはですね、もう何十年も務められた方も最近出ておるようですが、やはりそういった、私も驚いたんですけども、例えば全般的にメンタルヘルスの不調に対するですね、相談窓口というのはしっかりあるんだろうと思いますが、その相談はメンタルヘルスの不調で休んだりというのではなしに、そうならないまでも相談できる体制もあるんでしょうと思うんですが、そういった相談ってというのは、だいたい何人ぐらいいらっしゃるのか。そしてまた、要は後の体制ですね。そういったことをちゃんと明文化して、マニュアル的なものはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） その対応についてですけれども、基本的には各課の中でですね、年間3回程度、上司による面談等がございます。そうした中でですね、心身の状況について把握をするということもございます。また、それ以外に全職員を対象にしまして、ストレスチェックというのを行っております。これらの状況を見ながらですね、個人個人が自分のストレス状況を把握できるようになっております。そういったものを基にして面談等を行っています。そしてまたそういった状況をですね、保健師でありますとか、総務課あるいはその専門家と情報共有しながら、必要に応じてまた家族の皆さんとも情報共有をしながら対応しているという状況でございます。ただ、その専従職員ということについては、今までですね、職員の中にはございませんでした。それで、次の質問でお答えをさせていただこうと思っておりますけれども、専従職員についても今年度、配置をしたところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） それでは、最後の質問に入ります。先程触れました、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が毎年実施している「地方公務員健康状況等の現況の概要」、また「地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査」、そして総務省からの通知は見られたと思います。地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査では、予防・早期発見、休務中からの職場復帰、再発防止など、メンタルヘルス対策について、都道

府県、指定都市では取り組みが進んでいるが、市町村、特に町村は取り組みが進んでいないと言われています。

そこで伺います。総務省からの通知の内容について、内子町での取り組みに具体的にどう反映されているのか伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 内子町でのメンタルヘルス対策の取り組みの方向性につきましては、メンタルに不調をきたす職員に若年層の職員が多い傾向から、新規採用職員などのメンタルケアを中心に行っております。4月の職員採用後、1ヶ月を経過した頃を目安に環境の変化等によるメンタルヘルス不調の兆候を早期に発見するため、町保健師などを中心にメンタル面談を実施しております。面談の結果により、その後の継続的な面談や必要に応じた病院受診の勧奨など、予防対策を行っているところでございます。

休職中などの職員に対しましては、職員の状況に配慮しながらおおむね1ヶ月を目安に所属長が面談を行い、必要に応じて町保健師等と連携するなど、適切な対応に努めているところでございます。

また、職場全体への対策としましては、本年8月から会計年度任用職員の保健師を総務課に採用し、気軽に相談できる体制を週3回程度ですが整えております。適宜メンタル面談の実施やメールでの相談対応等を行うほか、9月からは本庁、分庁に月数回ストレスや心配ごとなどの相談室の開設を予定しております。今後におきましては、本庁の中に常設の保健室を設置して、職員のメンタルケアのほか、休職職員の復職への支援、健康相談の対応も併せて行えるよう準備しているところでございます。

この他の相談窓口といたしましては、かねてから愛媛県と連携しております、毎月、南予地方局八幡浜支局で行っております医師及び県の保健師によるメンタルヘルス相談事業の周知徹底を行うとともに、全職員に対するストレスチェックの継続実施や、時間外勤務職員の多い職員への面談を行うなど、メンタルヘルス不調の兆候を見逃さない取り組みや、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修などについても継続して行っております。

これらの取り組み状況につきましては、町の衛生委員会などを通して理事者へ報告するなど、共通認識をもって組織的な対応を行って参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。メンタルヘルス不調の問題というのは、もうなかなかデリケートな難しい問題だということは十分理解はしておりますが、やはり先程も言いましたけれども、せっかく夢と希望を持って役場に就職を決めた若者がですね、こういったことで挫折するというのは大変残念で仕方ありませんし、本人のためにもなりませんし、内子町のためにもならないと思っております。このことについてですね、メンタルヘルス対策について、

今流行りのですね、チャットGPT、AIにも聞いてみました。そうするとですね、いろいろいいことたくさん出てくるんですけども、その中でどうしたらいいかということはどうですか、やはり労働環境の改善とか、心理的なサポートの提供、メンタルヘルス教育と啓発、そしてリーダーシップの重要性ということを回答してくれました。ご承知のように、総務省からの通知にはですね、一番、私、大事なことで、町長に聞いていただきたんですけども、「メンタルヘルス対策の取り組みの方向性、そして組織のトップである知事、市町村長のリーダーシップのもと、全町的な取り組み体制を確保し、総合的に取り組んでいただくようお願いしています。」と書かれています。また、今言いましたようにチャットGPTでもですね、そのようなリーダーシップの重要性を指摘しています。町長としてこの問題にリーダーシップを発揮すべきと考えますが、町長としてどうこの問題に取り組まれるのか伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保議長） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。先程も少し述べさせていただきましたけれども、非常に大切な問題だというふうに捉えております。そういう職員が出てくるということはどうですか、やっぱりこれは誰にも望ましい状態とは言えません。そういうような状況でございますので、当然、私がトップになってですね、そういう状況をできるだけ減らしていく。なくしていく。そういう活動、取り組みをですね、していきたいというふうに思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 先程、冒頭にも言いましたけども、この予防とか早期発見、休務中からの職場復帰、再発防止など、メンタルヘルス対策について都道府県や指定都市では取り組みは進んでいるが、市町村、特に町村の取り組みが進んでいないと言われていますが、内子町では取り組みが進んでいると思われるのか、思われぬのかお伺いします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） はい。現状はご説明させていただいた通り、休職者も残念ながら今4名いるということで、この数が減少傾向にないということは、まだまだ取り組みが十分でないだろうというふうに思います。議員からいろいろご提案いただきました、例えば新規採用職員の研修のあり方。これはですね、内部でも、来年度は民間の講師あたりにも招聘をしながら、お役所仕事ではなく、実際に働いて楽しい職場になるような、そういった取り組みを本当に開始しないといけないなという話もしておりますし、横の、同期の繋がりっていうのは非常に力になりますので、その辺りの結びつきをですね、今後もさらに重要視しながら。特に、コロナ禍で職員の横の繋がりが非常に希薄になったこの4年間。今年度、そのできなかった期間の職員と一緒に懇親会を実施しました。そしたら、やはり我々が気づかないような部分もありましたし、職員も本当に楽しそうにその時間を共有していただきましたので、やっぱりそういう部分も大事なのかなというふうに思います。職場に採用になると、事務分

掌に従って仕事をするっていうのが固定概念である、そういうところもありますので、そういうこともですね、やっぱり改善をしながら。一方では、指導係もきちっとつけて、慣れるまで一緒に頑張ろうぜというような体制。そういう職場の体制、雰囲気づくり。こういうことにも努めて参りたいと思います。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） この質問で何度も触れましたけども、この総務省からの「地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の取り組みの推進等について」の通知は、町長、副町長も見られておりますね。

それでは、どうもいろいろと質問をいたしました。ぜひですね、職場全体で支え合う環境と雰囲気づくり。今、副町長も言われましたけども、そういった職場にしていきたいと思いますし、仕事はですね、これは民間も公務員も厳しいと思います。厳しい中にも、楽しい職場づくり。こういったことをみんなで心がけて、素晴らしい内子町の職場にしていきたいと思います。質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩いたします。午前11時15分から再開いたします。

午前 11時 05分 休憩

午後 11時 15分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 私は今年で64歳になります。43歳で議員になりまして、21年9月に選挙に出まして、43歳で、ちょうど、だから丸21年になりますんで、計算しますと定例会、21年ということは84回ぐらいの定例会だと思うんですけども、このように多くの傍聴の方が来られたことは、多分初めてだと思います。大変緊張、先程の同僚議員ではございませんが、緊張しますので、ちょっと失敗しますかもしれませんが、どうかよろしく回答していただきますようお願いいたします。

また続けて、内子町、旬の果物や野菜もたくさん出ております。ぜひお昼には昼食も食べていただき、国道379を帰らずに380を帰ったら、小田のせせらぎという道の駅もありますので、そのままずっと走って久万高原町へ帰ってあげると、大変喜んでいただきますので、ご協力をお願いいたしまして、一般質問に入ります。

もう10年以上前の話であります、私、平成27年6月議会において、街灯や防犯灯に

ついて一般質問をしております。また、平成28年12月議会においても、商店街の街灯や防犯灯へのLED化補助について質問しておりますが、先程も言いましたように、64歳になりまして物忘れがひどくなりました。その時の答弁をよく覚えていないのと、またその時に答弁された職員のメンバーの中には町長や副町長がおられるぐらいで、だいたい皆さん若い担当の方に代わられてきたので、その時の質問も多分、知っておられないと思い、また同じような質問をします。

防犯灯は戦後の混乱があとを引き、夜の街は依然として暗く、女性や子どもが安心して歩ける状態ではなく。そんな中、政府は闇における犯罪防止、公衆の安全を図る目的で、昭和36年に「防犯灯等整備対策要綱」を閣議決定し、全国各地で明るいまちづくり運動が進み、防犯灯の設置が進んだということであります。

「防犯灯等整備に関する対策要綱」において、地方公共団体については、「市町村及び特別区は、防犯灯等を設置する者に対し、その設置の費用の一部を補助すること。なお、一般民間人の負担においてその維持管理に当たっている防犯灯等については、努めてその維持管理に要する費用を負担するよう措置すること。」と規定されています。

防犯灯の設置と維持管理の方法は、自治体により様々な形態があるようです。市町村が設置、維持管理を行う場合や、市町村が設置し自治会や町内会によって維持管理される。または、設置・維持管理の全てを自治会や町内会が行う等、様々であります。

また、平成28年12月の一般質問では、商店街の街灯・防犯灯へのLED化補助についての質問をしておりますが、当時は「町内には、内子本町商店街に45灯、五十崎商店街に10灯、天神商店街に26灯、大瀬の本町商店街に23灯、小田中央商店街に30灯、寺村商店街に20灯の街路灯が設置されており、小田の中央商店街の街路灯については、自治会が独自にLED化を済ませておられました。これは、待ちきれないということで設置されたということでした。設置の目的や設置者の如何に関わらず、これらの防犯灯の多くが住民の往来が多い商店街にあることから、町民の安全の確保であるとか、犯罪の抑止に繋がっている重要な設備であると認識している。しかしながら、現在のLED防犯灯改修事業補助では、町が設置した防犯灯が補助対象となっており、これらの商店街や街路灯組合が設置する街路灯のLED化については、現状、今実施しているLED化の事業では補助することができない。街路灯の状況としては、五十崎商店街の街路灯は平成18年度にコミュニティ助成事業で新築された比較的新しい街路灯である。内子本町商店街、天神商店街の街路灯は設置から30年以上経過しており、支柱の根元部分の腐食が進行しているということで全面的な改修も必要ではないかと考えている。寺村の商店街、大瀬の商店街の街路灯についても、設置からそれぞれ相当年数が経過しており、これらもLED化ということだけではなく、全面改修とか街路灯の必要灯数の再検討、設置場所などについても検討が必要でないかと考えている。これらの街路灯の改修については、地元の設置組合の意向、そして自治会の要望も伺いながら、防犯灯LED化事業だけでなく別事業として、補助金の活用など財源確保も含め、今後検討していく必要があると考えている。」が、当時の担当課長の答弁でありました。

その当時の町長は稲本町長でございまして、稲本町長にそのことについても質問しますと「問題は財源であり、町単独でやるのはとてもじゃないけど、それはなかなか大変なところがある。各課の範囲を超えて、それぞれの課でこれに何か対応できるようなものがあるのか、今も調べているけど、じゃあ来年度っていうわけにはいかない。精力的にこれは補助事業を取り込んでやっていかないといけないなという気持ちを持っている。」と答弁されました。

今回、なぜ防犯灯・街灯の同じ質問をするかというと、内子本町商店街の街灯・防犯灯の整備が一向に進んでいないのではないかと思い質問するものであります。あれから10年以上経過しましたが、各町内の商店街の防犯灯や街路灯はどのように対策が進んだのか、質問をいたします。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ご質問の商店街の街路灯の状況についてお答えをします。内子の商店街にあります街路灯につきましては、ただ今下野議員さんがご質問中でご説明した通り、各商店街にそれぞれ設置をされております。設置に際しましては、それぞれ商店街組合や街路灯組合が町の補助などを受けて設置を行い、電気代等の維持管理も行っております。

そのうち小田中央商店街は、先程言われた通り独自に改修を行っておりますし、五十崎商店街ではコミュニティ助成事業を活用して更新を行っている状況です。その他、天神商店街、大瀬本町商店街では、老朽化等によって管理者の方で撤去を行いまして、そのあと内子町で防犯灯を設置しております。寺村商店街につきましても、今年度、老朽化により地元の方で撤去された後、町が防犯灯を設置する予定となっております。

内子町本町商店街周辺の街路灯は、昭和62年から平成元年にかけて町の補助金を受けて、内子商店会等が設置し、現在は、内子まちづくり商店街協同組合と各行政区が維持管理を行っております。質問の通告書では、誰がどのように設置、維持されているかというようなことになっておりましたので、そういった形で答弁とさせていただいたと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。大瀬、寺村は。大瀬は撤去して町が設置したと。そして、寺村は今後、設置する予定ということであります。内子の本町は、まちづくりのその外灯の組合と行政とであるわけですが、内子町の「防犯灯設置事業実施要綱」では、防犯灯の器具は蛍光灯、水銀灯またはLED灯とし、景観に配慮したものとなっております。景観に配慮したものとは、一般的な蛍光灯型の防犯灯ではなく、私の考えというか、条例の要綱を見ると、釣鐘方の、吊り下げ式の防犯灯のことを言っていると考えてよろしいのでし

ようか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 内子町防犯設置事業の実施要綱では、町並み、別表に掲げる土地の区域においては、内子町公共施設景観整備要綱に定めた外観のものとするということで、釣鐘型の街灯ということに指定してもらっております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。再質問します。平成25年3月に制定された内子町LED防犯灯改修事業補助金交付要綱では「自治会及び区が管理する防犯灯をLED防犯灯へ改修する経費に対し、予算範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」となっていると思うんですが、その補助金の額は1灯の防犯灯につき、費用の2分の1以内とし、限度額は3万円となっていると思うのですが、先程言いました内子町本町や城廻や知清の一部の景観地域は1防犯灯につき4万4,000円を限度額とし、費用の2分の1以内ということで、これよろしいのですか。再確認をしたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 内子町LED防犯灯改修事業による改修については、先程、議員さんおっしゃった通り、1灯の防犯灯につき費用の2分の1以内ということで、限度額は3万円というふうにしております。この事業によって行う分は、もうその補助金の額ということになっております。

○12番（下野安彦君） 景観は。城廻のところの。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 景観についても、LED化についてはこの補助金ということで、金額は同額というふうになっております。

○12番（下野安彦） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 私がちょっと64歳になって物覚えが悪いので、条例の要綱が変わったのかもしれないですけど、この本町商店街や景観区域ですね。景観区域については釣鐘型の防犯灯ですから、補助の要綱の金額が高かった気がするんですけど、それはもうなくなったということで、統一されたということよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 設置につきましては、「内子町防犯灯設置事業実施要綱」によって、景観区域については釣鐘型っていうふうに指定はされているんですけども、LED

D防犯灯改修事業の現在の要綱につきましては、補助金は先程言った額ということで、現在は運用しております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） それならば、防犯灯を設置する場合は釣鐘式にすると4万4,000円でその半分を補助するという考えで、そしてLEDに関しては、やはり3万円。それをLEDに変える場合は3万円の限度額で費用の2分の1という考え方でいいのですか。ちょっとそこらが、私もごっちゃまぜになってよく理解できていないんですけども。分かりますか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 設置につきましては、町が設置するという事で補助金形式ではなく、設置自体は町が行っております。改修については、管理者の方に補助金という形で補助を行って、改修していただくというような形になっております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。それでは、私はですね、先程から言います、なぜこの防犯灯・街路灯の、商店街の、一番最初に言いましたように、内子本町商店街の改修はなかなか進まないのかなというふうに思っているんですけども、一部、電柱の地中化に併せて検討するとか、電柱のほとんどが話はできていたけど、やっぱり電柱の腐敗によりそれに設置するのが難しいということで進んでいないと聞いているんですけども、これはどの辺まで実際したら進めるのかお尋ねします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい。ただ今の質問でございますけれども、こちらにつきましては、国の町並み環境整備事業を利用いたしまして、街路灯の整備を進めたいということで、令和元年10月に、最初に地元の自治会長三役の代表者の方から町に対して要望書が提出され、それを受けて動いておりました。令和3年の時点で様々な現地での明るさの調査とかアンケート調査、実際にモデルを持ち込んでの試作とかいろんなことをやりまして、だいたいの案ができたところだったんですけども、ちょうどその頃ですね、長年難航していた四国電力との無電柱化協議が進捗いたしまして、無電柱化への動きが加速いたしました。それを受けまして、同じところをまた二度掘るようになってきますので、一応無電柱化と併せて設置したいということで、現在計画はそのままの状態となっているところでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君）はい。となるとこれ、今言われたのは令和元年にこの話が出たということですか。というか、私の考えでは、もっと防犯灯はこれ、この一般質問する頃から何とかならないか、街路灯がならないかという話が出て、「いや、それは設置したところが、元々の設置したところが対応しないといけないのだ」というふうに言われて、照明灯と防犯灯と街灯と言われてちょっといろいろ難しいんですけども、もう私らの感覚でいくと商店街に点いていたら、町長がお若い時に質問してるから、多分職員で出られていたと思うんで分かると思うんですけども。普通に街路灯と照明灯とどれだけ違うんですか。商店街の中に。それで、今実際つけようとしてつかないのは、何がつかないんですかね。防犯灯ですか。道路の照明灯ですか。街灯ですか。それとも一部は、知清橋の向かつての通りは、自治会とかそういったところで対応されたと聞いているんですけども、ここらの整理をちょっと私、教えてほしいんです。照明灯と街灯との違いとか、防犯灯の違いとかいうの。どれが実際進んでいなくて、どれが地中化をして、どれが進めていきよるのがごちゃまぜになっている気がしていけないんですが、私自身がちょっと。説明していただけたらと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。本町商店街につきましては、もう従来の状態のままです。というのが、LEDとか、街路灯も大分傷んでますんで、やり替えなければならないというところはもう、これそういう状況ではあったんですけども、先程言いましたように無電柱化の関係でですね、それを進めておったんですけども、街路灯ですね。道路にすると。防犯灯になるとですね、防犯灯というのは道のある程度の照度でこう照らしていくんですけども、防犯灯というのは、もう防犯のための光量があればいいということで、概念としては街灯よりかはずっと少ない数に防犯灯の場合はなっていくのかなというふうに思っております。街路灯として整備をしようとしておったんですが、先程言いましたようにですね、無電柱化と併せてやった方が合理的であろうということで、今、現場は止まった状態であります。無電柱化についても、一部進んできております。計画で設計も進んで、一部商店街ですね。一部実施しようというところで、今設計をしているところでございまして。徐々にですね、中の方、中心部の方にですね、移っていく。その時に併せて街路灯をですね、防犯灯ではなくてそういうものの設置を、整備をちゃんとしていこうということで計画はしております。ただ、今言いましたように、なかなか無電柱化ということになりますとですね、時間もかかりますので、現場は今、止まった状態にあるということでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） となると、照明にある程度必要な街路灯としては進んでいないんであって、そしたら防犯灯は、別に街灯がこう30メートル、50メートルに1本ずつ、明るさが証明できる基準のものがついていて、防犯灯はまた違うようにあるということではないんですか。私はそこがはっきり、どこの組合が、誰が管理して防犯灯をやって、どれが町

が管理しとるか、ちょっとごちゃまぜになっている気がするんですけど。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい。商店街につきましては街路灯ということで、基本的に今設置されてある大型のものというふうに認識しております。それ以外の地区、行政区で管理しているものにつきましては小型の防犯灯がついているということで、商店街に両方ついているわけではないということでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。そしたら町が設置をして、後の維持管理や電気代は行政区が、というか自治会とか区とか、そういうところの組合が維持するってことですか。それとも、それはもう町が維持費も出すということですか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 維持費につきましては、それぞれの行政区、あるいは現在の商店街共同組合等で見てもらうことになっております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） ちょっと分からないところが、私も勉強不足で大変ご迷惑かけた質問になっていると思うんですけども。結局、防犯灯、基準が違うのかもしれないですけど、明るさの。防犯灯であれ、街灯であれ、先程、課長言われたように令和元年から要望が出てからの話ではないと思うんですよね、町長。ねえ。もう10年、さっき言いましたように10年ももっと前から始まっていることだと思うんですよ。ですから、それともう一つは、景観を考えた吊り下げ型。これがネックになっている。高いんですよね。やっぱりこういうやつ。それと、もうこの縛りが、景観の縛りがあるから逆につきにくいのかなと思いましたけど、この景観に沿った街灯と、そうじゃない今までの普通の蛍光灯ですね。こう伸びた。その関係というのは、全然関係ないですか。もう景観法を重視しているから、ちょっと時間がかかるんよとか。値段が経済的にも高い、経費もかかるよということで、そこらは関係ないんでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。当然ですね、景観に配慮したそういうデザインのものについては高くなります。ですけれども、今の本町商店街についてはですね、先程言いました高いから今、止まっているのではなくて、どちらにしても計画はもうある程度作っていますので、こういう街路灯を作ろうというデザインもある程度できてますんで。要は、先程言いましたようにですね、工事をやるのも結構大変なんですけど、わりと狭いところで。本当に家と

家の相中にですね、ポールがあったような状態で作っていますので。仮に無電柱化するにしてもですね、大変なんです。なので、あの狭いところでですね、工事をやっぱり溝に渡ってやるような、ちょっとそれはいかんだろうというようなことですね。無電柱化に合わせてやった方が地元にもご迷惑かけないし。ちょっと時期が後ろになっているのは申し訳ないんですけどもね。先程言いましたように、やろうと思っていたんですけども、無電柱化の方がちょっと計画が進んできましたんで、それと一緒に併せてやろうということで、今待っている状態というふうにご理解いただけたらと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。だいたい分かるんですけども、ただ先程から言いますように、住民にとってはこれだけの照明がいるから照明灯、街路灯。それとちょっと暗いけど防犯灯。その違いも正直、あまり分からない。私でさえ、ろくに分からないぐらいですから。だからいつまで経ったって、内子の商店街、夜になったら暗いのはどうしてかというのが、これ10年以上経過していても進まないという。これはなぜ言うかというたら、後ろに総務課長おいでですけども、前も言いましたが、私、別のことで要望を、ちゃんと地元の区長と自治会長に判をもらって、書類を作って、要望書を出していましたが、1年半以上経っても何の返事もないのでどうしようかなと思ったら、その要望書の要望を出された方は90歳過ぎた方でした。その過ぎた方が、町は何考えとるんぞと。お前も返事が全然ないじゃないかと。それで1年半経って、やるかやらんかも何も言わんじゃないかと言われて。誠にすみません。私は90歳過ぎてもう死ぬかもしれんぞと言われて。それで、行政の方に言いまして、そしたらこれ大変じゃということで、今年、対応してもらいました。本当、これはそういう気持ちなんです。ですから、いつかやります、やりますからやらないっていうんじゃないで、やはりやれる方法を私は考えるべきと思うんですけども、もう景観も大事だし、電柱の地中化も大事ですけども、もうこれが10年も経ったって何も進まないんだったら、何をしようかなというのが、やはり不信感になっていくんだと思いますので、もうこれ以上のことは言いませんが、よろしく対応していただけたらと思います。

続いては2番目の質問ですが、やはりこれ、なぜこれ2番目の質問に入るかというのは、要はそういうので、いろいろつかないんだったら、もっとこういうヒントがあるんじゃないかという。ちょっと縛りを緩めて対応したらできるんじゃないかというので、こういう今回の質問を考えております。

平成27年6月議会の一般質問では、「世帯が減る地区では、防犯灯の電気代の問題が起きておりまして、防犯灯のLED化は、電気料金の削減効果と、電球価格は高いものの寿命が10年程度と維持管理面の効率化、自治区の電気料金軽減に繋がる手段である。計画的な補助制度は今後必要であると思うが、その考えを問う。」との質問で検討していただいて、現在、各いろんな区や自治会の防犯灯はLED化になっていると思います。また、ソーラーの街灯や防犯灯の導入についての考えはどうか当時の担当の課長に相談したことがあった

のですけども、その当時は設置価格が高いということで、今、内子では導入の考えはないとの答弁であったものです。

今現在、国も2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、屋外照明の新たなモデルを創出するためにゼロカーボンシティ表明自治体を対象として、スマート街路灯やソーラー街路等について、計画策定や設備等の導入支援を行うということであります。

計画策定事業として、街路灯等からスマート街路灯への更新に係る計画策定事業であり、当該地方公共団体が所有するLED化されていない防犯灯や道路灯、公園灯等をスマート街路灯に更新するために必要な計画策定を行う事業であります。

ソーラー街路灯の導入に係る計画策定事業としては、地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等をソーラー街路灯に更新、またはソーラー街路灯を新規導入するために必要な計画策定を行う事業だということであります。

LEDソーラー外灯は、新居浜市の国領川河川歩道にも設置されております。電源工事が不要なためトータル設置費用が安くなるということで、LEDソーラー外灯を採用している自治体も増えております。設置場所に合わせた安価なLEDソーラーもありますが、景観を考えるといろいろ問題はあると思いますけど、万が一の災害での電源喪失時や、停電の時にも点きます。電気代が高騰しているなか、電気代がいらぬソーラー街灯や防犯灯を検討されている考えはないか、質問をします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 防犯灯の新設につきましては、地域の要望を受けて町が設置を行い、後の維持管理費は地元の方をお願いをしている状況でございます。

防犯灯は、以前は蛍光灯や水銀灯などございましたけれども、現在設置しているものはLED防犯灯であり、電気代も水銀灯と比較して4分の1程度になるとも言われております。

ソーラー式防犯灯は、太陽光エネルギーのみを使用するためCO₂を排出せず、電気代の負担もなくなりますけれども、設置費用が現在も高く、従来の防犯灯は15万円程度の設置費用でございますけれども、ソーラー式防犯灯では80万円から100万円ほどになるという見込みとなっております。また、ソーラー式防犯灯に必要な蓄電池は5年から10年で交換が必要となり、その交換費用も10万円以上かかる見込みとなっております。天候によっては十分な充電ができず、点灯時間が短くなることも想定され、価格や耐久性などを総合的に判断しますと、現段階ではこれまでのLED防犯灯での対応が望ましいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。やはり一基の設置費用が高いということで分かりますが、

どこか実質的に、今後、災害等で停電になったりとか、そういう時のことを考えると、集合される場所の広場。避難するところですよ。例えば自治会館の広場とか、小学校のグラウンドの広場とか。そういうところは電気が消えて、まあ自治会、行政が発電機を持っていったら、ぱっとつけてくれたらいいんですけども。避難してくるのに、それまでに準備ができるかといったら、なかなかできないと思います。やはり、そういう避難場所へそういうソーラーの外灯を設置するのも、ひとつの安心安全の方法だと町長も思われていると思うので、町長どうでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。まさにですね、それはうちの方でもそんな話をしておりました。実際にですね、電気が止まったという状況。先般の宜野座は1週間ほど止まったって言うておりましたけれども、本当にそういう状況になった時にはですね、真っ暗の状態で本当にどうしようかという状況の時。特に、避難所の場合ですね。ですので、今後そういったこともですね、やっぱり少々金額は高いですけども、それを置いてもやっぱり安全な、避難場所ということでですね、そういうようなことは検討していきたいなと思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。災害が起きた時に、一番最初に行政の、町長をトップとして集まって対応していただかないといけないので、役場本庁や分庁の駐車場とか、そういったところも一番先に、安全に集まっていただけるような状況になるように、そういう対応も是非とも考えていっていただきたらと思います。

続いて3番目です。またこれも同じですけども、今後、各戸の玄関口や防犯灯の明かりが届かない場所へ簡易式、これまた本当に簡単な、あんまり言うたらその宣伝になったらいいのですが、ホームセンターとかそういうところでも売られている、2,000円から、安いのは2,000円ぐらいですね。3から5,000円。いろいろありますけども、それを設置すれば防犯にも繋がり、夜の訪問時や玄関。どこが玄関か分からない家も時々ありますので、暗くて。そうすれば散歩する人も安心であり、そのソーラー式の照明機を各戸配布して、防犯灯の明かりが届かない軒先や塀に設置ができないかと思うものでございます。そうすれば、これも電気代もいらずに、防犯灯と防犯灯の相中の暗闇を照らすことができて安心であると聞いたのですが、どうでしょうか。またこれ、経費が絶対要ということで、どっからそれ出すんぞということですので、経費で各戸に配るのは駄目でしょうから。駄目なら、自治会や区ですね。そこで、うちはこの辺の防犯灯と防犯灯の相中が暗いんで、ここに10個を設置したいから10個。3,000円を10個やったら3万円で、その2分の1だけ補助しますとか。そういう形にすれば、区とか自治会単位で、防犯灯や外灯がなくて、段差があるところに設置ができると思うんですが、この提案はどうでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君）久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君）ソーラーライトは電源を引く必要がなく、電気代がかからないため、家庭の玄関や車庫などに設置する方が増えております。また人感センサー付きのものは防犯対策にも繋がると言われております。

道路に面している家で道路も照らすように設置できれば、歩行者への照明の役割を果たすことは十分考えられますけれども、すでに防犯灯が設置されている場合とか、道路から離れている場合などで道路への照明が十分行えないという場合もあり、ソーラーライトがどこまで公共的な役割を果たせるか十分に見極める必要があるというふうに考えております。

また、ソーラーライトは蓄電池を使用しており、蓄電池の寿命は数年とも言われております。こうしたことを踏まえますと、夜間暗くて通行に支障がある場所とか、防犯上不安のある場所への照明として実施する公共的な施策としましては、現在の防犯灯設置による対応が望ましいのではないかとというふうに考えております。

○12番（下野安彦君）議長。

○議長（久保美博君）下野安彦議員。

○12番（下野安彦君）はい。想定内の答弁でございました。つい、一般質問の通告をして、その後ですけど、4日前ぐらい。とある私の10歳ぐらい上の方とお会いしましたら、その方が「久しぶりだけど元気だった？」と聞いたら、「元気じゃないわい。あんたとこの近くの水路の中落ちて、20針くらい足縫って、それ40日入院しとったんよ。」と言われてまして。あれと思って現場行きますと、防犯灯があるはずやのにとしたら、その相中の暗いところで落ちたということでございます。もっと僕が早くそこにソーラーをつけることを言うてあげとったら、そういう事故にも繋がってなかったのになと思ひまして。担当課長、そういうところは、また実施するのは無理だと言ってるけど、町長もですけども、ぜひうちの家の近くに、家まで来てください。つい最近、近所の人らと協力して、つけんかと言ってつけておりますので。どっかのイベント会場のように、うちの手前、50mぐらいからパッと点きます。次々点きます。そして、うち通り過ぎても点きますので、町長も夜8時ぐらいに訪ねてきてください。それで、どんなか私、散歩される方にそれを聞いたら、「恥ずかしいな。明るくて。」と言われるぐらいで、何かぱっとセンサーが気になるかというたら、「全然。ええなあ。明るくてええなあ。」と言われます。是非とも見に来てください。これで3番目の質問を終わります。

最後の質問です。県道の照明灯も現在LED化が進められており、例えば豊秋橋の照明灯は本数を減らして設置されていますが、それに比べ知清橋は照明が充実され、かなり明るくなっております。豊秋橋と比べると、照明灯の本数も欄干が短い間に多く設置されているように思いますし、その上、石の燈籠も点灯しています。

豊秋橋はLEDになり、本数は減りましたが結構明るいとは思います。照明灯の本数は少なくなると暗いと言われた方も確かにいました。逆に知清橋の照明は、明るいことは良

いことなので、本数を減らして暗くしましうと勘違いしないでくださいね。本数を減らして暗くしましうという質問ではございません。これはなぜかという、別の内子の方から「知清橋はなんであんなに明るい。」という質問をされて、「私だけじゃないよ。他の人も言ってたよ。」って言われて、何で明るいって言われたってそれ質問、私も答弁できないので今回聞くわけですけども。県の方にでも直接聞けばいいんですけども、せっかく建設デザイン課長もおられますので、豊秋橋と知清橋とは明るさの感覚が違うのは、私の目がそがいに見えるのか。それとも実際違うのか。やっぱりそれは交通量を計算した主要県道との違いの規格によってあれだけの数が違うかをお尋ねします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。ただ今のご質問にお答えいたします。道路照明施設は道路法に基づく道路構造令において、交通安全施設として位置付けられております。県管理道路における照明灯の設置基準につきましては、これらの法令に規定されている照明施設の設置に必要となる一般的技術的基準を定めた道路照明施設設置基準という基準に基づきまして、夜間の道路利用者が安全に通行できるよう考慮して、適切な場所へ設置を行うこととしております。また、照明を設置する必要がある橋梁につきましては、原則として橋梁の起終点部に設置することとしております。

ご質問の豊秋橋につきましては、平成2年の完成当時の設置基準に基づきまして、合計10基の道路照明灯を設置しておりましたが、平成27年に実施した道路照明施設の点検において、照明柱の腐食により倒壊の危険性が確認されたことから、全部の照明柱を撤去いたしました。再設置にあたりましては、この基準が平成19年に改定されましたので、この現在の機器設置基準に基づきまして、橋梁の起終点部に4基設置したものでございます。

一方、知清橋につきましては、豊秋橋と同様の設置基準に基づき、平成6年の完成時に合計9基の道路照明灯を設置しておりますが、こちらは点検の結果、照明柱はすべて健全と判断されましたので、9基とも今、残しておる状況でございます。これによりまして、2つの橋梁の明るさに差が生じているということでございます。以上、愛媛県の方からご回答いただきましたので、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございました。決して知清橋が、先程言いましたように明るすぎるから本数を減すというのではございませんので、県の方にもう一度、それだけはしないように言ってくださいよ。ただ、どうしてあんなに明るいと言われて、私も答弁することができないので、町の管理もやはり、そういう基準でやっぱりあるんだろうと思うんですけども、そこらも考えて。もう答弁いいです。12時になりますから。あっちが明るい、こっちが暗いじゃないということがないように、基準に基づいて設置していただいたら

と思います。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時から再開いたします。

午前 11時 59分 休憩

午後 1時 00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸です。通告に従い質問させていただきます。よろしくお願いします。

8月末に議会広報誌のクリニックがあり、研修に行ってきました。町民に読んでもらえるような紙面をと編集して参りましたが、今回は好評でアドバイスをもらうぐらいだったので、引き続き読んでもらえる、そして興味を持っていただけるような紙面づくりを目指し、「広報うちこ」に負けないものにしていければと思っております。

それでは質問に移っていきます。3月議会で、「内子町部活動地域移行推進連絡協議会」が任期1年で設置され、8月3日に町のホームページに「学校部活動地域移行について」がアップされました。内容を見てみるとですね、連絡協議会が3回開かれ、推進計画（案）は令和5年10月に策定予定と記載されており、直近では8月25日に意見交換会が開かれたと聞いております。部活動の地域移行は教員の働き方改革ということが目立っているように感じておりますが、地方では生徒数が減少している中、子どもたちに今まで通りの機会を確保するという意味合いが大きいのではないかと思います。また、地域クラブで指導してもらうことにより、上位者の技術を実際に肌で感じ学ぶ機会は、これまでの部活動以上の経験を積むことができるのではないかと思いますという期待の面もあります。

それでは、1の（1）なんですが、内子町では、平日も含めた完全移行を国の定める期限に限らず前倒しで行うという方針を以前に聞いたかと思えます。10月にまとめ、12月に最終調整と連絡協議会の計画でなっておりますが、完全移行の方針で進んでいるのか確認したいと思います。

○議長（久保美博君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。城戸議員の部活動地域移行の内子町の方針についてのご質問にお答えいたします。部活動地域移行につきましては、現在、「内子町部活動地域移行推進連絡協議会」にて協議中でございます。国の示すガイドラインでは、休日の部活動地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、令和8年度から休日の部活動について地域移行を目指すこととしておりますが、内子町における部活動地域移行の基本的な方針としては、令和8年度から、休日・平日共に地域移行を目指すことを協議会の中で確認しております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 確認なんですけど、昨年確認したと思いますが、というか全協だったか。その確認の中では、その時は国が令和6年か何かの指針だったんですが、それが令和8年かなんかになったから、内子町も令和8年から休日も平日もという指針になったということでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。当時からですね、私の認識では令和8年度というふうに認識しております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

それでは（2）に移っていきます。内子町の部活動地域移行の考え方に拠点校部活動を想定とありますが、移動時間や手段などを考えると、校区外通学の話が出てくるのではないかと考えます。また、人気の部活動がある学校に人が集まり、学校間での人数差が生じることにより統廃合の話になることも想定されますが、協議会や意見交換会でそういった話はなかったのか伺います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。城戸議員の「部活動の地域移行により、中学校の統廃合、校区外通学の話が出てくるのではないか」についてのご質問にお答えいたします。8月25日に開催されました「内子町スポーツ協会に対する部活動地域移行の意見交換会」や、また今年度開催しております「内子町部活動地域移行推進連絡協議会」において、具体的に中学校の統廃合、また校区外通学についての話は出ておりません。地域移行と学校統廃合については関連する課題であるということは認識しておりますが、現時点で学校の統廃合と部活動の地域移行については切り離して考える必要があり、学校の統廃合を含む内子町の

教育改革については、今年度設置いたしました「内子町教育改革懇談会」の中で、今後協議していくということになります。

また、内子町における部活動地域移行の基本的な考えでは、現在の部活動の種目を減らすことなく地域移行することを基本としております。地域移行に伴い、種目ごとに拠点校を設け、日々の練習など拠点校に出向き実施することになりますが、校区外通学をするのではなく、まずは部活動に参加するための移動手段の確保を検討することになると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） それでは再質問なんですけど、令和4年の6月定例会で小・中学校の統廃合について質問させていただきました。そこでですね、校区外通学の承認基準に「転居による場合」、「家庭の事情による場合」、「教育的配慮による場合」があると答弁をいただきました。3つ目の「教育的配慮による場合」が今回の地域移行、学校部活動も学校教育の一環とするのなら該当するのではないかと考えます。その答弁でですね、「大きな学校で学ばせたいということを理由に校区外通学を認めたケースは今までないと認識している。」ということでしたが、部活動で校区外通学は今後認めていくのかですね。

そしてですね、6月定例会の中で「教育委員会に申し出、教育委員会の定例会の中で審議していくと思う。」という答弁をいただいておりますが、仮に認める場合ですね、一つ、一つ、1件、1件を毎回審議をするのか。そうすれば時間もかなりかかります。似たような条件で可否の結果があればトラブルの元にもなると思いますが、仮に今後の話で認めていくのであれば、一定の基準の制定やですね、柔軟な対応が求められるのではないかなと思うんですが、どういったお考えをお持ちでしょうか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 今、城戸議員のご質問、校区外通学ということではあったんですけども、教育委員会としましては、部活動の地域移行については、今4校中学校がございます。その4校があることを前提に、今、拠点校を中心としたいろんな案を作成しておりますので、校区外通学ということは前提条件に考えておりません。以上です。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。まだまだ、その運用が始まっておりませんし、開始した時にいろいろな意見、問題もあると思います。そういった時にですね、今回の私の質問のような柔軟な対応をしていただいて、生徒第一というかですね、該当者に不利益がないような対応をしていただけたらと思います。

これで次の質問、（3）の方に移っていききたいと思います。（3）ですね、例えばですが内子中学校剣道部では、見学に来て未経験者が入部することがあります。拠点校というこ

とであれば、その学校にない部活動は選択肢に入らず、未経験者が体験し選択する機会が減るのではないかと考えます。

東京オリンピックの数年前に小学生や中学生にスポーツ能力測定会を開催し、気づいていない優れた能力を発見し、向いているスポーツに出会えるといった記事かニュースを目にしたということがあります。今年のインターハイの女子の自転車競技で愛媛の1年生が入賞したというニュースがありました。その生徒はロッククライミングをやっていたという記事だったかと記憶しておりますが、能力テストで自転車に向いているということで高校から始めたということでした。8月のインターハイですから、初めて4ヶ月で全国大会に出場し入賞ということに驚きもしました。今年は内子高校野球部が41年ぶりにベスト8で盛り上がりましたが、今後は様々な競技で内子町から世界で活躍するような選手が誕生するかもしれません。内子町から大谷翔平選手や吉田沙保里選手のような選手が誕生すれば、一気に町がにぎやかになると思います。

もちろん、能力よりもやりたい競技をとという個人の意見は尊重されるべきではありますが、子どもたちの可能性を広げる意味でもスポーツ能力測定会を実施してはいかがでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見自治・学習課長） 城戸委員のご質問にお答えしたいと思います。中学校における部活動地域移行については、内子町教育委員会が「部活動地域移行推進連絡協議会」に諮問し、委員の皆さんに協議を行っていただいている段階でございます。協議会では種目等について、先程、学校教育課長がお答えしましたが、基本的に現在活動している部活動種目を継続して行えるよう話し合いがなされています。さらに、競技主体ではなくスポーツを楽しむことを主体とした総合スポーツ部の新設や文化部門では美術部等の新設も検討されています。また、それらの活動場所については、町が準備したバスや自転車等を使用し、それぞれの拠点校等に集合をして実施する予定でございます。なお、部活動を選択する際には、今まで同様、体験入部等ができる体制をとれるよう配慮していく必要があると考えております。

次に、スポーツ能力測定会についてでございます。内子町におきましては、スポーツ能力測定会を実施する予定はありません。その理由として、現在、愛媛県では副知事を本部長に「愛媛県競技力向上対策本部」を設置し、スポーツ能力測定会と同様の趣旨に基づく「えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業」を実施していることがございます。これは小学5年生から中学3年生を対象に、科学的知見に基づく様々な育成プログラムを実施する中で、スポーツの潜在的能力を有する子どもを発掘し、適性のある競技種目を見極めるとともに、年代別強化選手を目指せるよう才能の育成・強化を行うものでございます。内子町におきましても、各学校を通じてパンフレットを配布しながら、同事業の周知を行

い、事業への参加促進を図っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） スポーツ能力測定会に似たような愛媛県のということですね、そういったものを活用していただくと、子どもの新たな可能性、選択肢が広がると思いますので大変ありがたく思います。ちなみにですが、大洲市は2019年にスポーツ能力測定会を実施しており、それが関係あるか分かりませんが、昨年ですね、大洲高校のカヌー部がインターハイで優勝。今回の部活動の地域移行の実証事業として10月1日よりカヌー部の活動が開始されるということですので、関係があるかは分かりませんが何らかの成果が出るのではないかと思いますので、前向きに、愛媛県ですね、ジュニアアスリート発掘の方をやっていただいて、子どもの才能を開花していただきたいと思います。

それでは、1の質問を終わりまして、2の方の質問に入っていきたいと思います。5月に宜野座村から来町された際の話では、宜野座村ですね、出生率も高く、村民も増えているということでした。全国的に見ると宜野座村だけではないようですが、成功事例に学び、新たに取り組むことというのはないでしょうか。

また、宜野座村との姉妹町村提携50周年事業で8月に宜野座村へ実際に行ってみて、活気や雰囲気はどうだったのか伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 城戸議員のおっしゃる通り、宜野座村では人口が増加をしておりますが、明確にどの取り組みによって増加しているということについてはですね、判断ができません状況でございますが、先程言いました8月20日からですね、22日にかけて、姉妹町村提携50周年記念事業ということで宜野座村を訪れさせていただきました。その時にですね、農業後継者等育成センターというところにもご案内をいただき、研修をさせていただきました。そこではですね、おおむね50歳までの方で、宜野座村に住所を移し、かつ卒業後は宜野座村で就農することを条件に研修生を受け入れて、県の普及員1名、それからJ Aの指導員3名がですね、イチゴやマンゴー、パパイア、島とうがらし等の栽培技術のほか、月に2、3回はですね、ファイナンシャルプランナーによる経営の指導などを行ってですね、農業の担い手育成に努めているというようなことでございました。今後ですね、宜野座村担当者と情報交換をしながらですね、町が取り組んでおります新規就農研修制度、町の方でもございますけれども新たに取り組みができる、そういう支援策があればですね、加えていきたいと思っております。また、これは農業分野だけに限らずですね、宜野座村の取り組みの中で人口減少対策などにおいて効果的な施策があれば、参考にしていきたいと考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 再質問なんですが、ネット。チャットGPT。これオープンAIのチャットGPTではなく、ちゃんとGPT4.0の言語を使っているところなんで、ネット上の情報を集約していただいて簡潔にまとめてくれるというところでちょっと調べてみたんですけど。人口減少対策というものを調べているとですね、その答えで確実なものというものはないが、子育て支援をしているところが人口出生率が上がっているというまとめが出てきました。宜野座村も若者の移住、定住や子育て支援に力を入れて成功しているようです。結果のみで判断しますとですね、内子町は子育て支援がまだまだ足りないのかなあということになるのではないかと考えます。高校生までの医療費無償化は大洲に住んでいる方からうらやましがられましたが、大洲市も始めました。そこで新たな支援策が必要ではないかと思いますが、何かお考えがあれば伺わせてください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。宜野座へ行ってですね、いろんな状況がですね、私の町とはですね、違う面もあるなというふうに感じております。そもそもですね、宜野座村。これは沖縄全体に言えることなんですが、非常に観光客が多いです。人口もですね、戦後から現在150万人近くの県民が、沖縄の人口150万人近くなんですけれども、ずっと増えているんですね。基本的にもうすべて増えています。戦後から2倍ぐらいになってまして、この50年でも50万人ぐらい増えているわけですね、人口が。なので、この何年か前から増えてきたとかそういう問題ではなくてですね、ずっと増えていると。それは何なんだろうということなんですが、空港もすごい観光客多いです。もう本当に、東京かというぐらいは多いです。そういった方々、やっぱり沖縄に対する、何ていうんでしょう。憧れっていいですか。景色もいいです。また気候もいいです。10度を下がることは基本的にないということでもありますし、皆さん沖縄に旅行に出かけておられます。そういう中でですね、やっぱりここに移住してみたい。ここで生活してみたい。そういうものも私は多いと思います。そこへ訪れているわけですからね。ですので、先程言いましたように、ずっとここ何年かの話ではなくて、人口もどんどん今までも増えていると。だから宜野座に限らずですね、他の市町も村も増えているという、そういう状況にあります。確かにですね、今の子育て支援。これは今、もう進めています。これからもですね、いろんな子育て支援も進めていかなければならない。これ子育てだけではないです。もちろんそれ以外ですね、しっかりとした農業でありますとか、いろんな産業の振興ですね。これも進めていかなければなりませんし、いろんなことを進めることによって移住者の方にも来ていただきたい。そういう町を、魅力ある町を作っていかなければというふうに思っております。やっぱりですね、そういう中で私が思うのはですね。そういう中で、やっぱりいろんなことを宜野座に倣ってやればいいんですけども、最終的には、やっぱり財政的な問題があると思うんです。いろんなものを全て、例えば高校

までは一切お金が要らないと。そういう支援を全部やるということになれば、それはどこまでそれが効果があるかは分かりませんが、でもそれをやろうとすればですね、継続的にずっと経費が相当かかるわけですね。沖縄の場合にはですね、ご存知のように米軍基地があります。そんなことでもですね、いろんな制度もあります。また、いろんな財政的なものもございます。なので、一概にですね、全てそれを持ってくることはですね、これは一緒に研修を参加いただきました、議長さん、あるいは副議長さんを感じられたことではないかなというふうに思いますが、参考になるものはですね、先程言いましたように、やっぱり町もですね、そういうところは取り組んでですね、やっていきたいと思いますが、そこで全部やっているからそれを全部町でやったらどうかというようなことについてはですね、非常に中身を見てみないとですね。これからそれを見ていきますけれども、そういうことも参考にはさせていただきながらですね、政策として取り組んでいきたいなというふうには思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございます。確かにですね、沖縄はやっぱり全国的に、夏は北海道、冬は沖縄と言われるような環境の良さとかがあって観光客も行くと思うんで、条件は一概には言えないと思います。

次、（2）の方なんですけど、全国的に見ると沖縄は好条件かもしれないんですけど、愛媛県内で見ると、内子の立地条件というものは悪くないのではないかっていうところを感じております。車で内子インターから松山インターまで約30分。内子インターから松山空港まで約40分と立地条件悪くないと感じますが、ですからですね、県外の方が旅行雑誌や県内の情報誌を見て調べた時に南予に内子が入っており、松山周辺で調べた時にはですね、旅行や移住先として選ばれない、選択に入らないということも考えられると思います。県の南予地方局も実際に宇和島にあり、行政の南予の集まりなんかはですね、宇和島で開催することが多いように感じております。宇和島と松山では、内子町から見るとですね、松山の方が近く、内子の中予だと言ってもいいのではないかとさえ感じております。国土交通省が取り組んでいる「コンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市」に松山が取り上げられており、JR松山駅周辺の開発や松山市駅の周辺の開発も、その関係で予算がおりているようであります。今後もですね、松山がコンパクトシティとして整備されるであろうと考えると、松山の郊外として内子をアピールしていくのが最善のように思えるのですが、この松山が今後手を入れて開発されるというところで、もう立地条件、中予に近いよ、実際にはもう内子は中予ですよ、松山の郊外ですよというところを生かしてはいかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ご質問の、立地条件を地理的な条件と捉え、その上で人口減少対策として移住対策の観点から答弁をさせていただきます。

内子町は、県と松山市から約40km、高速道路やJRなどで約30分であり、地理的な立地条件については比較的恵まれていると考えております。こうした立地条件につきましては、日常の移住相談や首都圏での移住フェア等における移住相談の中で、県都松山市からの距離感や隣町の大洲市からの距離感など、地理的要因として内子町へ移住する場合の強みと捉え、相談者にお知らせをしています。その他、子育て環境や教育環境、交通、住居、仕事、病院、気候、食など、相談者が求められるあらゆる情報などについても併せてお伝えをしているところであります。しかしながら、移住希望者が求める立地条件の良し悪しや価値観がそれぞれ違いますので、今後も相談者が求める移住について丁寧に聞き取り相談を行う中で、地理的要因も含め、内子町のまちづくりに共感していただける移住者を獲得したいと考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。従来のやり方で人が増えないんだったら、あの手この手を使っ。長いものに巻かれろというわけじゃないんですけど、利用できるものは最大限利用し、内子町の住民を増やしていただければと思います。

冒頭で研修に行った話をさせていただきましたが、その研修の2日目にですね、双日の方で高畑誠一さん。もう彼、向こうの方では高畑（たかはた）さんと名乗っておるようなんですが、その方について学んで参りました。そこでですね、内子町出身の偉人であり、担当者の方からは、NHKの朝の連続テレビドラマ小説になってもおかしくないような人物であるということでした。その帰ってから2日後ぐらいにですね、インスタグラムで、1区の衆議院議員さんのインスタでですね、西条市が十河さん。朝ドラ誘致をしようと動いております。電子署名に協力してくださいというのが上がってきました。なので、内子町もそういった取り組みで朝ドラを誘致していただければ、そういう松山の立地条件だけではなくてですね、内子にもちょっと興味を引いてもらうような材料としてのポテンシャルを秘めておるものがあります。ただ古い町並みや建物を残すだけではなくですね、当時の時代背景や人物も併せて伝え残すことが意味のある保存ではないかと感じましたので、高畑さんについて学んだことはこの場でちょっと伝えきれないので、委員会報告や議会だよりに掲載したいと思います。読んでいただければと思います。そういった点も含めて、今後もっともっと町をアピールしていただき、いろんな面、多方面から町を活性させていただければと思い、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 次に、関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。3番、関根律之です。通告に従って一般質問をさせていただきます。

きます。

今年の夏の高校野球ですけども、ふさふさヘアの慶應ボーイの活躍が話題になりました。野球部の森林監督の指導法にも注目が集まりましたが、一言で言えば、生徒たちが自分で判断する、自己決定を大事にしているということだったのではないのでしょうか。簡単なようでいて、なかなか教育現場ではそういった自分で判断するということが難しいのかなというふうに感じました。

日本財団が、2022年に、日本、アメリカ、イギリス、中国、インドの18歳程度の若者を対象にした国や社会に対する意識調査があります。その中で、「自分には誇れる個性がある」「他人から必要とされている」「人生に目標や方向性がある」など、自身の将来や目標についての質問で、ほぼすべての項目で日本は6カ国中最下位でした。また、「自分は大人だと思う」「責任ある社会の一員だと思う」「自分の行動で国や社会を変えられると思う」など、自身と社会との関わりについての設問でも、他国を引き離して最下位です。また、内閣府が「日本の若者の意識の現状」として2018年に行った国際比較調査では、「自分自身に満足している」に「そう思う/どちらかといえばそう思う」と回答した割合は主要7カ国で最も低く、45%となっています。これらの調査結果から、日本の若者が自己効力感、自己肯定感が他国に比べてとても低いことがわかります。

「人権」とは何でしょうか。広辞苑の定義によれば「人間が生来持っている生命、自由、平等などに関する権利。基本的人権。」とされます。そして、この権利を社会全体で守り、尊重することによって、より多くの人々が平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれるとされます。そして、そのためには人々の人権意識を高めることが必要とされ、人権啓発・人権教育が行われています。

人権教育と聞くと、多くの方がイメージとして思い浮かぶのは、「思いやり。人に優しく。いたわりの心をもって。差別はいけない。」などという言葉ではないのでしょうか。しかし、他人に対してこういう意識を持とうということはあっても、自分、あるいは自分たち自身の権利主張に対しては、わがままやエゴだろうと思われるのではないかという否定的な感情があり、何を言っても無駄というような社会に対する無力感に繋がっている側面もあるのではないのでしょうか。そうした意識が強くなってしまうことが、さっきのような他国に比べて自己効力感が低い調査結果が導かれる要因になっているのかもしれない。

今回の一般質問ではそんなことを念頭に置きながら、日本の、そして内子町の人権教育のあり方はどうなのか、あるべき方向性について考えていきたいと思います。

1番目、人権同和教育。令和5年度内子町人権・同和教育基本方針では、「人権尊重のまちづくり人権教育・啓発推進計画」で今年度の重要課題としている「同和問題、子ども・女性・高齢者の人権侵害、性的指向、性自認（SOGI）の人権」について重点的に取り組むとしています。（1）今年度の重点課題である「子どもの人権侵害」について、具体的にどのような取り組みが行われていますでしょうか。

○議長（久保美博君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。関根議員のご質問にお答えしたらというふうに思います。

全国的に子どもを取り巻く環境は、核家族化、地域の人間関係の希薄化、一人親世帯の増加など、大きく変化をしております。一方、育児放棄、子育ての不安からくる虐待などの問題が増えたとともに、学校では、いじめ・不登校などの問題も抱えております。内子町では、令和4年4月に策定した「第5期人権尊重のまちづくり人権教育・啓発推進計画」に基づき、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権尊重やその擁護に向けて取り組んでいるところでございます。

そのような中、学校では日常的に、教育全般で人権に関わる学習に取り組んでおり、個性の尊重といじめや差別を許さない集団づくりや、児童の悩みに寄り添い周囲との人間関係に配慮するとともに、個人情報の保護に最大限努めております。

令和5年度に学校等が取り組んでいる事業として、7月に天神小学校の地区懇談会において、保護者、自治会、民生児童委員が集まり、子どもに関する人権侵害であるヤングケアラー、いじめ等について意見交換の場をもちました。また12月には、大瀬地区で地域住民と学校が連携して「大瀬地区人権まつり」を開催し、地域内を挙げて人権課題について学習する機会も計画されております。その他、内子町人権教育協議会では、「地域ぐるみ人権・同和教育学習会」の指導者向けの研修会である「人権・同和教育リーダー研修会」を、「子どもの人権侵害防止」をテーマに開催予定で、その学びを各種学習会に繋げていきたいと考えております。

さらに、児童虐待対策につきましては、「内子町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」代表者会を開催し、児童相談所や警察署及び八幡浜保健所等と現状報告や意見交換を行い、互いの情報交換や情報の共有を図っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。ここで、基本方針でその重要課題、同和問題と子ども・女性・高齢者の人権侵害。そして性的指向、性自認は人権となっているんですけれども、ここで、なぜ子ども・女性・高齢者は人権侵害で、性的指向、性自認の方は人権となっているのでしょうか。先程、答弁にありました育児放棄、虐待、いじめ。非常に重大な問題で、これ全国的にも話題になっていて、その対策を行政もしっかりやられているということは承知しています。一方でですね、その侵害という言葉があまりにも強すぎてですね、人権侵害までには至らないけれども、その間。0か100かの間の人権が軽視されている。尊重の度合いが低いのではないかと。というところに、目

がいきにくくなっているのではないかというのが私の問題意識としてあるんですけれども。そのような、ちょっと私の問題意識について、どうお感じになりますか。基本方針に人権侵害というふうに取り上げていることについて。お願いします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（福見光生君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。関根議員さんのご質問にお答えしたと思います。人権侵害についてのご質問だったというふうに思っています。人権侵害につきましては、人それぞれ捉え方が違うのではないかと思いますし、人権侵害そのものというのは、人がその地域、その社会においてどれだけ過ごしやすくしていくのか。そういう自分が生きていくにあたって、どう住みやすく、生活していくのかということだと思います。それを侵されたことが人権侵害であるのではないかなというふうに、私は理解をしております。その捉え方で、女性、子ども等もありますけれども、人権侵害についても、その観点からそういう人権侵害の考え方があるのかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） すいません。なかなか答えにくいことではないかなと思いましたが、質問をさせていただきました。

さて、次ですけれども、人権侵害ではなくて、人権となっている「性的指向、性自認（SOGI）の人権」について、具体的にどのような取り組みが行われていますか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。内子町では、人権教育・啓発事業として、これまでも「性的指向・性自認」をテーマにした学習会を「地域ぐるみ人権・同和教育学習会」などで開催をしております。令和5年度におきましては、行政職員や教職員などを対象とした「人権・同和教育夏季研修会」を7月28日に開催し、Like myself代表の前田良氏を招聘して講演会を行っていただきました。前田氏からは、性同一性障害を乗り越え、自分らしく生きられるようになるまでの経験を話され「人権課題に関して、まずは知り、関心を持つことが大切である」と改めて学ぶことができました。今後の取り組みといたしましては、五十崎自治センターで行っている「あけぼの人権学習会」や内子自治センター管内での「地域ぐるみ人権・同和教育学習会」、参川福祉会の「人権学習会」などで学習会を計画しております。

また、学校におきましても、性的指向・性自認に関する理解を深めるため、適宜教職員研修を実施し、児童生徒への適切な指導・支援に努めています。性的マイノリティ者への合理的な範囲といたしましては、性別を記載することに苦痛を感じる方もおられますので、行政文書の性別記載欄について、可能なものを廃止するよう今年度中に見直しを実施をいたし

ます。

その他、現在、パートナーシップ制度の導入に向け、すでに取り組んでいる自治体の視察を行い、事業内容の検討を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。学習会なども、性的マイノリティについて理解を深める取り組みが始まっているということが分かりました。そうですね。自治体による同性パートナーシップ制度というのでも検討されているということなんですが、もうこれ全国の人口の7割を占める自治体でも制度化されているっていうことで、残りの3割の自治体も、もうそれは考えないといけないということもあると思うんですけども。この同性パートナーシップ制度ってということより先にですね、私はもっと先に性的マイノリティの存在と人権についてしっかりと周知・啓発をすることが先ではないかと思うんです。研修等で学んでいるということもありましたけれども、もうすでにたくさんの情報が著書であるとか、そういうものが出ているんですね。私、取り組みとして素晴らしいなと思うのが、兵庫県明石市で行われている、こういったLGBTQの理解に対する啓発活動ではないかと思います。非常にしっかりとした取り組みを多岐に渡って行っていて、その中のひとつで「ソジとも」っていうのがあるんですけど、先程のSOGI。性的指向・性自認のソジですね。「ソジとも」、友達。まあ、いわゆる性的マイノリティに対する理解を深めるために講習を受けて、そういう人たちに気持ちとして寄り添いたいというふうな、そういう方を増やしていこうという取り組みですね。バッジみたいなのをつけて、そういう理解のある人を増やしましょうという取り組みです。趣旨としては、認知症サポーターなんかと似ているんじゃないかと思うんですけども。認知症サポーターなんかはね、内子町でも積極的に取り組んでいると思いますけども、そういう取り組みなんかも非常に参考になるんじゃないかと思います。それで、パートナーシップ制度をいろいろ考えられているということですけども、ファミリーシップ制度っていうのをご承知かなと思うんですけど、同性パートナーを認めるだけではなくて、例えば同性パートナーと一緒に住む子どもを含めた家族関係ですね。ファミリーシップ。それから事実婚の異性カップル。それから、遺産相続のことなどが気にかかって結婚には踏み切れない高齢者の異性カップルとか。そういう、何か様々な形が今あるみたいなんですよね。そういうファミリーシップというようなものも認定するというのが、同性パートナーシップだけよりはより良いのではないかと思います。ファミリーシップ制度について、考えておられるのかどうか伺います。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 住民課長。

○住民課長（上山淳一君） はい。ただ今の質問にお答えをさせていただきます。議員さん言われたようにですね、ファミリーシップ制度であったり、また事実婚の方。そういった方にもですね、利用できるような制度というのが望ましいと考えておりまして、そういったこ

とも含めて検討をしております。そうすることによってですね、性的マイノリティの方もですね、この制度を利用しやすくなると考えておりますので、そういったことも含めて、今現在、検討をしています。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） いろいろ考えておられるようで良かったと思います。そうですね。あと、担当者というのが、もしそういうことが進んでいくときに考えられると思うんですけども、可能であれば、そのLGBTQの担当者、当事者というのが望ましいと思うんですけども、なかなか本人がそういうことをされるというのは難しいかもしれません。その時に、やはり理解がその次に近い人という、その当事者の家族であるとか、それとかNPOでこういった活動をされている方とかっていうのを専従でなくてもですね、短い時間とかでもそういう担当者を1人置いておくと。LGBTQ推進担当みたいなことで、そういった考えが大事ではないかと思うんですけども、そういったお考えについていかがでしょうか。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） はい。今、議員さんご指摘の通り、そういったLGBT当事者の方のご意見というのを伺うということは非常に大切なことだと思っております。当事者の方からご意見を伺うことはできないかもしれません。その場合には、LGBTの方の支援を行っているような団体、そういったところでですね、ご意見を伺いながら検討していきたいというふうに思っております。また、こういう制度を導入した時にですね、LGBTの方の相談、そういったことがですね、対応できるような何か支援策を考えていかなければならないかなというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） 次に移ります。人権・同和教育の今後の課題として「人権問題を自分の課題として捉えることが必要」とされますが、具体的にどのような施策等が検討されていますでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 議員ご指摘の通り「自分の課題として捉える」ことは、人権問題の解決において非常に重要なことだと考えております。そして、自分の課題として捉えるためには、身近な人権問題に気づく人権感覚を磨くこと。また、人権問題に興味関心を持ち、理解することが何より必要だと思います。

令和3年度に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、人権問題に関する学習会等に参加した経験がない人よりある人の方が、また参加回数が多い人の方がより人権問題

に関して理解を深め、人権侵害の認知度が高まり、差別に直面した時に解決に向けた行動ができることが明らかになっております。こうしたことから、自治会などを訪問して行う地域ぐるみ人権・同和教育学習会や各種研修会、研究大会などを継続的に実施して参ります。また、学習会や研修会をより自分の課題として捉えることができるような内容にしていくことも必要だと考えております。そのため、差別を受けた経験のある方からお話を伺ったり、差別解消に向けた取り組みを実践しておられる方の生き方に学ぶなど、差別の現実深く学ぶ工夫を行って参ります。

去る7月12日から13日にかけて行われた四国地区人権教育研究大会などでは、差別の現実に向き合い懸命に学び、差別をなくすために活動している皆さんの姿に触れることができました。こういう大きな機会を通して、自らの生き方を変えていくことができる自分づくりができるよう、その礎として内子町の人権・同和教育を充実させて参ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。人権に対する町民意識調査、私もしっかり見させていただいています。大事なことだと思います。そういう意識調査をして、浸透度合いがどうなのかということは大事なことだと思います。その中で、今、答弁の中でやっぱり学習会等に参加したの方がより人権に対する意識が高いというような結果も出ているということですが、それはそうだと思うんですけど。私がちょっと見ていて気になったのは、同和問題に対する関心というところの項目で年代別に回答を出しているんですけど、20代、30代が他の年代に比べて低いんですね、関心が。差別があると思うかという設問に対して、「ある」という回答が低くて、「分からない」という回答が多い。これは、人権教育を一般の人よりは学校等でやっているはずの一番近い20代、30代が、そういう結果が出たということは、先程言った自分事として捉えられていないんじゃないかという疑問にも繋がるんですけども。その辺り、どうしてなのでしょうかね。ちょっと答弁いただけますか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 同和問題に関してですね、自分事と捉えられていないというようなことだと思うんですけども、次のご質問の中にも関連するかもいたしませんけれども、やはりですね、実態的差別っていうのが今減少していると。これは同和教育が進んだことによっての成果ではあるんですけども、いわゆる心理的差別。これは残っていることとございますから、見えにくくなったということとございますけれども、実はインターネットを見てみますと卑劣な書き込みなどもございます。そういう点を踏まえると、心理的差別っていうのは今も残っているのが現実でありまして、これを思いますとしっかりとですね、子どもたち、若年層に向けてもですね、この同和教育に対してですね、しっかりと学びを広げていかなきゃならないなというふうには思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） 自分事として捉えるっていうのは、非常にやっぱり簡単なことではないということは、私も思います。ただですね、この間、人権教育。町が主催する学習会、映画会とか、たくさんいろんな機会が設けられているのはいいと思うんですけど、私も会に何度か参加させていただいて感じるのは、そういった大事だっというような理念を教える、伝えるということには一生懸命なんですけど、受け取った側がどう感じているかっていうのをフィードバックするという機会があまりにも少ないんじゃないかと。例えば講演会みたいなもので、優れた講演会みたいなものは、例えば90分の時間があつたら60分が講演で30分間質疑応答みたいな形になっているのが多いんですよ。ご承知だと思うんですけどね。そういった質疑応答、自分は質問できなくても、できる人がした質問を聞いてそういう観点から質問もあったかということで理解が深まるっていうことはあると思うんですよ。内子町の講演会みたいなので、そういうのはあまり見たことがない。質問が活発になるような講演会。それは、なかなか県民性、町民性みたいなこともあるとは思いますが、あとは、やっぱりそういった形式だけじゃなくて、もっとワークショップ形式みたいな。なかなか自分の意見を言うって、こういうところで手を挙げてくださって言うって、なかなか難しいんですよ。普通の人には。だから、多くても10人ぐらいのテーブルで、中に1人ファシリテーターみたいな方になっていただいて、司会進行役がいてどうですかみたいに引き出す。そういうやり方をやっぱり考えていくってことが、やっぱり理解を深めるためには必要なことではないかと思うんですけども。それにはなかなか、今までの指導を行ってきた人たちだけでは、やっぱりちょっと難しいという面があると思いますし、やっぱり外部でそういったことを実践されている方。人権教育にしろ、そういうワークショップ形式で理解を深めるための様々な取り組み。人口が多いところでは、そんなところも取り組みやっているとありますよ。そういうことを取り入れていくということが大事ではないかと私は思うんですけども。答弁、どなたかいただけますか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。小グループの学習会、意見交換会が、学習会の中で取れてないんじゃないかというようなご質問だったかと理解をいたしました。県の大会、「南予地区人権・同和教育研究協議会」等の大会におきましては、各報告の後に小グループになり、意見交換を求めたような会もございます。内子町内におきましては、五十崎自治センター管内の訪問人権学習会においては、各種映画を見た後でありますとか、講演を聞いた後、その後にはですね、小グループになり、職員等が、指導者等がですね、中心になり、小グループになった後に意見交換をやっておりまして、それを大勢の方に返していくというような学習方法も実際にやっております。これを倣いながら、他の自治センターにおきましても、今後広げていくようにさせていただいたらなというふうに考えております。以上でご

ざいます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。なかなかそういう作業は骨が折れる部分もあると思うんですけども、やはり理解を深めるために、ただ講演を、伝えたいことを伝えるということだけでなく、フィードバックっていうことを大事にすることを今後も検討して進めていただけたらと思います。

次に移ります。人権教育が「同和問題をはじめとする」課題解決解消として強調されることで、人権課題を現在の自分ごととして捉えることが難しくなっているところはないでしょうか。同和問題をしっかりと取り扱うことを継続しつつも、様々な人権課題に取り組みやすくするために、学校教育では「人権・同和教育」という表題は「人権教育」に、基本方針などの「同和問題をはじめとする」は、「同和問題や」などの表現に変更していくのが望ましいのではないのでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 長年にわたる同和教育の成果として、先程も申しましたけれども、同和問題に対してあからさまな実態的差別は減少いたしました。これが、同和問題が見えなくなったと言われる所以かもしれません。しかしながら、インターネット上の人権侵害などを見るにつけ、心理的な差別が減少したとは言いがたい現実がございます。残念なことでありますが、同和問題は今の私たちの問題と言わざるをえません。その中においても、これまで同和教育は「差別の現実学ぶ」「被差別の側に立ちきる」という問題に向き合う姿勢や「知的理解を進め人権感覚を向上させる」こと、そしてそこから「自分の人権を守り、他人の人権を守る意識や意欲や態度を育て」「差別をなくする実践的な行動につなげていく」という問題解決の手法など、様々な成果を築いて参りました。様々な人権問題にはそれぞれの固有性もありますが、共通している部分も非常に多いことから、こうした同和教育を生み出した成果を様々な人権問題の解決に活かしていくことが有効であり、重要だと思っております。こうしたことから、平成28年になって「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことの意味も含め、今後においても同和教育を人権教育の中心に据えて問題解決、差別解消に向けた取り組みを進めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。担当者として、同和問題は非常に大事だというお気持ちは十分伝わってきましたし、私も同和問題を軽視しているとか、もう扱う時間を少なくせよとか、そういうことを言っているのでは全くありません。自分事として捉えるっていうことについて、やっぱり同和問題の今までの教育のあり方っていうのは、やっぱり浸透しにくいので

はないかっていうことを強く思うんですよね。例えば、平和問題っていうのもちょっと似たようなところがあるかなというふうに感じるところがあるんですけど、平和問題。平和は大事に決まっていますよ。悲惨な広島の実現。長崎のそういう悲惨な戦争体験みたいなことをたくさん伝えれば、それが平和の心が育つというわけではないと思うんですよ。単純に。そういうことを教えていくのも大事ですけども、なぜそれが起きたのかっていう背景を伝えていくっていうことが大事なんで。だから、人権問題の中の同和問題という、非常にかつてひどいことがあったということを教えていくということは続ける。続けつつも、今起きている様々な人権課題っていうのはあるわけですよ。人権侵害とまでいなくても、女性だって賃金格差の問題とかいろいろありますよ。言い出すときりがないんで。そういうことに、人権・同和っていう、一緒にくっつくことによって、同和問題をはじめとするっていうことによって、その他の課題が薄まってしまうんじゃないかってことを言っているんです。教育長、答弁いただけますか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 答弁としましては、先程福見課長が申し上げた内容になってしまうんですけれども。やっぱり同和問題っていうのは、日本社会の歴史的な発展の中で身分差別が生まれ、そのために一定の方がですね、長い期間にわたりいろんな苦勞をされてきた。それでですね、これやっぱり日本固有の問題でもあるということで、国もですね、かなり早くから、昭和44年の特別措置法からですね、取り組んできた国民的課題であるということは間違いありません。またそれを国、行政がですね、やっぱり部落問題を解決しようといういろんな形で取り組んできた成果というのはですね、やっぱり今も生きていますし、その成果を他のやはり人権問題に応用していくということは、行政としてもいい方向ではないかと思えますし、やはり同和問題を中心に据えるということですね、そういう意味合いがあるということですね。議員さんの言われる趣旨も分からないわけではないんですけれども。こういった形で、今後も内子町は人権問題の中で同和問題を中心に据えながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。なかなか答弁難しいと思います。ありがとうございます。ただ、やはり伝えたいことを伝えるということだけではなくて、受け取る側がどうなのかっていうことをしっかりもっと聞いていただきたいと思いますので、伝わってなければ意味がないことなんで。課題としてちょっと今後も検討、研究をしていただけたらと思います。

次に移ります。こども基本法による「子どもの意見尊重と最善の利益」の理念を踏まえ、人権教育のあり方にも、子どもや子育て当事者の意見を聞き、今後の政策に反映していくことが必要ではないでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 関根議員のご質問にお答えいたします。こども基本法の基本理念であります「子どもの意見尊重と最善の利益等」の実現のために、子どもや子育て当事者の意見を政策に反映することは、とても重要なことでございます。こども基本法の趣旨に則りまして、あらゆる場で、またあらゆる機会を通じて、そういった子どもや子育て当事者の意見を聴取させていただきながら、今後の内子町の進めます人権教育のあり方について探って参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私、何度もこのこども基本法関連の質問をしていますので、あんまり今回はしつこく言いません。重要ということは認識されて、今後検討していくという。これまでもそういう答弁だったんですけども、やはり自分たちだけで、行政、今までの人間だけでやるというのは、かなりやっぱり難しい面があると思いますんで、そういったやっぱり外部からですね、専門家等、子どもの意見を聞き出すということをどういうふうにやったらいいのかという。まあNPO等ですね、いると思いますので、ぜひそういうところと連携して進めていただけたらと思います。

子どもの人権と性教育についてです。特に思春期の子どもにとって深刻な人権侵害のひとつに、いじめのほか、性による被害・加害があります。具体的には、本人のプライベートな場所を触られるなどの性暴力を含め、予期せぬ妊娠の被害者や加害者になってしまうなどで、心身に一生の傷を負ってしまうこともあります。

性教育に長年携わってきた『おうち性教育はじめます』の著者、村瀬幸治氏によれば、性教育は生殖にまつわることでなく、いのちとからだ、健康の学問とされます。「包括的性教育」は、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育とされ、国連教育科学文化機関ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は性教育の国際的な指針となっています。一方で、日本の学校での性教育の主な内容は、思春期の体の変化、妊娠・生命の誕生、性感染症などに限られ、時間も短く不十分と指摘する声は多いです。先に紹介した性教育研究に長年携わってきた村瀬氏の著書によると、今の子どもたちが何から性情報を得るかという問いに対して、トップはインターネット、次に友人や交際相手とし、その友人や交際相手の情報源は、インターネットのアダルトサイトやアダルト動画であることがほとんどだといえます。アダルト動画などは、男性本位の支配や暴力的な表現が多く、これによってゆがんだ人間観が育まれてしまうとしています。一方で、思春期になってから、親から子に性の話をするのは極めて難しいという実態があります。

（1）子どもの性被害・性加害という重大な人権侵害を防ぐため、行政や保護者などが主導して外部専門家等による性教育の特別事業などが行われている学校もあります。また、性に関する正しい知識の普及のため、性教育に関する著書やインターネットでの情報サイト、

困ったときの相談先の周知など、教育委員会として取り組みを強化することを検討できないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。関根議員の外部専門家等による性教育の特別事業の実施、また困ったときの相談先の周知など、取り組みの強化の検討についてのご質問にお答えいたします。

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に実施されております。性に関する教育は、課題は様々であり、デリケートな部分もあることから、発達段階に応じて取り組む必要がございます。町内の各学校においては、性教育についての取り組みの1例として性教育参観日を実施し、保護者とともに性教育について考える機会を設けたり、性に関する教材を活用した授業を行い保護者に公開したり、性教育全体計画を作成し、学年別指導内容を決め、また目標を設定し、保健体育の授業、また学級活動のほか、各教科と関連されながら指導しております。

外部指導者による学びとしては、参観日に合わせ「児童、保護者、教職員」を対象に講演会を実施したり、内子町子育て支援センターによる「いのちの授業」など、生徒が命の大切さを再認識する機会を設けております。

また、性犯罪を含め、犯罪被害にあわないための安全教育としては、学校での学びはもちろんのこと、啓発チラシの配布、また「生活のこころえ」。以前は、「生活のきまり」といったものがあったんですけども、「生活のこころえ」などで周知しているところです。

次に、各学校の相談窓口につきましては、様々な悩みを抱える児童生徒に対しては個別指導が必要な場合も多く、気軽に相談できるよう多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止することが求められておりまして、養護教諭や学級担任が主になり対応しているところでございます。また、スクールカウンセラー等への相談体制も整えております。

なお、情報サイトや電話、インターネットによる相談窓口についても、積極的に周知したいと考えております。

今後とも、子どもたちが性被害者・加害者の当事者にならないよう、性に関する正しい知識を身につけるため、学校と連携し、工夫しながら取り組みを進めて参りたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。宇和島市では、包括的性教育を取り入れた外部講師を交えた特別事業っていうのを、中学生で年2時間を3学年実施していると聞いています。今、中学生では3時間とか5時間程度しか3学年で教育していないということも聞いていますけど、

それだけでは不足するというので、包括的性教育の概念を交えた、そういった特別事業をやっているそうです。

厚労省でも「健やか親子21」という、母子保健の国民運動計画の報告書の中で「10代の性に関する課題について正しい知識を身に付けることの重要性が強く指摘されており、産婦人科医や助産師等の専門家を効果的な性教育に取り組むことが求められている」として、外部専門家を活用した性教育の充実を強く求めています。

自分自身を知り、対人関係、ジェンダー平等、性の多様性など、幅広く人権が学べる「包括的性教育」に取り組むことは、こどもの人権意識を高め、人権を守っていく上でもとても大切なことだと思います。こうした包括的性教育を、外部専門家を交えた取り組みをもっと増やしていくということについて、再度お考えをお聞きます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。包括的性教育ということでございます。先程からお話するようにインターネットが普及した現在ですね、特にやはり子どもや若者は、ゆがんだ性の情報、あからさまな性的情報に過剰にさらされているという現状はあろうかと思います。子どもや若者が、やはり人生において責任ある選択をするため、知識とかスキルを学ぶことがとても重要なことです。先程議員も言われましたように、生殖器官だとか、妊娠についての知識の教育だけでなく、性交であったり、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止も含めた、やはり幅広いテーマを含む包括的性教育が必要だということは十分認識しているところでございます。やはり、幅広いテーマを年齢だとか発達段階に応じて継続的に学ぶことが大切で、それぞれの子どもたち、まあ人間全てそうですけども、体全体に関わる人権の話だというふうに捉え、今後の緊急課題とし、性教育を実践する学校と共有したいというふうに考えます。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。具体的に真剣に捉えていただいているというふうに認識をしました。ありがとうございます。先程、ちょっとタブレットの方に。先程から紹介しました著書の目次とか、表示とかをちょっと送らせていただきました。参考までに見ていただけたらと思います。包括的性教育の観点を入れた性教育という、そういう著書が現在、ここ数年で多数出版されていまして、図書館等にも置いてあるところが増えてきていると思います。内子町でもこの図書館等に最近の性教育関連の蔵書をそろえ、常設コーナーなど、誰もが手に取りやすい場所に置くことはできないでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。図書情報館では、毎週、新刊図書の選書を行い、

司書等が蔵書に適していると判断されれば積極的に購入しており、性教育関連図書も蔵書しております。コーナーに関しましては、毎月特設展示を設けており、今年度も11月に差別をなくする強調月間に合わせて、子どもの人権をテーマに性教育関連図書等も展示する予定でございます。なお、議員ご指摘の通り、常設コーナーに関しましては、基本的に公共図書につきましては分類に基づいて設置をいたしておりますけれども、利用者さんの立場から、性教育関連図書を探したいという方々の立場に立ってですね、そのコーナーも今後分類をしていきたいというふうに考えるところでございます。

なお、分館におきましては、予算の関係上、十分な性教育関連図書のコーナー開設は困難な現状でございますけれども、貸出希望者へは本館の資料を回送し貸出することで対応は可能でございます。以上、ご説明とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。図書館について、常設コーナーも検討していただけるということで良かったと思います。実は私、一昨日、自分の足で図書館に行きまして、性教育の関連本がどうなってるのかなっていうのを見てきたんですけど、幼児、小学生以下対象のところにあたり、ヤングアダルト、中高生向けのところ。あと、大人のところ、一般のですね、分かれて置かれていまして。性教育っていうふうに検索して探しに行ったりしたんですけど、非常に探しにくいようなこともありました。職員の方に、ちょっと性教育のことでなんて少し話聞いたら、何かもう早速ですね、そういった小学生以下ぐらいと中・高生向け、それから大人向けにも蔵書を考えて、常設コーナーみたいなことをちょっと考えてみたいというようなこともさっそく検討されていると聞きまして、非常に嬉しく思いました。大人にとってもですね、ジェンダー平等などの人権が学べる包括的性教育っていうのは非常に大事だと思うんですね。私自身もこの間、著書などを見まして、改めてジェンダーの観点から、親子関係でも新たに学び直せるところがありました。今後も引き続き、図書館の蔵書などを増やすということも、学べる環境を作っていただきたいと思います。

はい。最後にですね、人口減少対策に関連してですけれども、2021年に合計特殊出生率が世界最低水準の0.81を記録した、日本は1.34ですけれども、さらに少子化が深刻な韓国です。産業社会学や韓国の少子化対策などを研究している呉学殊（おう・はくすう）氏によれば、韓国は2019年ごろから少子化に対する考え方が大きく変わったそうです。今までは出産を奨励する政策を進めてきましたが出生率は下がる一方で、21年から始まった第四次基本計画では「人権」に重点を置いているといいます。全生涯にわたり、誰もが豊かで暮らしやすい社会づくりをすることで、結果として出生率が上がっていくだろうという考え方です。今後、内子町の人口減少対策を考えるときに、ぜひ「人権」という観点も取り入れて検討していただけたらと思います。

以前、令和3年3月議会の一般質問で取り上げた、人口減少対策にジェンダーギャップ解消を方針に掲げた兵庫県豊岡市の取り組みなども、ぜひ参考にさせていただけたらと思いま

す。豊岡市では、国勢調査の人口統計をもとに、10代で市を転出した人口が20代でどれだけ転入したかを男女別に調査し、若者回復率という観点で見ると、若い女性は男性の半分しか戻っていないという点に注目しました。その要因として、依然として残るジェンダーギャップにあるのではないかとし、ジェンダーギャップ解消を市の重点施策としました。中貝宗治・前豊岡市長の著書には、次のような文章があります。『「女、子ども、よそ者は黙っている」というようなところに、女性や若者は帰ってこないし、入ってこない』。人口減少対策に、ぜひ人権の観点を取り入れて考えてみていただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで、暫時休憩します。午後2時35分から再開いたします。

午後 2時 25分 休憩

午後 2時 35分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。9月定例会にあたり、通告に従いまして、一般質問をします。

去る8月18日、19日の2日間。東京で「自治で創る命の安全保障」をテーマに「全国政策研究集会」が開催されました。私はオンライン参加を予定していましたが、ちょうど全員協議会と重なり、しかもその直後からコロナになったりして、結局参加できずにとっても残念だったんですけども、この研究集会の中の「市民の命に責任を持つ 一番身近な政府から」と銘打ったシンポジウムでは、現職の区長や市長がパネリストとして登壇し、国内での先進的な命を守るための取り組みが紹介され大変刺激的な内容であったと、現地参加した他の自治体議員の友人、知人たちから聞きました。

2000年4月の地方分権一括法により、国と自治体の関係は「上下・主従」から「対等・協力」に変わりました。それから23年が経った現在、税財源や権限の移譲など、対等な関係の構築を阻害するような問題もまだまだたくさんあります。しかし、基礎自治体の方も行政職員だけではなく、住民もまた、国や県などの広域自治体に対して、「対等・協力」という意識に転換できたのかどうかといえ、まだまだ至るところに「お上意識」のようなものが根強く残っているように思われます。

今日、この場に来る前に1階のロビーで確認したら、内子町の人口は1万5,175人でした。ちなみに、日本最大の基礎自治体である横浜市の人口は約376万人だそうです。約

130万人の愛媛県よりも大規模です。1万5,175人は、それこそ会おうと思えば全員に直接会うことができる人数です。住民の要望やニーズにきめ細かく対応する施策を実施できることでしょう。災害時はもちろん、生活の困りごとに最前線で対応する基礎自治体こそが「一番身近な政府」として、「住民の命に責任を持つ」ことになります。「命に責任を持つ」という視点から、今回、原発事故の際、特に妊婦さんや子ども、若者の甲状腺を守るための「安定ヨウ素剤の配布・服用について」。続いて気候危機に際し、地球環境と命を守るための取り組みとしての「気候市民会議」について。最後に、命の根幹である食、食料安全保障について。以上、3点について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、令和4年3月定例会でも、この安定ヨウ素剤の備蓄についてこの場で質問させていただきました。これに対し、その時には「町の方針として全町民分を町内の小学校7校と五十崎保健センター及び小田支所に3万5,000丸を分散配備しており、5年の使用期限に合わせて、定期的に更新しながら適正管理をしている」「安定ヨウ素剤の配布は、原子力災害対策本部または愛媛県災害対策本部からの服用の指示があった場合に配布することになっている」との答弁がありました。備蓄はされていて、いざとなれば適切に服用できる体制はすでに構築されているとのことですが、いざ原発事故が起きたときに、どうやったらヨウ素剤が服用できるのか、私の周りの子どもを持つ保護者たち5人ほどに立ち話ついでに聞いてみたら、何と誰も知りませんでした。安定ヨウ素剤を飲む必要があるということさえ知らなかったという保護者の方もいらっしゃいます。

令和2年3月には「内子町地域防災計画」が更新されたわけですが、その378ページ、原子力災害対策編には「県は、平常時及び緊急時の安定ヨウ素剤の配布手順などを明確にしておくものとし、町が日頃から町民への周知徹底に努めるよう助言するものとする」とあります。

ここで1つ目の質問です。配布方法や服用について、町民に対する周知状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、塩川議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。令和4年3月議会におきましても答弁をさせていただいておりますけれども、現在、内子町での備蓄分は、ヨウ化カリウム丸3万5,000丸となっております。これを町内7つの小学校及び保健センター、また市町に各校区内の人口に応じ、備蓄をいたしております。安定ヨウ素剤の配布方法や服用についての住民への周知の状況でございますけれども、昨年度におきましては、小田地区自主防災連絡会におきまして、安定ヨウ素剤の効能や服用のタイミング、分量、最新の医学的・科学的知見など、基礎的な知識について学習する機会を

持つことができました。今年度におきましては、今月予定しております町職員を対象にした学習会。また、12月に実施予定の内子町防災訓練の中において。さらには、自主防災組織や連絡会においても機会を捉え、安定ヨウ素剤の知識や内子町住民避難計画などでの位置付けを踏まえた周知・啓発を努めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。もちろん、これらの防災計画等の文書はホームページでも公開されていますし、先程おっしゃったような防災に関連する団体の方や行政職員の皆さん、また私たちのような議員というのは読み込む機会もあると思うんですけれども。しかし、先程も私の周りの知人の話ではないですが、一般の町民の方への分かりやすい形での広報というのは、特に現在のところまでは行っていないということでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。まず、町職員の学習会でありますとか、そういったものは限定されるものですが、例えば昨年行いました小田地区の自主防災連絡会。これはやっぱり住民の方が対象でございますし、また今年度におきましては12月の内子町防災訓練。これも一般住民の方の参加もいただくというふうに思っておりますので、そういった中で啓発、また普及に努めて参りたいと思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 京都府の丹波篠山市ではカラーですね、30ページ弱ぐらいの分かりやすくイラストや漫画で、この「原子力災害対策ハンドブック」という形で、小学校高学年の子が見ても分かるような内容で小冊子を作成されていまして、これを広報紙とともに全市内の全世帯に配布されております。確か2017年か19年だったと思うんですけれども、またホームページからもPDFでダウンロードできるような仕組みがありますが、内子町においてもこのような分かりやすい一般向けの周知を、もうワンプッシュいかがかと思いますが、どうでしょう。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。現在のところのホームページ等におきましては、実際のところは、内子町の防災計画でありますとか避難計画。そういったものの掲載しかございません。そこに書いてあるヨウ素剤の服用、そういったところでご理解をいただいているところなんですけれども、今、議員さんにご指摘いただきました、例えばイラストであったりとか漫画、そういったものでお示しすると、より理解が深まるというふうに思っております。

ちょっと私、その認識はございませんでしたので、他の町などの状況なども見せていただきながら。まあチラシを配布するとか、ホームページに載せるとか、そのぐらいから始まるかもしれませんが、検討させていただいたらと思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。ぜひ分かりやすい周知の方法について、検討、研究をされたらと思います。

続いて、2つ目です。先程の答弁にもありましたが、町内の7校には備蓄されているということですが、児童生徒が集まる施設というのは、このほかにも幼稚園や保育園、中学校、高校などがあります。これら施設への備蓄状況はいかがでしょうか。また、児童生徒が在校中に服用が必要な事態が起きた場合の対応が想定されているのかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。備蓄状況につきましては、先程答弁させていただきました通り、町内7つの小学校、それから保健センター、小田支所、それぞれ人口分以上の安定ヨウ素剤を備蓄してございます。あくまで想定ということになりますけれども、児童生徒につきましては、まず警戒事態段階においては帰宅準備を行うこととなっております。その後、施設敷地緊急事態段階では、保護者の迎えなどにより帰宅をするということになってございます。

こうしたことから、全面緊急事態段階において学校に滞在していることは少ないかもしれませんが、帰宅困難な状況下など、在校時に服用が必要になった場合の対応、こういったことも想定しておく必要があるかというふうに思っております。

服用につきましては、原子力規制委員会の服用の必要性についての判断、また県災害対策本部の服用の決定、それから配布の指示を受け、配布及び服用を行うこととなります。

しかしながら、児童生徒一人ひとりの健康状態の把握でありますとか、副作用などへの不安など、懸念されること、また解決しなければならない課題もございますので、まずは安定ヨウ素剤に関する啓発や周知を細かく行っていくことから始めることが必要だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。帰宅準備や保護者のお迎えなどで、本当に服用が必要な事態になった時に学校にいないのではないかという想定でしたけれども、当然ご存知のことかと思いますが、安定ヨウ素剤っていうのは、例えば24時間前からその時、なるべく早くに越したことがない。また、例えば避難。安定ヨウ素剤配布場所へ移動す

る間に被ばくしてしまう可能性などもあることから、P A Z 圏。愛媛県伊方町では事前配布なども行っております。

先程、冒頭で述べたそのシンポジウムでは、滋賀県米原市の平尾市長が参加されておりまして、この米原市というのは、滋賀県自体には原発がないんですが、福井県や岐阜県、その他、近隣の他の原子力発電所によりまして、市内面積の3分の1が原子力発電所から半径50km圏内に含まれているため、「気象条件によっては放射性物質が到達することが予想されています」として広報誌で広く注意喚起するとともに、先程の丹波篠山市と同様ですね、避難や放射能汚染防護、安定ヨウ素剤の服用について、これまた広報を利用して分かりやすく説明をしています。

また、ここは園児・児童・生徒の保護者向けに、もちろん学校施設でも備蓄をしているんですけれども、毎年度「安定ヨウ素剤の服用に関するチェックシート及び服用に関する同意書の提出について」というお知らせとともにチェックシートを配布していきまして、事前に保護者の同意と、例えばアレルギー等についてのチェックをした上で、緊急時には学校で服用する体制をすでに構築し、運用されております。もちろん実際に飲むことにはなってはならないんですけれども、このチェックシートと同意書は毎学年更新しながら学校で備蓄されているということでありまして。これらのもうすでに実践している団体があるわけですが、もちろん内子町は、前回、何度か質問でもさせていただきましたけど、U P Z 圏にも黒内坊の一部がかかるだけではあるんですが、実際のところ40kmから50km内に町民の8割以上が居住しているような状態であります。なので、この米原市のように半径50km圏内に含まれているので、気象条件によっては放射性物質が到達することがありうるというのはもう十分想定しておく必要があると考えるんですが、この学校配布については、いかがお考えでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。答弁の中で申し上げましたけれども、全面緊急事態になった時には、おそらく帰宅しているだろうという想定はしてあるんですけれども、議員ご指摘の通り24時間前からの服用が可能ということで、おそらくですね、そういった場合にはその帰宅するときに持って帰っていただくとか、そういった方法も考えられるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、これ災害の状況、また稼働時期、それによってですね、変わってくると思いますが、そういった様々な想定を考えながら配布の方法と言いますか、そういったものは考えていかなければいけないというふうに思っておりますし、おそらく同時に、これも答弁で申し上げましたけれども、これもまだ周知が徹底しておりませんので、そういったアレルギーでありますとか、副作用、そういったものに対する不安というのはあると思いますので、そういったところを払拭するような、そういった取り組みというのも当然必要だと思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。町としてももちろん、例えばこう事前配布しておいた場合に誤飲や紛失、または副作用などの懸念があるというのは十分理解できます。しかし、ちょっと今回この米原市の事例で思ったんですけれども、この事前配布や学校での服用について、これまで保護者の意思を、例えば町として確認したことがあるのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいんですけれども、いかがでしょう。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。私の知る限りということになりますけれども、おそらく保護者に対して意思の確認をしたことはないと思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。もしこれですね、保護者の中に、強制ではないわけですから、当然。もし事前配布や学校での服用を緊急事態において求める声があれば、その場合、当然体制を整える必要があるんじゃないかと思うんですけれども。例えば、この米原市の子どもたちというのは、学校で授業を受けている最中、あるいは自宅にいるときに事故が起きても速やかにヨウ素剤を服用できて、少なくとも甲状腺の被ばくを防ぐことができるわけです。でも、この内子町の子どもたちは、今、例えば授業、学校にいる間にこのような事故に見舞われた場合には、その米原市の子どもたちができる防御ができない。これはちょっとすごい問題だと思うんですよね。どこに行ったらもらえるのか、どういう手順で飲んだらいいのかっていうのを事故になって初めて知るような場合、また地震との複合災害のときにはもう大変な混乱も予想されますので、特に子どもや若い方の健康は、もう本当気合いを入れて守らなければならないんですけれども、ここはいかがでしょうか。重ねてになりますけど。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。議員おっしゃる通りですね。子どもの命が最優先ということから、内子町では保管場所を学校というふうに定めているという事例もございます。そういったことから、子どもの命を守らなければいけないというのは当然のことでございます。実際、米原市のような取り組みが現在できておるわけではございませんので、今後ですね、そういった、先程言われました米原市ですとか、丹波篠山市、そういったところを参考にしながらですね、内子町にどういったことをしていかなければいけないのか、そういったところを整理していきたいと思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 今のと関連になるんですけど、3つ目。「内子町防災計画」には

「具体的な配布手順を検討する中で、事前配布も含めて検討する」という文章があるんですけども、やはり「配布の訓練を愛媛県の原子力防災訓練に合わせて実施できるかどうかを、まず県と協議していきたいと思う。」との答弁をいただきましたが、その後、例えば協議の機会というものはあったのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。先程もちょうと答弁させていただきました通り、安定ヨウ素剤は原子力規制委員会による服用の必要性についての判断のもと、原子力災害対策本部の配布の指示等を受けまして、配布、服用することとしております。安定ヨウ素剤を、これ以前の答弁と同じことになりますけれども、安定ヨウ素剤を事前に配布しておくということも可能ではあるんですけれども、他の薬と間違えて服用されたり、あるいはなくしてしまったりといったことを防ぐためにですね、こういったことが起こりまして、いざという時に服用できなくなる。そういったことを防ぐために、現在のところは行っておりません。また、県の防災訓練。そういったものに合わせてですね、こういった訓練を行っていくということについても、あれから模索はしましたけれども、なかなかこう県内・外というところで縛りがあったりしまして、なかなかそういった県の訓練に合わせて行うというふうには今のところ至っておりません。そうしたことからですね、町独自で啓発等をしていく。そういったところから訓練をしていく。そういったところから始めないといけないかなというふうに思い直しているところでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ君。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。今回この質問にあたって他の自治体の取り組みをいろいろ調べたんですけれども、やはり愛媛県自体がもうとてもぬるいということあれですけど、やはり進んでないといえますか。例えば、茨城県なんかはひたちなか市、これは東海第2原発のある東海村に隣接していて、一部はP A Z圏、全域がおおむねU P Z圏に入るため事前配布をしているんですけれども、市のホームページには、市としての考えとして説明があるんですね。ちょっと長いんですけれども、「本市は福島第1原発事故を見ても、万が一、原子力災害が発生した場合、事故の影響はP A Z圏だけにとどまる問題ではないことは明白で、P A Z圏とその他の地区の間に線を引くことは意味のないものと考えています。また、避難においては想像を絶する困難が想定され、緊急時に的確に受け取ることができず服用時期を逃してしまう恐れや、放射性物質が外部放出された後、配布場所に向かうことによって被ばくするリスクも考えられ、事故発生後の避難等を要する緊急時に、安定ヨウ素剤を市民に混乱なく配布することは、事実上不可能だと考えています。」あと云々となるんですけれども、愛媛県でも一応、「愛媛県原子力災害医療活動実施要領」というところで、事前配布については、P A Z圏については明確にしてあるんですね。でも、P A Z

圏外においてはEAL、先程おっしゃった緊急時活動レベルに応じて、PAZ圏内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難とされる地域においては、事前配布が必要とする判断する場合には、安定ヨウ素剤を事前に住民に配布するとあります。これ交渉によっては、内子町も風向きや事故の規模、また福島第1原発のときの飯舘村のように40km、50km圏内でも、あれだけの大規模な被ばくが起きたということで、町として事前配布の判断をするということには問題はないと考えるわけですね。

何度も申し上げているように、町民の命に責任を持つためには、防災計画というのは実効性がなければ意味がない。このPAZ、UPZ、愛媛県がこだわる原発からの同心円状の距離というのは全く意味がないとも言えるものでありまして、これ40km圏内の住民として実効性のある確実な防護計画は、もう強く県に求めていく必要があると思うんです。例えば、県に対して滋賀県や茨城県、先程から紹介していますけれども、そこはもう自治体、市や町の単位としてそのような対応をしているわけですが、これ例えば、南予の自治体で連携して、県に対してこの放射線防護を強く求めていく。もっと実効性を高めていくというのを内子町の自治体として、他の南予の、伊方、八幡浜、大洲市とも連携しながら求めていくアクションを起こしてもいいと思うんですけれども、町長はいかがお考えでしょうか、一言お聞かせください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。安定ヨウ素剤を準備しております。これは準備している以上ですね、しっかりとそれが当初の目的を果たすということはとても大切だというふうに思っております。そういう意味ではですね、まだちょっと課題を少し整理をしてですね、それが即効性のあるものにですね、していかなければならないというふうに思っております。ただ、普及にあたってはですね、先程来、言っておりますように、県のEPZ内でのですね、そこでの指示・方針みたいなものですね、受けての町の取り組みということにならざるをえないと思っていますので、そういったところでのですね、連携といいますかね、いろんな指示と言いますか、協議と言いますか。そういうところについては、させていただいてですね、それに沿って対応していくということになるかというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 国や県と適切に協力・連携することはもちろん当然のことですが、この最前線で住民の命に責任を持つ基礎自治体として、主体的な取り組みも今後とも、建設的に、継続的にここで提言させて、皆さんと一緒に協力して内子町の防災を高めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、続きまして2つ目は、「気候市民会議」についてです。まだ残暑厳しい今日この頃ですが、今年の夏の暑さはもう本当に世界的に大変なもので、台風や豪雨、大規模な山林火

災などの、気候変動という表現よりもさらに緊急性の高まった「気候危機」という言葉がまさに実感を伴うものでありました。そんな中、内子町は今年3月にはゼロカーボンシティ宣言を発表し、世界の取り組みと連動して2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという大変野心的な目標です。この実現に向けて「内子町脱炭素戦略」も策定され、町民の意識をいかに高めていくかというのが必要なことだと思うんですけども。内子町はですね、これまでも「キラリと光るエコロジータウン内子」というのをキャッチフレーズに、環境政策に力を入れて取り組んできました。しかし、この現在進行中の気候危機は従来型の細かい工夫や個人の工夫で乗り切れるようなレベルの問題ではないというのが世界の共通認識になっております。個人の生活の工夫でCO₂を削減する程度という言い方はもちろん悪いですけども、ゼロカーボンには達成できない。そのための取り組みとして、これまでの市民への啓発や協力からさらに一歩進めて、参画意識を高める取り組みとして、「気候市民会議」というものが行われています。

この「気候市民会議」というのは、2019年ごろから欧州や諸外国で国政から自治体レベルにまで広がっている取り組みなんですけれども、この温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現に向けて、くじ引きなどで無作為抽出された一般の市民が議論し、結果を国や自治体の政策に生かすという取り組みです。日本でも2020年に実践的研究として「気候市民会議さっぽろ2020」というのが皮切りに、その後2021年神奈川県川崎市の「脱炭素かわさき市民会議」、2022年東京都「武蔵野市気候市民会議」、埼玉県所沢市の「マチごとゼロカーボン市民会議」など、関東を中心に実験的に実施する団体が増えつつあります。「気候市民会議さっぽろ」では、16歳以上の札幌市民約172万人の中から無作為抽出で、年代、性別の構成が札幌市全体の構成に近づくよう20人を選出し、選出された市民は「札幌は脱炭素社会への転換をどのように実現すべきか」をテーマに、オンラインで4回、16時間にわたって参加しました。参加者は、参考人や有識者からの情報提供を受け、質疑応答とグループに分かれての話し合いなどを行った上で、脱炭素社会のビジョンや実現の時期など70項目についてオンラインで意見を投票し、これを札幌市へと提案しています。このような無作為抽出による市民の参加は「くじ引き民主主義」とも呼ばれる、従来の行政や政治家を中心とした政策立案を補完するものとして、今、いろんな、環境だけに限らず、いろんな分野で注目を集めております。

2018年策定の「第2次内子町環境基本計画」の中でも、「計画の推進」の中では推進組織を中心に、行政、関係団体・事業所、町民と、この3つのセクターがそれぞれ協調し合うことが図としては表されていますが、ここで町民に期待される行動として、学習への積極的参加、環境配慮活動の実践というものが挙げられています。これをどのように実現していくかと言えば、これまで述べてきたように従来型の講演会や単発のイベントを通じた啓発活動だけでは限界があるのではないかと。これらには元から環境問題に関心の高い町民、そして役場の担当課の職員だけが固定メンバーのように参加し、参加者の延べ人数として数は増えていくんですけども、その動員数が環境問題、そして脱炭素戦略について理解を深め

た町民の人数とは、必ずしも一致しない現状があると思います。

随分前置きが長くなったんですけれども、このゼロカーボンシティも宣言した今、環境の先進自治体として思い切った取り組みが必要だと思いますが、この気候市民会議。西日本では、まだ私の知る限り実施している自治体はありません。ぜひこれを、町民の当事者意識を高めるためにも大変有効なので、内子町で取り組んでみたらいかがだろうかと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高島環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただ今の塩川議員のご質問にお答えさせていただきます。若干、重複するところがあるかもしれませんが、お許してください。

先程も申し上げましたが、地球温暖化対策として2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを達成するという目標が世界で共有されまして、国内におきましても、近年、その取り組みが強力に進められております。

こうした中、先程もございましたが、内子町においても、令和4年度、環境省の補助を受けて「内子町脱炭素戦略」を策定し、町全体で丸となって取り組みを推進していくべく「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところでございます。

脱炭素の実現のためには、地球上に暮らします私たち一人ひとりのライフスタイルの転換が必要であり、町民、事業者、行政が課題と目標を共有し、連携・協力して取り組むことが大変重要となって参ります。

ご提案の「気候市民会議」は多様な市民の意見を反映し、課題解決の道筋を探る大変有効な手段の一つであると認識しております。今後、内子町での開催も検討して参りたい考えではございますが、より意義のある会議とするためには、まず参加者の規模やオンラインによる環境整備など、また専門家や関連団体との連携、実施手法などの検討など、十分な準備が必要になって参ると考えております。現時点では、まだ比較的新しい取り組みであり、先程、議員も申されましたが、昨年度は関東県の都市部を中心に開催されており、本年度はさらに広い地域で開催が進められております。これらの中から、小規模自治体での開催実績など先行事例を踏まえながら研究させていただき、内子町に適した内子町らしい会議の実施に向けて検討して参りたいという考えでございます。

また本年度は、小中学校におきましては、環境学習会やまた一般向けのエネルギー塾などを通じて、学習・体験の機会を設ける機会を設ける計画としております。取り組みにつきまして、周知と理解を図りながら、ゼロカーボンシティの実現に努めて参りたい考えでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。前向きな答弁をいただいたんですけれ

ども、この後、例えば、内子町と類似する規模の、小規模自治体の実施などを見ながらとなりますと、開催が結構先のことになってしまうのではないかなと思うんですが、今、例えば何年後みたいなことは言いにくいかなと思いますけれども、その開催時期等については、何らかのお考えとか、見通しみたいなものは。もしあったらお聞かせください。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高島環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） はい。ただ今、その時期につきましては明確にお答えすることはできませんけれども、できれば準備が整いましたら、早めに開催をさせていただきたく、脱炭素に向けたというよりは環境政策に向けた取り組みの中で、こういった会議に取り組んでいけたらなというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） もし内子町が主催するとなったら、例えば準備室のような形で、何らかのチームを編成して取り組む必要があるんじゃないかなと考えるんですけども、それにあたっては、もう本当に、今、例えば担当業務がある中で、片手間ではなかなか進まないことだと思うんですね。そしてまた、この気候市民会議を主催することの広告、宣伝効果であったりとか、また環境自治体としてのインパクトも考えますと、これは町として取り組む価値のある事業だと考えるんですが、町長いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。確かにですね、ちょっと新しい手法ですね、環境に対して取り組んでいくということでございますので、ちょっと実態的にですね、どういうものであるか。すでに、もう大きな都市を中心にですね、やられておりますので、そういったところではちょっといろんな課題みたいなものも併せてですね、勉強できると思いますので、それも踏まえながらですね、体制が、例えばこれぐらいいるだろうということであればですね、それはそれで体制を作ってですね、対応していくようになるかと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。内子町が1 a s-Eですかね、環境自治体会議のスタンダード認証を取得したのが2006年。最高レベルのステージ3に合格した2012年というのは、本当にその当時、先進的な取り組みだったと思います。実際の運用は平成29年からということですけども、このぐらいの勢いを持ってですね、この時、環境自治体会議スタンダードを取得したっていうのと、それ以来の「うちエコ」の取り組みっていうのは先進事例としてたくさん紹介をされてですね、内子町が環境に取り組む自治体であるというとても良い広報になったと思いますので、それと同じぐらい、この気候市民会議の開催についても、前向きに検討していただけたらと思います。

最後に、食料安全保障についてです。この食料安全保障というのは1970年代から、言葉としては新しいものではないんですけれども、国連食糧農業機関（FAO）の定義によると「すべての人が、いかなるときも、活動的で健康な生活のために、食生活上のニーズや食の嗜好に合った十分・安全な栄養のある食べ物を物理的・社会的・経済的に得られる状態」とされています。ところが近年の気候変動及び気候危機、そして世界中で起こる紛争、コロナ禍、価格高騰、貧困などにより、特にここ数年、食料の安全は脅かされています。実際、このウクライナとロシアの開戦以来、世界中で食糧生産や流通が大打撃を受け、物価高騰など、今も大変な影響が続いております。日本では、全国的に低い食料自給率、そして気候変動に伴う災害の激甚化により、農業生産にも大きな影響が出ています。農林水産省は食の生産強化に向けて、「みどりの食料システム戦略」を策定し、食の安全保障に向けて取り組みを始めました。愛媛県でも、今年3月より「愛媛県みどりの食料システム基本計画」や「環境保全型農業推進基本方針」を定め、食の安全保障について取り組みを始めたところですが、まず1つ目、内子町においてこの食料安全保障はいかがお考えでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。塩川議員の質問と重複いたしますが、国連食糧農業機関（FAO）は「食料安全保障」を「すべての人が、いかなる時も、活動的で健康な生活のために、食生活上のニーズや食の嗜好に合った十分・安全な栄養のある食べ物を物理的・社会的・経済的に得られる状態」と定義しております。また、SDGsの「飢餓をゼロに」という大きな目標の一つに「食料の安定確保」、「持続可能な農業の推進」が掲げられています。

これらのことを踏まえ、内子町での食料安全保障を考えたとき、とりわけ「食料の安定確保」と「持続可能な農業の推進」につきましては、今後とも強力に推進していく必要があると考えております。

そのためには、耕作放棄地対策や優良農地の維持、何よりも農業従事者の確保と育成につきましては喫緊の課題と捉え、町内の農地、農業経営を守るため、JA及び愛媛県大洲農業指導班などと連携しながら町内の持続可能な農業推進に努めていくことが、町内における食料安全保障に繋がるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。今の後期総合計画策定時にはここまで、この「みどりの食料システム戦略」等には、食の安全保障についても特には盛り込まれていないと思うんですけれども、この後の第3期、2025年からの総合計画においては、何らかの形で盛り込むことは検討中なんでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 今後の総合計画の中でも、「みどりの食料システム戦略」、あるいは昨年12月に出されました「食料安全保障強化政策大綱」等々を参考に、内子町でも、そこに沿った農業推進を進めていきたいと考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。関連するんですけれども、この農水省の統計によると令和3年度の愛媛県の食料自給率は概算値で、カロリーベースで37%。生産額ベースでは115%という数字が出ております。

2つ目の質問なんですけれども、これ農水省のところで計算式のエクセルの式が提供されていたんですが、一つの目安として、特にこの食料自給力というのはちょっと机上の、本当にひとつの目安であるなとも思うんですけれども、この食料自給率、食料自給力については、どのような数値が得られたか。もし計算されていたら共有してください。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） まず、食料自給率は食料の国内消費に対する国内生産の割合を示すもので、内子町の食料自給率につきましては通常算出しておりませんが、先程、塩川議員おっしゃられたように、農林水産省が作成しました食料自給率を算出する計算表に令和3年度のデータを入力し、内子町の食料自給率をシミュレーション的に算出してみました。あくまで公表数値でありますので、参考数値としてお取り扱いいただきますようお願いいたします。カロリーベースで35%、生産額ベースで109%といった結果になりました。

また、食料自給力は正式には食料自給力指数と呼ばれ、海外に頼らずに国が持つ生産能力をフル活用し、効率よく生産を行うことで、どの程度の食糧が得られるかについてカロリーで表した指標です。食料自給力指数を算定するには、品目ごとの基礎データの収集、生命と健康の維持に必要な食料の生産を複数パターンに分けるなど、算出するには複雑な算出要員を必要とするため、内子町の食料自給力指数につきましては、申し訳ありませんが把握できません。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（塩川まゆみ君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 計算をありがとうございました。やはり、愛媛県に似たような数字といますか、生産額では多少低いですが。食料自給力について、これ本当、指数というか、本当大変、私も試してみようかと思ったんですけど、余りにも複雑というか、計算のために必要なデータが足りなかったの。ただこれは、この後、第3期の総合計画などで盛り込む中で、またこれが算出できるような各種データを取り揃えていくと言いますか、

分かりやすい形で町民の皆様提示できたらと思いますので、そちらもぜひご検討いただけたらと思います。

続きまして、3番目です。ちょっと唐突な感じでもあるんですが、やはり食の安全保障といった場合には、防災とか不測の事態に備えるというのが大事なことでして、一般的に家庭であったり、避難所の備蓄といいますと、短期の緊急避難におけるインスタント食品やレトルト、保存性にすぐれた加工品や、あるいはカロリーの高いチョコレートや羊羹のようなお菓子とかが多いかと思うんですけども、例えば、この内子町で備蓄食料とか物価高騰であったり、災害の避難、状況がいろいろ考えられますけど、長期に渡るような場合に、米や麦、芋などの農産物。そういう主食や乾物などをそれぞれストックしておいて、それこそ内子町の薪とかペレットなどで燃料を確保した上で、そのような避難備蓄の体制というのはありなのかなとすごく思ったんですけども、今現在、そういう取り組みっていうのはなされているんでしょうか。例えば米を備蓄しているとか。芋、サツマイモのようなもの。乾物などを町として災害用に保管しているというようなことはあるのかどうか、お聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 本年、令和5年7月現在の備蓄食料の現状といたしましては、町内5ヶ所におきまして、アルファ米9,550食。豚汁やカレーうどんなどのレトルト食品3,272食。飲料水3,909本などとなっております。備蓄食料品は、その性格上、常温での長期部分が可能で運搬しやすく、すぐに食べられる加工済みのものであること。また、賞味期限が同じ程度で効率的な更新が図れる製品であることなどが求められます。こうしたことから、これらの条件のもと地元農産物を活用した備蓄食料品を製造していくことはコストの面も含め難しいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、先程ご指摘をいただいた例えば米でありますとか、麦、芋。そういったものを備蓄するっていうことですが、現在、町としては備蓄はございません。これが、例えば個人レベルでありましたら家庭ごとにですね、お米でありますとか、そういったものの備蓄もあろうかと思いますが、実際のところは避難所にそういったものを持ち寄って活用していくといったところが現状じゃないかなというふうに思っております。ご理解いただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。確かに今の答弁にあるように、町として大規模に備蓄するというよりは、例えば自治会。あくまで個人の家庭であったりとか、少なくとも自治会ぐらいの単位ではちょっとあり得るのかなと思う。芋壺であったりとかですね。お米、古米を保存してる施設っていうのが町内いろんなところに、個人所有のものも含

めてあると思いますので、それらを災害時、災害への対応とリンクしていくというのも検討してみたら面白いのかなと個人的には思っております。

最後です。4番目の市街地における市民農園事業の可能性というのはですね、ちょっと唐突な印象があるかもしれませんが、私が議員になる前にミライ1総合計画策定の時に、「クラインガルテン四万十」、高知の四万十町の小さな畑つきの住宅というのを見学に行きました。これ、旧ソビエトのダーチャであつたりとか、ドイツだとクラインガルテンという、こういう滞在型の市民農園というのは、もちろん災害時のライフラインといいますか、食料確保にすごい大切なものにもなり、実際ソビエトが崩壊した頃、ダーチャがかなりの国民の命を救ったという話もあります。もう環境保全、緑の環境保全であつたり、また農作業に親しむことで、先程同僚議員にもありましたけど、メンタルヘルスであつたりとか、町民の余暇を充実させるもの、子どもの自然体験、すごくたくさん、いろんなメリットがあるんですね。この「クラインガルテン四万十」の場合は移住者住宅としても活用してまして、町外に住んでいる人だったらお試しで、週単位、月単位、年単位で借りることができるような運用をしていまして。お試し住宅として使って、この「クラインガルテン四万十」から町内の他の場所への移住といった道筋もできていまして、相当の方が移住されているというのがあります。そのミライ1の提言の時には、ちょっとスペース的なことも考えて、今の内子町では難しいかなということもあつたんですけれども、改めてこの防災、食料安全保障という観点から、特に市街地にこのような市民農園、小さな畑つきの住宅を用意するというのは、いかがお考えでしょう。というのも、内子の地元の人というのは、市街地に住んでいても山間部に実家があつたりして、親族の誰かが米や野菜を作っているという状態が当たり前のようにあるんですけれども、私のように他所から転居してきて、中心部の方に住んでいる人間なんかは、なかなか実際に畑に触れる機会がない。借りたこともあるんですけど。もうちょっとこうアクセスの良いところに市民農園のようなものがあると、ちょっといいかなと思ってるんですが、いかがでしょう。この市民農園事業については。しかも、この防災食料の安全保障という観点において、小さな畑を作ってみるということについては、いかがお考えでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） ただ今のご質問ですが、畑つきの住宅というわけではないんですけど、町の町内の市民農園は、エコロジーファーム七反市民農園と五十崎市民農園の2ヶ所ございます。1区画の面積は七反市民農園が約70㎡で42区画。五十崎市民農園が50㎡で37区画となっております。家庭菜園規模ではありますが、農家以外の方を対象に、自然とのふれあいや農業に対する理解を深めていただくことを目的に町民の皆様にご利用いただいております。

「市街地における市民農園事業の可能性は。」とのご質問ですが、今、説明しました通り、

市民農園の目的のひとつには、自然にふれあいながら農業に対する理解を深めていただくことがございます。仮に市街地、街中に市民農園事業を展開するとすれば、新たに農地や駐車場スペースの確保をどう進めるか。また、イノシシやタヌキ、ハクビシンなど、有害鳥獣が街中にも増えてくる可能性も予想され、なによりも近隣住民のご理解とご協力が必要になります。これらの理由により、市街地での市民農園事業につきましては、現在のところ考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。現在、市民農園が2ヶ所あるということですが、利用状況はどんなふうでしょうか。常に満員であるとか、定員いっぱいであるとか。意外と空きがあるとか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 現在、7反42区画のうち空きが17区画。それから、五十崎の方が全37区画で空きが10区画となっております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） これは多い空きなんですかね。どういう理由で辞められているのか。そういう始められる方や辞められる方については把握されているのでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。空きの理由までちょっと把握しきっておりません。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。本当、内子町はもう言うまでもないことですが、豊かな、第1産業もちょっとずつ微減はしていると言いましても、まだまだ2020年の国勢調査でも、一次、二次産業の割合が19.8%。他の都市部や他の自治体に比べて大変高い水準であることには変わりがないわけですね。自然環境といい、人口密度、またこの気候といい、本当、災害に強くありうるっていうのは、この食糧需給においてはもう可能性しかないというふうに考えています。伊方原発の不安はありますけれども、本当こう、住み続けられる町。例えば流通が途絶えても、域内で自給できる可能性が大いにある町だと思っていまして、それは私がここに、内子町に引っ越してきた理由のひとつでもあるぐらいなんですけれども、是非ともこの住み続けられる町、この安心安全に暮らせる町として、今後この農業、食の安全保障についての施策を進めていただきたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午後3時40分から再開いたします。

午後 3時 30分 休憩

午後 3時 40分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。最後に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。9月議会にあたり質問通告書に基づき質問させていただきます。

まず1項目は、内子の観光、内子商店街の活性化についてお尋ねいたします。先程、先輩議員の方からも質問がございまして、インバウンドを中心にちょっと次元の高いところでの質問をされましたけれども、私の方は少し低めからいきたいと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

先日、内子本町通りを走っておりましたら、昔は何人か雇用されて営まれていた雑貨屋さんの店舗の入口に「今月いっぱい店じまいをします。長い間のご愛顧いただきありがとうございました。」との張り紙が出ておりました。今でもよく利用させていただいていたのでショックでした。こうやって、また一つ商店街の火が消えるのかと寂しい気もしました。大型スーパー、ドラッグストア、資材店など、都会並みに国道側に集中してできたので、お客さんはそちらに当然行かれるのだろうなと考えます。そこら辺、非常に複雑でございます。

そこで、この項の1つ目は、客足の減少はコロナ禍でブレーキがかかったことも原因であったらと思いますが、コロナ5類解除後、お客様は戻っているのかが非常に気になるところでございます。そこで、この夏に開催された内子商店街の夏祭り、笹まつりの入込数はコロナ前と比較してどうかをお尋ねいたします。

○議長（久保美博君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 夏のイベントの入込み客数についてですが、それぞれの実行委員会が公表している入込客数は、夏祭りが約8,000人、笹まつりが約1万5,000人、2日間延べでございます。令和元年度の入込客数は、夏祭りが約7,600人、笹まつりが約2万人ですので、夏祭りはコロナ禍前と同等ですが、笹まつりにつきましては5,000人ほど減っておりますが、まつりの2日目に台風の接近で天候が悪かったことが影響しているものと考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 私も夏祭りや笹まつりの方に、町中を歩かせていただきましたけれども、本当に「こんだけ人集まるんや。」と思うぐらい、ちょっとびっくりしたような感じでございますので、人出は戻ってきているのかなという感じはいたしました。まあ、コロナ後のことですので、それもプラス、加味されるのかなとは思いますが、これを機会にですね、もうひと踏ん張り、内子のまちづくりをですね、活性化していけたらと思います。

これに関しまして、2つ目の質問に入ります。観光まちづくりコンサルティング事業についてお尋ねをいたします。平成22年3月にこの事業の報告書が国土交通省から出されているようですが、この事業はそもそもどんな内容のものであったか、詳細をお尋ねいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議員のご質問とちょっと重複するところがあるかもしれませんが、観光まちづくりコンサルティング事業は、平成18年度より実施されているものでありまして、国土交通省地方運輸局が実施している事業でございます。国際競争力のある観光地づくりの推進に向けて、学識経験者や旅行業者等のメンバーからなる「観光まちづくりアドバイザー会議」を設置し、地域の観光魅力を発掘・増進させるためのコンサルティング事業と承知しております。内子町におきましては、議員ご指摘の通り平成21年度に四国運輸局が「内子町における観光まちづくりコンサルティング事業」を実施し、平成22年3月に報告書が作成されております。その内容でございますが、事前調査、それから3回のアドバイザー会議、外客誘客研修等を実施されているようでございます。メンバーといたしましては、当時の四国ツーリズム創造機構事業推進本部長を座長として、JR四国の営業部担当部長、フジ・トラベル・サービスの営業戦略部地域振興チーム長、愛媛大学の特命准教授、四国地方整備局の企画部長、四国運輸局の企画観光部長がアドバイザーとして参加されております。提案といたしまして、5つほどされておりまして、まず「WHY 内子?」「なぜ内子?」っていうふうに答えられる観光地づくりをしましょう。2番目といたしまして、ゆったりとした時間を楽しみ、お金を使ってもらえるメニューやプランづくりをしましょう。3番目に、ゆったりと快適に楽しんでもらうための観光の環境整備をしましょう。4番目に、ソフト、ハードの整備と連動した、情報発信機能の強化・整備を行いましょう。5番目に、内子町の観光トータル・プランニングを行いましょうという提案を受けているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 今、5つの項目について提案されたということで、それを参考にしながら、まちづくりを進めてこられたものだと考えるところです。この報告書の中の委員の意見で「八日市護国の町並みだけではなく、六日市本町通りを活用し、内子座までをまち歩きコースとして取り組んでいく」ことを提案されておられる委員さんがおられました。まさにその意見の通りで、この度の森家の開発を機に六日市本町通りもお土産屋さんを並べるなどをして内子町を案内するなどの観光コースにして、内子町の観光客の滞在時間が、ある資料では40分というデータもありますけれども、滞在時間を長くする取り組みを考え、駅から町並みのコースを、なお一層、見る、買う、体験できる等の取り組みも取り入れながら商店街の活性化が必要とか考えるが、いかがでしょうか。答弁の方、よかったらお願いいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい。おっしゃる通りでございまして、この提言の後ですね、歴史まちづくり事業、歴まちの計画を作ったり、それから観光につきましても、まち歩きコースをいくつも作ったりというようなことをしているところでございまして、また民間におきましても、随分、この提言があった以降に、新たに飲食店等もできており、少しずつ歩ける商店街というふうな雰囲気ができてきているなというふうに思っておりますし、これからは森家等を中心にして、さらなる発展を試みたいというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） あるですね、町並みの駐車場の管理人さんが、お客様からですね、「何で観光地なのに人が歩いてないのか。」と質問されたことがあったそうでございます。有名な観光地ですので、たくさんの方が歩いているんだろうなという想像で来られたものだと思いますけれども。また、商店街が賑やかになることによって滞在時間が長くなり、人の流れも絶えないというようなことになるのかなと思いますので、また商店街の活性化を非常に強く求めていくものでございます。

この項の3つ目は、日本の文化として旅先のお土産を持ち帰る習慣がありますが、内子町を訪れる観光客がお土産として購入されているだろうと商品のベスト10は何か、分かる範囲でお示しいただきたいと思います。それとともに、お土産品とか施設入館料、駐車料金、食事代、宿泊料とか、観光関連の経済効果がどれほどあるのか、分かる範囲で教えていただきたいと存じます。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい。ご質問の件ですが、内子町を訪れる観光客が

お土産として購入されているだろう商品のベスト10は何か。また、経済効果はというご質問ですが、こちらについては正確には把握できておりません。ご参考までに、今年1月から8月に「旅里庵」で販売した土産物の上位ベスト5をご報告いたしますと、1位がからり「じゃばらサイダー」、2位が「内子座せんべい」、3位が「ギルディングのはがき」、4位が「水彩絵はがき」、5位が石畳の炭ですね、「菊丸」、というふうになっております。また、からりにお聞きしたところですね、1位がブドウ、2位が梨、3位が桃、4位が柿、5位が栗と果物類が並んでいるところがございます。ただ、こちら両方でも扱っていない商品も多数ございますので、町全体での実態につきましては不明でございます。

なお、土産品購入の経済効果につきましては、県の算定方法に基づきデータ計算したものを県に毎年報告しております。令和4年度は、客単価を1,286円として、それに入込客数から温泉やスポーツレクリエーション、行事、催し物、イベントの数を除いた数字をかけた10億7,500万円を県に報告しておるところでございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 今、経済効果10億円ということでございますけれども、10億円が入ったからといって町内が潤っているというような感じはないのですけれども、この項の4つ目に入らせていただきたいと思います。

新たなお土産製品の開発についてお尋ねをいたします。先程も説明していただきました。旅里庵ではじゃばら、からりではブドウというようなことで。他の観光地にはない商品が1位になっているということではございますけど、先程も申しました通り、日本人のお土産文化は世界でも珍しいとのことで、欧米などは記念品を贈る習慣がありますが、日本は「消えもの」、すなわち食べたらなくなるものの方が相手にとっても迷惑にかからないという気配りの文化もあり、食品が消耗品だということで重宝がられております。例えば、東京では東京バナナ、広島ではもみじ饅頭、北海道の白い恋人、沖縄の宜野座村とは姉妹都市交流50周年を迎えましたが、沖縄のちんすこうなどが有名です。ワンパターンではございますけれども、なぜかそれを手にして帰ります。日本人に染み込んでいるこの文化を素直に受け入れて、新たな、これから50年、100年先を見据えた、内子へ来たらこれという定番お土産を開発していく必要があると思います。例えば、大森産業にご協力をいただき、栗の甘露煮を1個あんこ代わりに入れた「内子のビッ栗まんじゅう」とか、農協と連携して柿を加工して最中にして、商品名を「内子の柿入れ最中」。「時」の文字を漢字で「最中」と書いて「とき」と読ますなどのユニークなネーミングをつけるなどして、内子ならではの新しくて古い商品が必要だと考えます。開発にはお金と時間がかかります。助成金を入れて、新たな商品開発に町をあげて取り組むべきだと考えます。これについては、観光協会や商店街組合がしっかりと取り組むべきものではあると思いますけれども、町の方もですね、しっかりバックアップしながら、内子を代表するような、50年、100年を見据えたお土産品を開発してもらいたいと思います。よろしくご返答のほどお願い申し上げます。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 通告のご質問に基づいて、助成制度について答弁させていただきますよろしいでしょうか。

町の助成制度ですが、内子町販路開拓支援事業を設けております。これは、町内で生み出された優れた産品を販売することにより町の活性化を図る事業で、対象経費に試作研究費やパッケージデザイン費を含んでおります。助成金の額は対象経費の2分の1以内の額とし、1つの事業者に対し50万円を上限としております。

また、先程も少し述べさせていただきましたが、今年度、一般社団法人内子町観光協会におきまして「内子の目玉商品開発プロジェクト」を立ち上げ、内子のお土産や食の目玉商品づくりを推進していくこととしております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ご答弁ありがとうございます。これはですね、少しはっきり言わなかったんですけども、思いは強いと思いますので、しっかりとご支援をしていただいでですね、内子町のお土産物がしっかりと根付いていってですね、まちづくりに活かしていただくような形にさせていただきたいと思いますので、ご期待申し上げておきます。

この項の5つ目に入ります。今、先程も話が出ていましたけれども、大洲市の観光商品の開発に注目が行っております。それまでは内子町の方が、全国でもトップクラスの観光地として先行しておりましたけれども、今では逆転されそうな勢いがございます。この小さな地域で競い合っている、大きなうねりは現在の情報化の中では、人の山は動かないと思います。世界を相手にグローバルな視点で物事を考えないといけない時代だと思います。内子町単独で観光資源の開発は、今までも散々取り組んできましたが、内子町単独での開発には限界があるんじゃないかなと思います。大洲のお城と内子の古い町並み、ベストマッチじゃないかと個人的には考えるものでございます。観光の分野においては内子、大洲が連携、協定して、いいものを持ち寄って観光商品開発を進めていくのがいいのではないかと考えます。内子座のキャッチフレーズの「町並みから村並み。そして山並みへ。」のキャッチフレーズは、本当に素晴らしいと思います。大好きなキャッチフレーズだと考えております。まずは町並みを整備して、村並み、山並み、隅々まで取り残すことなく、しっかりと支えていこうとすることがはっきり見えてきます。しかし、いくら古い町並みを整備しても、立派な農道、林道がついたとしても、人が活気づいて暮らしを営んでいないと、それは単なるものでしかないと思います。大事なものは人だと思います。そのそれぞれの地域に根差す人にスポットを当てて政策を進めることが大事だと思います。

また、自然は下から上の発想ではなく、現実には上から下なのではないでしょうか。人間の世界でも、いろんな指示が上から下へ流れていきます。現実問題として、下の意見がなかなか

か上に上がっていかないっていうのが、現実やろうかなと思っております。そういった意味では小田川も、小田から大瀬、内子、五十崎に流れていきます。その流れはやがて大洲市に流れて長浜の海岸まで流れていきます。その海の水が温められ、上昇気流に乗り、また山に帰ってきます。美空ひばりさんの詩に「川の流れのように」っていう歌がありますが、これを地域づくりにも「川の流れのように」取り組む必要があるのかなと思っております。ここに来たら、流れた水が合流する。内子、大洲が合流して、観光開発を進めていく必要もあるかと思うのですが、お考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 大洲市との連携についてですが、令和元年度に「内子・大洲エリア観光推進プロジェクト協議会」を設立し、内子町と大洲市を訪れる観光客に提供する観光コンテンツ等のプロダクト開発を行っております。これまでに、当協議会において3箇所のプロダクト開発を行っております。具体的には、令和2年度に石畳地区を対象に「Satoyama Walk」。それから「Satoyama Yoga」。令和3年度に河辺・肱川地域を対象に、「Satoyama サイクリングツアー」、「ひじかわダウンリバー」。令和4年度に小田・大瀬地区を対象に「小田深山千年の森でEバイクに挑戦できるガイドツアー」の各プロダクトを開発しております。今年度は大洲・長浜地区においてプロダクト開発中でございます。以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 先程の答弁でも聞いた気がいたしますけれども、とにかくですね、今できることはですね、何でもやってみるというような精神で、しっかりとですね、もうちょっとタッグを組んでやってほしいなっていうことを今考えておりますので、特に強く、よろしくお願いしますと思います。ちょっとこの項目で再質問させていただくんですけども、先程、町長の方も同僚議員の方からの質問のときに、内子商店街の無電柱化っていうことが進められているというようなお考えの答弁があったと思うんですけども、現状がどういうところまで進められているのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。無電柱化事業の進捗状況について説明させていただきます。この事業につきましては、NTT、四国電力等々の電気事業者の合意形成のもと、現在、計画下においてですね、全体の埋設物の調査でありますとか、一応、事業の起点となりますJR側ですね。これの内子停車場線から焼肉のありもと付近までの詳細設計。そういったところまで進めております。今後ですね、もう少しですね、下水道の付け替えとかですね、NTTの管の詳細設計とか、そういった調査設計が若干残っておりますので、これ

らが終わった段階で地元説明会の方をしてですね。事業としましては、できれば早ければですね、令和7年ぐらいから工事に入れるような流れでちょっと進めていきたいなというふうな形でですね、準備を進めさせていただいております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 以前、内子商店街の青年会かなんかがですね、夏のイベントで「フルフル大国」っていうので、夏のイベントをされておりました。もう活気があって素晴らしい、いいネーミングと。本当に内子を代表する古い町並みとフルーツの町ということを考えての「フルフル大国」だったと思うんですけども、いいイベントをされているなって感じがしました。「フルフル大国」っていうネーム、素晴らしいネーミングじゃなと思ひまして、大洲の古いお城と内子の古い町並みを盛り込んだ「フルフル構想」ということで、一緒に事業を進めていただけたらと思います。これ、商工会の青年部に断らんといけんと思うんですけど、そういう思いでですね、しっかりと手を繋ぎながらですね、観光開発に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。大きな項目の2番目でございます。子育て支援についてお尋ねいたします。

1つ目、現在、発達障がいという言葉を目にしますが、その中でも症状の違いにより症状別の名前がつけられ、それぞれの症状別に対応が異なるんだろうと考えます。そこで、内子町の発達障がいと判断された判例別の対象のお子様の人数が分かるようであれば、教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 向井委員のご質問にお答えいたします。発達障がいには、注意欠如、多動症や、自閉スペクトラム症などの症状がございます。これらの症状を持つ障がい児は、県内の療育センターなどの発達外来専門の医療機関で発達専門医による発達障がいの診断が行われます。しかし、対象児童の保護者の中には病院受診を控えたり、医師の診断を拒んだり、また医師の診断があっても関係機関等へ伝えない場合がございます。このようなことから、現時点で発達障がい児の症状別対象者数は把握しきれていないのが現状でございます。

なお、発達障がいなどを持つ児童が対象となる特別児童扶養手当や、放課後等デイサービスなどの行政支援を受ける児童につきましては、特別児童扶養手当の対象児童が34名で、放課後等デイサービス等などの利用者が28名となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番(向井一富君) 34名と28名。ちょっと驚く数字で、耳を疑うような形なんですけど。全国的にも、報道等でも障がい児が増えているというような報道がされていたんですけど、年々、内子町の方も増えておるんでしょうか、現状は。お知らせいただきたいと思います。

○こども支援課長(山本勝利君) 議長。

○議長(久保美博君) 山本こども支援課長。

○こども支援課長(山本勝利君) 発達障がいですが、近年、社会的認知が進み、医療機関、医療関係者や保育・教育関係者などにも、発達障がいを持つ子どもへの理解が広がってきております。このようなことから、対象となります児童数が増加しているように感じられておりますが、社会が多様化するにあたり、判断基準の見直しでありますとかが行われまして、過去との比較が難しい状況にあります。また、今までも発達障がい児はいましたが、社会的認知の高まりにより受診者数が増加し、以前よりも多くの診断がなされるようになったことも考えられるのではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番(向井一富君) 議長。

○議長(久保美博君) 向井一富議員。

○4番(向井一富君) 今の質問で再質問でございます。そういう認定が受けられる制度が整ったので数が増えたんで、実質は、症状としては昔もこういう症状があったけど、名前がついていないっていう状態であって。相対的な数字としては、そんなに変わりはないということとで今の答弁よろしいんでしょうか。

○こども支援課長(山本勝利君) 議長。

○議長(久保美博君) 山本こども支援課長。

○こども支援課長(山本勝利君) はい。今までの数というのが、正式な数というのが拾えておりませんので、ちょっと比較にならないかなという答弁でございます。

○4番(向井一富君) 議長。

○議長(久保美博君) 向井一富議員。

○4番(向井一富君) この項の3つ目です。発達障がい児と健常児の境が、先程も説明ございましたように難しいのではないかと思いますのですけども、そこはどういう手段で発見し、判断して支援に繋げていくのか。また、どのような支援策があるのか。分かる範囲でお知らせください。

○こども支援課長(山本勝利君) 議長。

○議長(久保美博君) 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長(山本勝利君) 発達障がい者への支援についてでございますが、巡回相談事業やペアレントトレーニング、ペアレントメンター事業、学校生活支援員の配置等によりまして支援を行います。また、経済的支援といたしまして、特別児童扶養手当の支給、社会性の発達支援として放課後等デイサービスや児童発達支援の利用による公的支援を行っ

ております。これらの事業は、保健福祉課や保健センター、学校教育課、こども支援課、子育て支援センターなどが連携をとりながら、保護者の気持ちに寄り添い、関わりを持ちながら対象児童と保護者の切れ目のない支援に繋げるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） そういたしますと、発達障がいと判定された保育園児の方は、一般的な保育園に通園されているっていうことではないのかな。普通に認定保育園に通園されておるんですかね。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） 障がいを持っている子ということになりますと、小さいお子様というのは、診断の段階で明確な障がいというのがはっきりしない場合が多くございますので、通常はもう一般の保育園と一緒に保育をしている状況でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） この項の4つ目の質問に入ります。ひと昔、1億総活躍社会がうたわれておった時期に、保育所事情が厳しい時代に「保育所落ちた日本死ね」とのツイッターで投稿されたことに、日本を二分するほどの議論が闘わされたことがございました。昨年の出生数は過去最低ということで、少子高齢化がますます加速しております。働き手も不足しているのが現状で、大概の人はお子様を保育園等に預けていると考えられますけれども、子育ては本当に大変です。親子3世代世帯では、まだ家庭内で手分けして子育てできる環境にありますけれども、核家族世帯では、両親にかかる負担はかなりのものがあります。そのことで、ネグレクトや虐待の悲しい現実も起こり得ると考えます。そのことに関しての子育ての負担軽減。また子どもの社会性などを考えて、保育に欠けていない保護者、家庭のお子さんの中にも、入園を希望する方はおられるのではないかと考えますが、保育に欠けていなくても希望すれば入園できるのか。国の制度もどんどん変わっているんで、今の現状をお尋ねいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 向井議員のご質問にお答えいたします。国の示す現行制度では、保育に欠ける要件として就労や妊娠・出産、育児休業等による理由がある場合に、「保育の必要な児童」に該当するとして、保育園等への入園ができることとなっております。現時点では、これら「保育の必要な児童」としての要件を満たしていない場合には、保育園等への入園はできない制度となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 保育園に通える年齢で通われていない方っていうのは、どのぐらいおられるもんですか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） 今年の4月1日現在の状況としてですね、ちょっとご報告をさせていただきます。今年3歳、4歳、5歳は就園率が100%になってございます。0歳、1歳、2歳についてはですね、100%ではございませんが、年齢が高いほど就園率は高い状況にございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 大半の子どもさんが保育園に通われる、お父さん、お母さんが仕事をされておるか、そこら辺の条件があるっていうことでございます。ということで、あるんだろうなと考えますけれども。0歳、1歳の方は入られてない方もおられるみたいなんですけど、一時預かり保育っていうのは、やっぱりこういう保育士さんが1人が3人。0歳、1歳までは3人だったと思うんですけども、その範囲で4人目は預かれんのですよね。3人目のところへ入れるっていうような形に、預かってもらうという形なんですよ。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） 一時預かり保育のことではございますが、大瀬保育園でやろうかとしている部分につきましてはですね、余裕型一時預かりという事業でございます。これは保育園の受け入れがですね、今言われましたように0歳は3人に1人の保育士が必要でございますが、入所者が2名の場合、1名はまだ空きがありますので、その方をお預かりするというような形で、余裕が、人的にですね、子どもの数が余裕がある分についてお預かりをするという事業がございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） この項目の再質問という形になるんですけど、子育て支援という観点から考えさせていただきますと、園児の紙おむつ、これは持ち帰っておるのでしょうか。それとも、保育所が一括して処分するのでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） 園児の紙おむつにつきましては、園の方で全て処分をしております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） この項の5つ目の項目に入らせていただきます。大学の保育科を卒業される人はかなりの人数がいると思いますし、少子化なのになぜ保育士不足が全国的に言われているのか不思議な思いがあります。内子町ではどういう状況でございましょうか。保育士の確保は容易にできているのでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 向井議員のご質問にお答えいたします。通告書には、保育士が不足と言われているかということでしたので、これについてご回答させていただきます。

まず現在、内子町の正規職員の保育士でございますが、全体で27名おります。これに会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの保育士23名を加えて、こども園や幼稚園、児童館などの各施設に配備することで運営を行っており、現状では、会計年度任用職員に頼った施設の運営となっている状況でございます。会計年度任用職員に頼らずですね、正規職員を主体とした各施設での円滑な運営を行う場合、正規職員の保育士は不足しているかなというような状況にあります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。この項の6つ目に入らせていただきます。先程の答弁も参考にさせていただきながら、全国で保育事故が相次いでいる中、22年度は過去最高の保育事故との記事も目にしました。このことも保育士不足の要因のひとつではないかと考えますが、家で1人の子守りをしていても、一瞬目を離しただけでけがをさせたりしたことは、皆さんにもあると思いますが、子どもの行動は大げさに言えば、大人の人知を超えていると考える1人でございます。何人も、何十人も1人の保育士さんが保育する保育士さんのご苦労は想像を超えるものがあります。それを踏まえて、全国的にも保育士配置基準見直し、処遇改善などの要望活動が行われておりますが、このことに関して町長のお考えをお尋ねをいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。内子町の保育の現場では、保育する児童の数に対する国の定める基準に従って必要な保育士を配置し、それぞれの園で運営を行っております。今後、国において配置基準の見直しがあった場合には、国の示す適正な保育士配置を維持するため、保育士を採用等により配置をして参りたいと考えております。

次に、処遇改善要望活動が行われた場合の対応についてであります。要望される内容を

精査・整理し、他の自治体の状況等も参考にしながら、要望事項への取り組みを検討して参りたいと考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ただ今は、町長としての答弁ありがとうございました。1人のお父さんとして保育園、仕事場を見たときに、ちょっと厳しい状況にあるんじゃないかなということを感じたことはないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。子育てはですね、やっぱりそれは大変といえば大変ですね。もちろん楽しみでもありますけれども、やっぱりその時々状況によってはですね、やっぱり大変な場面というの、もちろんございます。ですが、今の関連で言いますとですね、国の方でも基準の見直しはですね、検討されているということでもあります。ちょっとどうなるかまだ分かりませんが、当然それが出ればですね、町の方としてもそれに基づいてということになります。なかなかですね、保育士も足りない状態ではございますので、それを緩和して、対応していくことを現時点では非常に厳しいなというふうに考えております。子育てについては当然しんどい面もありますけれども、楽しいものでもあるというところでございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） しっかりとですね、この現場をですね、充実させるためにもですね、国の方にも頑張っていただかないといけないというのが個人的に考えております。

次の質問に移ります。大きな3項目でございます。移住対策についてお尋ねいたします。内子に魅力を感じて移住していただいて、一生懸命根を張ろうと頑張ってこられたのに、何かの理由で定着を諦めて、転出される例があると思いますが、内子町の現状とその原因は何か。そのことについて分析されているのか、お尋ねいたします。

地方では高齢化が進み、地域の行事、環境整備、自治会、行政区の運営等大変多岐にわたります。地域を維持していくためにも必要なことではございますけれども、移住早々、それらの役割を若いからといって担われる例もあると思います。いろんなメディア等でもよく住民とのトラブル等で取り上げられている例を目にしますが、新しい土地で生活基盤もままならない状態でそれらを担わされたら、たまったものではないような気もいたします。そういった傾向は町内でも少なからずあると思いますが、そのことについて地域への配慮を促すような取り組み、または住民、移住者へのそういうことの理解をしっかりと持ってもらうような打ち合わせ等はなされているのかをお尋ねいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 町の移住相談を介して移住された方につきまして、移住して間もない時期には、職員や移住コーディネーターが困りごとや心配ごとがないかなど、連絡することがございます。また、その後においても必要に応じて相談等に応じてございますけれども、定期的な聞き取りやアンケートなどにより状況を調査するようなことは行っておりません。こうしたことから、一旦内子町に定住された後に転出された方もいらっしゃると思いますけれども、その数について把握は行っておりません。また、転出された原因も同様の理由で把握できておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 把握できていないっていうのも、なんかちょっと無責任な感じもするのですけれども。何かそれは人権等の問題で把握ができないということなんでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。まず一つにはですね、内子町に移住された後に内子町から転出される方につきましては、内子町の相談窓口等に転出しますというようなことを相談されて出て行く方っていうのは、ほとんどございません。そういったことから、結果として把握できていないということもございます。また大切なことはですね、移住する前にしっかりこちらの方から相談に乗って、内子町のいろんな環境ですね、魅力、そういったものを勧めると同時に、内子町の、今、自治会制度がありますので、自治会にきちんと入っていただく。そういった役割や負担、そういったこともきっちり理解していただいた上で入っていただいて、入った後ですね、こんなはずではなかったとかですね、こんなことは聞いていなかったというようなことを防ぐような、入る前にきちんとした、こちらの方からのお願いもさせていただいて、理解していただいて入っていただく。そういったことが大事じゃないかなと考えてございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。総務課長。しっかりとした答弁ありがとうございます。そういう取り組みで移住者対策をしていただきたいと思います。

それとですね、農家に移住してきて新規就農者の支援事業とか、施設の補助金とかあると思うんですけども、町外に出たときに、その農業は内子でやっとなんですけど、外に出た時にそういった資金とかは使えるものなんでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 内子町では、新規就農の施設、滞在型の施設が3棟ござ

います。そこで2年間農業の研修をしていただいて、5年以内に就農していただければ、その時に払っていただいた家賃を補助金としてお支払いしていくものがございます。それで、もし就農者が5年以内に就農しなかったり、出て行かれた方に関しましては、その家賃をそのままいただいて、補助金としては返さないというようなことはしております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 例えば、イノシシ除けのネットとかいうのも、町内の住んどった時に網の補助をいただいてやっとなんですけども、ちょっと畑を余分に作ろうという時には、そのイノシシの柵とかいう補助というのは、もう町外に居住されておるからもう出ないってということでよろしいんですかね。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 農地が町内にあったら補助の方が取れるっていうふうに把握をしています。すいません。ちょっと記憶がはっきりしませんので、お答えにはならないんですけども、確か農地が町内にあれば補助対象ということだったと思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） また後ではっきりと教えていただきたらと思います。

最後の質問、大きな4項目目でございます。高齢者、特に独居老人見守りについてお尋ねをいたします。令和5年の3月の議会において、郵便局と連携しての住民サービスについて質問させていただきましたが、先般、我が集落において独居老人が亡くなりました。たまたま、自分がその方に用事があり訪ねていき、返答がなかったので留守かと思い帰ろうとしたんですけども、郵便受けに郵便物がたまっていたので不安を感じ、地域外別居の息子さんの了解を得て自宅に入りましたが、その方は寝室のベッドの横で亡くなられておられました。誰にも看取られず、ひっそりと亡くなられたことを考えると、いたたまれない思いでございました。最後、何か言いたかったのに言うこともできず亡くなられたことを思うと、本当に残念です。そのことを踏まえ、今後、独居老人が増えると予想されます。ご近所、ご近所といっても山の集落はご近所も遠いですが、民生委員さん、区長、その地域にはそのことを担う役職は何人かおりますけれども、郵便さんも異変に気がつきやすい立場にあるので、内子町見守りネットワークに関する協定及び災害発生時における内子町と内子町内等郵便局の協力に関する協定の中に、再度強く、このことは取り組んでいただくように協定の中で申し入れ願えないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。この度、孤独死事案が発生いたしましたことは誠に残念

でございます。まずもって、故人の方のご冥福をお祈りいたします。

さて、高齢者の見守りについてのご質問でございますけれども、議員ご指摘の通り、本年3月議会で答弁させていただきました通り、「内子町見守りネットワークに関する協定」を郵便局と平成27年に結んでいるところでございます。この協定には、見守り活動の実施などについて「通常業務の範囲内において、町民の日常生活に何らかの異変を察知した場合、速やかにその状況を連絡するものとする。」という項目がございます。しかしながら、締結後8年が経過し形骸化してきているようなところがございます。町職員、郵便局員の末端まで協定内容等が行き届くよう、相互の認識を新たにすると考えております。こうした現状の課題などを踏まえ、行政の各分野において連携できる可能性のあるものの検討の準備を改めて行ってございます。包括的な見直しを行うべく協議を重ねております。来月を目途に、新たな協力体制を整えて参りたいと思いますので、ご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 特にですね、その中で今申し上げました事案についてですね、強く協定の方ですね、打ち合わせをしていただきたいと思います。宇和島市では、スマートスピーカーを活用した郵便局見守りサービスの提供及びタブレット端末を活用した遠隔医療支援に関する事業デジタル田園都市国家構想推進交付金の対象事業に採択されたことで実施されております。このような事業も取り入れながら、国のこういったような補助金等がありますから、有効に使っていただいて、独居老人のこういったことに、こういうことが少しでもなくなるような対策をとっていただけたらいいなと考えて。僕も区長をしておりますので、ちょっと責任を感じておりますので、しっかりと住民とそういうネットワークを利用しながら、しっかりと見守って行けるようなことにしていきたいなと思いますので、役場の方もしっかりとご検討いただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。次の本会議は9月19日、午後2時に開会いたします。本日はこれをもって閉会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 4時 41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和5年9月第136回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和5年9月4日（月）
○開会年月日 令和5年9月19日（火）
○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	城戸 司 君	2番	塩川 まゆみ 君
3番	関根 律之 君	4番	向井 一 富 君
5番	久保 美博 君	6番	森 永 和 夫 君
7番	菊地 幸雄 君	8番	泉 浩 壽 君
9番	大木 雄 君	10番	山本 徹 君
12番	下野 安彦 君	13番	林 博 君
14番	山崎 正史 君	15番	寺岡 保 君

○欠席議員（0名） なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山岡 敦 君
総務課長	黒澤 賢 治 君	住民課長	上山 淳一 君
税務課長	大竹 浩一 君	保健福祉課長	久保宮 賢次 君
こども支援課長	山本 勝利 君	内子町保健センター所長	上石 由起恵 君
建設デザイン課長	谷岡 祐二 君	会計課長	田中 哲 君
町並・地域振興課長	畑野 亮一 君	小田支所長	中嶋 優治 君
農林振興課長	大久保 裕記 君	環境政策室長	高嶋 由久子 君
政策調整班長	二宮 大昌 君	危機管理班長	宮田 哲郎 君
上下水道対策班長	稲田 彰二 君	商工観光班長	大田 陽市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀岡 秀俊 君
自治・学習課長	福見 光生 君		
代表監査委員	赤穂 英一 君	農業委員会会長	北岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳 太 郎 君

○議事日程（第14号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告

令和5年9月第136回内子町議会定例会

- 日程第 3 議認第 7 号 令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議認第 8 号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議認第 9 号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議認第10号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議認第11号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議認第12号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について
- 日程第16 議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第17 議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 請願第2号に対する紹介の取消しの件
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第22 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

午後 2時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、10番、山本徹議員、13番、林博議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程 第14号」の通りであります。

これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議認第7号 令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議認第8号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議認第9号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議認第10号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議認第11号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議認第12号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第3 議認第7号 令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「日程第8 議認第12号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に、審査の経過並びに結果について報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） それでは、ご報告いたします。去る9月4日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました「議認第7号 令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「議認第12号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の6件について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過につきましては、配布いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については「議認第7号」から「議認第12号」までの6件は原案の通り認定すべきものとするものであります。去る9月8日及び11日、12日の3日間の日程で委員会を開催し、令和4年度各会計の決算について、歳入歳出決算書、決算資料、わが町の家計簿及び各課で作成された資料等に基づき、事業執行においてどのような効果があったのか、住民の福祉の向上にどう寄与しているのかを基本として審査を行いました。審査における経過及び主な質疑等についてご報告をいたします。

まず一般会計決算からご報告いたします。総務費関係では、町営バスに関して「20年以上使用しているバスもあり、シート等の破れも目立ってきているので計画を立てて更新することができないか。」との質問に対し、「バスの更新については、これまでバスの修理状況等を見ながら更新してきたが、今後、報酬については計画的に行うよう改めたい。」との答弁がありました。さらに、選挙の投票率に関して「昨年度は参議院選挙や知事選挙などがあり低投票率が課題となっているが、何か対策を考えているのか。」との質問に対し、「当面の対策として、期日前投票での移動投票所の開設を考えている。とにかく投票に行っていた多く呼びかけをしっかりと行っていくことが重要だと考えている。」との答弁がありました。

民生費関係では、障がい者タクシー利用助成事業に関して「制度が始まって以来、令和4年度決算でも利用実績が低くなっているが、利用しやすい制度に見直せないか。」との質問に対し、「例えば、非課税世帯など助成要件の幅を広げるとか、またタクシー利用助成だけに限定しないなど見直しを検討している。」との答弁がありました。

衛生費関係では、特定不妊治療費補助について「出生率を上げるためにも大切な制度だと考えるが、その現状は。」という質問に対し、「令和4年度から不妊治療が医療保険適用となったため不妊治療の補助がなくなっていたが、今年度から新たに県の補助を活用した不妊治療の助成について、現在、補助要綱を策定中である。」との答弁がありました。

農林水産業費関係では、農山漁村地域マネジメント支援事業について「愛媛大学農学部に進学する学生を支援する、この制度の利用状況は。」との質問に対し、「現在、制度を利用している生徒はいない。今年度中に対象枠を広げるなど、改善を検討している。」との答弁がありました。

商工費関係では、小田深山溪谷遊歩道整備について「遊歩道として安全を考えるとコンクリートが一番いいかもしれないが、石積みを配置するなど景観に配慮すべきでは。」との質問に対し、「強度を保ちながら整備をする必要があるが、極力自然物を使いながらコンクリートが目立たないように整備を進めたい。」との答弁がありました。

土木費関係では、町道管理について「山間部など利用実態が減少することが予想されるが、そういった町道は廃止するといったことはあるのか。」との質問に対し、「町道は道路法という法律に基づいて管理しており、利用実態があれば廃止できない。」との答弁がありました。

教育費関係では、コミュニティスクールについて「学校運営協議会委員の人選の方法と保護者や地域への周知方法は。」との質問に対し、「人選については、それぞれ学校ごとに特色

を出すよう学校長が中心となり進めており、委員の公表については協議会の課題としてホームページでの公表など検討協議をしている。」との答弁がありました。

5つの特別会計については、それぞれ質疑はありましたが、福祉や社会生活など住民サービスに直結する事業であり、今後も健全な運営を続けていただきたいと思います。

特に介護保険事業特別会計では、「介護認定者は前年度に比べて減っているが、給付が増額しているその要因は。」との質問に対し、「高齢者の人口は少しずつ減少しているため、介護認定者も減ってきている。しかし年齢が上がるにつれて介護度も高くなり、サービス料も増える傾向にあるため給付費が伸びている。」との答弁がありました。

以上、審査状況について報告いたしました。採決の結果、令和4年度の各会計決算は予算の議決目的及び施策に基づき執行されていると認められ、よって「議認第7号」から「議認第12号」は原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

それぞれの事業において各担当課長より説明を受け、議決した予算に対し、その執行状況の適否を確認することができました。厳しい財政状況ではありますが、今後においても健全な財政運営をお願いするものであります。

なお、今回の審査において各委員から出された意見、要望については十分検討のうえ、今後の町政運営と来年度の予算編成に反映させていただきたいということを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。森永委員長、席にお戻りください。

「議認第7号」から「議認第12号」までの6件は一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第7号」から「議認第12号」までの6件は一括して討論、採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。「議認第7号」から「議認第12号」に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告の通り認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって「議認第7号」から「議認第12号」までの決算認定は委員長報告の通り認定されました。

日程第 9 議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 10 議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第9 議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第10 議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について」、以上の2件を一括議題とします。予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告いたします。去る9月4日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました「議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について」、この2議案の審査結果をご報告いたします。

審査結果については、「議案第70号」及び「議認第13号」は原案の通り可決及び認定すべきものとするものであります。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき剰余金の処分については議会の議決を得るものとされています。水道事業で生じた利益剰余金は6,357万2,001円です。減債積立金に5,357万2,001円を積み立てし、企業債の償還に備えるものであります。また、残りの1,000万円を将来の必要な工事をするための積立として建設改良積立金に積み立てるものであります。いずれも法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。

採決の結果、「議案第70号」は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、「議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算」については、委員から「水道事業は長期ビジョンに則って事業運営していると思うが、今後、水道料金の値上げの可能性はあるのか。」との質問に対し、「令和7年度から始まる水道事業経営戦略を今年度と来年度の2年間をかけて策定することになっている。そこで検討される経営状況を踏まえ、審議会において水道料金の検討をすることになり、その審議結果によっては値上げの可能性もある。」との答弁がありました。

採決の結果、「議認第13号」は原案の通り認定すべきものと決定をいたしました。

今後より一層の企業努力を期待して委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は1件ずつ行います。

まず、「議案第70号 令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第70号」は委員長報告の通り可決されました。

次に、「議認第13号 令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告の通り認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議認第13号」は委員長報告の通り認定されました。

日程第 11 議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第 12 議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第11 議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第12 議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。予算決算常任委員長に、審査の経過並びに結果について報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告いたします。去る9月4日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました「議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について」、この2議案の審査結果をご報告いたします。

審査結果については、「議案第71号」及び「議認第14号」は原案の通り可決及び認定すべきものとするものであります。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき剰余金の処分については議会の議決を得るものとされています。下水道事業で生じた利益剰余金は54万8,465円です。減債積立金に54万8,465円を積み立てし、企業債の償還に備えるものであります。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。

採決の結果、「議案第71号」は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、「議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算」については、委員から「施設使用率が30%ということは、極端に言えば3分の1の維持管理費で済むということだが、今後、具体的な改善策を講じるべきでは。」との質問に対し、「ご指摘の通りであり、施設使用率の改善を含め、維持管理費のかからない方法を当然検討していく必要がある。」との答弁がありました。

採決の結果、「議認第14号」は原案の通り認定すべきものと決定をいたしました。

今後一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は1件ずつ行います。

「議案第71号 令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第71号」は委員長報告の通り可決されました。

次に、「議認第14号 令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告の通り認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議認第14号」は委員長報告の通り決定されました。

日程第 13 議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について委員長の報告を求めます。大木産業建設常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 委員長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第72号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。

審査過程等につきましては配布致しております審査報告書の通りであり、審査結果については「第72号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑についてご報告いたします。本議案は下水道事業における独立採算に基づく健全な経営及び今後の計画的な施設更新を進める上で必要となる財源確保のために条例の一部を改正するものです。委員からは「今回の下水道料金の値上げは値上げ率が一律ではなく、累進性が弱められる料金改定案だがどうしてなのか。」との質疑に対し、「今回の料金体系は7パターンの案を示した上で、下水道運営審議会において一番妥当だという答申に基づいたものだ。」との答弁がありました。

討論においては、「現在の物価高の状況において生活に必要な下水道料金の値上げに対し、低所得者に対する配慮が全くされていない料金体系になっているため、今回の値上げには反対する。」また、「現在の物価高の状況は大変厳しい状況であると考え、町としても別の形で低所得者への支援を行っている。今回の料金改定は審議会でも答申された通り下水道事業を継続、安定させるためのやむをえない改正であると考え、賛成する。」との討論がありました。

採決の結果、「議案第72号」は賛成多数により原案の通り可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長の報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私は、本案に反対の立場から討論をいたします。

共同通信が行った直近の世論調査では、先日内閣改造をおこなった首相に最優先で取り組んでほしいことは、「物価高騰対策を含む経済対策」という結果で回答者の5割を超えています。内子町の住民の多くも、物価高騰にあえいでいます。

昨年、2022年平均の消費者物価指数は、2020年を100として2.3%上昇、直近の7月は同じく5.7%上昇です。食品やガソリン・灯油などの燃料などは、実感としてもっと上がっています。

一方で、本年4月からの年金額改定では、2020年と比べて1.7%上昇にすぎません。また、10月から改定する生活保護費の生活扶助基準額は、生活保護の多くを占める高齢世帯で0～3.3%の引き上げに留まります。

また、愛媛県の最低賃金は10月から897円となり、2020年と比べ13%の上昇です。しかし、物価を考慮した実質賃金では、直近の7月は前年同月比2.5%減でマイナスは16か月連続です。

こうした状況のなか、生活の基礎的インフラとして必要不可欠な下水道の使用料金の値

上げ率20%は、年金や賃金などの上昇率をはるかに超えています。

使用料に応じた改定案の料金体系では、使用料の少ない低所得世帯に対しても一律に20%近い値上げ率を課しており、低所得者に対して負担感が大きい料金体系といえます。収入の増加と物価高騰の状況を考慮すると、一般家庭世帯が下水道使用料の値上げ率として許容できるのは、せいぜい3%くらいまでではないでしょうか。

世帯数に応じた水道使用量の平均は2人で15m³、5人で28m³です。30m³以上使用するの、主に事業者と推測されます。原則的に必要とされる経費回収率100%を達成するために、使用料金の値上げ率40%が必要とされるのであれば、30m³以上の単価を段階的に40%まで引き上げ、事業者の負担を高くすることは許容されると思われます。

また、ここ数年の物価高騰対策として、東京、神奈川、埼玉などの自治体では、生活保護・ひとり親・障がい者・住民税非課税などの低所得世帯に対し、水道・下水道の基本料金を減免する制度を設けているところもあります。来年4月からは、介護保険料の値上げも予想されます。物価高騰対策は待ったなしではないでしょうか。

9月4日の本会議で、私が低所得世帯への物価高騰対策を質問しましたが、町長の答弁は、現時点で来年度以降の物価高騰対策は考えていないということでした。生活に必要不可欠な下水道の使用料金を平均20%も値上げをすることは、少なくとも低所得世帯に対し、憲法25条で保障された「誰もが健康的で文化的な暮らしを送ることができる」生存権という人権に関わってくると考えられます。

一方で、契約数1800世帯ほどの下水道使用世帯に対し、毎年一般会計から1億円近い金額を繰り入れることが必要とされるのであれば、下水道を使用しないその他の5,000世帯余に対しても、物価高騰対策として、例えば水道料金の基本料金を減額するなどの施策も検討に値すると思われます。

以上のことから、来年度4月から下水道使用料金を値上げ率平均20%に改定する、本議案には反対すべきものと考えます。以上です。

○議長（久保美博君） 賛成討論はありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） ただ今、関根議員から、よく勉強、研究されて、様々な現在の物価高騰の状況のご意見を、説明をいただきました。委員会でも、委員長報告の通り、同様の趣旨の意見があったと記憶しておるんですが、下水道使用者だけが抱える問題ではない。全国民が抱える問題だというふうに、私は理解をしております。そういう面において、やはり今のこの物価高騰の状況というのは、みんなが耐えなければならない状況であろうと思います。また、一人ひとりが努力しなければならない状況だと、私は考えております。ですので、提案されておる下水道の使用料、下水道利用者へのみの優遇措置というのは、町民全体の平等に欠けるものだ。今の状況のままでおく欠ける問題だと思います。また、同僚議員が言われた、事業者への負担増という提案、ご意見があったわけですが、現在の内子町の下水道条例

においては、個人と事業者の分類がありませんので、そういう対応は、現条例においては対応ができないというふうに私は理解をします。現在の下水道区域内における住民の施設利用、今後の生活の安定については、もうやむを得ない。利用者に理解をしてもらい、対応しなければならないことであろうというふうに思いますので、私は本委員長報告の通り、この改正に賛成をいたします。以上です。

○議長（久保美博君） 他、反対討論はありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私はこの議案に反対の立場で討論します。

先程、同僚議員からありましたけれども、本当にタイミングと言いますか。この度、9月、今月入ってから「生活応援商品券」の配布も始まっております。これというのは、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格高騰や食料品、原材料等の物価上昇により影響を受けた町民の家計を支援するというために、この商品券事業をされているわけですが、これを6年度からとはいえ下水道の基本料金が値上げされるということは、町の態度として、片や支援し、片や値上げするというのは、町民から見るとちょっと納得いかない施策だと思うわけですね。確かに、水道特別会計、公会計の問題とか健全性というのはあるんですけども、町民にしてみれば、そこは変わらないと言いますか、もしここに理解を求めるのであれば、もっと丁寧な説明も必要になるかと思えます。これ説明資料の中で、1ヶ月20m³の使用料では、平均520円の上昇ということで、月に520円というのは、本当に今の物価高騰に苦しむ世帯にとっては大きな金額なんです。これが令和元年以来の値上げで、今後、令和10年までの4年間で約5,500万円の増収という計算も出ていますが、これ年にならすと1,000万円ちょっとの増収。果たしてこれは、今ある基金やいろんなものを考えたら、なんとか工夫できる金額じゃないのかなと思うんです。そこが政治と言いますか。分かります。公会計云々も分かりますけれども、やっぱりタイミングが悪すぎるんじゃないか。何もこのタイミングで上げる必要はないのではないかという視点から、私は反対いたします。以上です。

○議長（久保美博君） 賛成討論はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 私はこの条例改正に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。この下水道条例の改正につきましては、従来、資料等で行政機関から話を受けました中で、下水道事業における繰入、一般財源からの繰入金が平成30年度には、1億1,314万円。令和元年には、1億1,844万3,000円。令和2年度には、1億806万。そして、令和3年には9,801万円。このように一般財源の中から、特別会計であろう下水道事業にだけこのように財源を収入の部で繰り入れて運営することが、本来、町民のためになるのかどうか。やはり最初から言われていますように、企業会計というのは、やはり独立採算制

でありますのに、できる限り、独立採算に見合ったような運営方針。それが、監査委員の赤穂さんからもそのような、監査の中でも報告があったのだというように私は取り受けています。そのような立場でできる限り、負担を強いるわけではございますが、安定的な、極力少ない、一般財源からの繰入金で企業運営ができると。その辺は自信がもてるような行政をするのが本来の町の姿であろうと思いますので、今回の条例改正には賛成をいたします。

○議長（久保美博君） 他、反対討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第72号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第72号」は、委員長報告の通り可決されました。

日程第 14 議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第14 議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第73号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては配布いたしております報告書の通りであり、審査結果については「議案第73号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。本議案は、こども家庭庁育成局長通知に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から「新たな放課後児童クラブの指導員が資格を有するための研修期間が1年から2年に延長されるということだが、その間は有資格者として指導にあたっているという認識で構わないのか。」という質疑に対し、「研修を修了する予定のある場合は資格を有しているものと認識して構わない。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第73号」は、全会一致により原案の通り可決すべきものと決定しましたので、ここでご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第73号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第73号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 15 議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第15 議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○議長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第74号 第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」審査の結果を報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配布いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について「議案第74号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は8月10日付けで工事請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては「町単独でごみ焼却炉を維持しているため、現状では定期的に多額の費用が必要なわけだが、今後、近隣の自治体とのごみの広域処理の可能性はあるのか。」との質疑に対し、「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画では、令和13年度には八幡浜管内で2カ所となっており、県は大洲市・内子町を1つのエリアと計画しているので、その計画に基づいて大洲市と広域化について協議を始める予定。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第74号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第74号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第74号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 16 議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 17 議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 18 議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久保美博君） 「日程第16 議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について」から「日程第18 議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」までの3議案を一括議題とします。審査結果について委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告いたします。去る9月4日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました「議案第75号」から「議案第77号」までの補正予算について、9月7日に委員13名出席のもと各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配布いたしております審査報告書の通り、全3議案、原案の通り可決すべきものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

「議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,415万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億4,657万4,000円とするものです。「一般会計補正予算（第8号）」に充当する財源は、国県支出金1億752万8,000円の増額、地方債1億4,340万円の増額、その他特定財源590万円の減額、一般財源は2,912万9,000円の増額となっています。

今回の補正予算は「子育て支援」、「魅力ある風景や生活の基盤整備」、「災害対策」、これらを主要施策として予算化されているものであります。

主な歳出予算ですが、2款総務費では、結婚に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の強化を図るため、結婚新生活支援事業補助370万円を計上しており、委員から「例えば、農家などで40代で結婚される方も多いと思うが、年齢の幅を広げること

検討できないか。」との質問に対し、「今回は基本的に国の事業に則って事業化している。事業を運営していく中で検討したい。」との答弁がありました。

3款民生費においては、町内保育園に保育業務支援システムを導入する経費596万1,000円を計上しており、委員から「保育業務支援システムの導入は、具体的にどのような保育業務の軽減に繋がるのか。」との質問に対し、「システムの導入により、保育の計画や記録、さらには園児の登園・降園の管理、保護者との連絡がシステムの中で行うことができるため、保育士の業務負担軽減が図られる。」との答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の現状の感染状況を踏まえ、委員から「町民の健康を守るために、町は感染防止対策として今後、検査キットを配布する予定はないのか。」という質問に対し、「新型コロナは感染症法上、5類感染症の位置づけになり、個人の自主的な取り組みをベースとした対応となっており、現段階で検査キット配布の予定はない。」との答弁がありました。

6款農林水産業費においては、年末年始の雪害による倒木処理として500万円を計上しており、委員から「今回計上した予算でおおよそどの程度処理できるのか」との質問に対し、「どの程度処理できるかははっきり分からないが、倒木のひどい場所など、まずは出来る範囲で対応していきたい。」との答弁がありました。

10款教育費では、ねんりんピックの開催を控え、内子運動公園野球場の内野を整備する事業費94万6,000円を計上しており、委員から「グラウンドの水はけを改善するためには、ただ土を入れて締め固めるだけでは不十分であると考えてるので十分に調査をして、もっと良好なグラウンド状態にすべきでは。」との質問に対し、「今後、十分に調査をして対応をしたいと考えているが、今回ねんりんピックが目前に迫っているため、それに備えて整備するものである。」との答弁がありました。

また、老朽化した臼杵自治会館講堂の解体工事に583万円を計上しており、委員から「講堂解体にあたりアスベスト調査の委託料が計上されているが、調査の結果、アスベストの問題があった場合でも予算計上されている解体費で対応できるのか。」との質問に対し、「もしアスベストの問題があったとしても、ある程度の調査を行っているので予算内で対応できると考える。」との答弁がありました。

その他、補正予算について多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）」は原案の通り、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に特別会計1件についてですが、「議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ5,657万2,000円を追加し、総額を29億1,198万4,000円とするものです。委員から「次期計画の第9期介護保険計画においては、保険料が上がる傾向だと考えていいのか。」との質問に対し、「年々、保険給付費は伸びてきており、第9期計画においては介護保険料が上がる予測している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第76号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に企業会計1件についてですが、「議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、鈴木配水池移設に伴う地質調査及び測量設計委託として1,620万円を計上し、資本的支出の総額を5億9,915万2,000円とするものです。委員から「新たな配水池は谷を挟んで反対側になるが支障はないのか。」との質問に対し、「配水水圧は、配水池の高さが同じなので同じ水圧になるため支障はない。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第77号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第75号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）」について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第75号」は委員長報告の通り可決されました。

次に「議案第76号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第76号」は委員長報告の通り可決されました。

次に「議案第77号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第77号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 19 請願第2号に対する紹介の取消しの件

○議長（久保美博君） 「日程第19 請願第2号に対する紹介の取消しの件」を議題とします。塩川まゆみ君から「請願第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願」について請願の紹介者となりましたが、請願の紹介取消申出書が提出されております。

お諮りします。本件は申し出の通り許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、「請願受理第2号」に対する塩川まゆみ君の紹介の取消しを許可することに決定しました。

なお、「請願受理第2号」については、会議規則第89条の請願書提出の要件を欠くことになりますので、本請願は取り下げることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、「請願受理第2号」は取り下げることに決定しました。

日程第 20 議員派遣の件

○議長（久保美博君） 「日程第20 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。「議員派遣の件について」はお手元に配りました通り派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、「議員派遣の件について」はお手元に配りました通り派遣することに決定いたしました。

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、議会運営委員長から申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、各常任委員長から申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長ご挨拶をお願いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

まずは、提案いたしました議案全てお認めをいただき、誠にありがとうございました。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の主旨、目的に沿って適切に執行して参ります。

さて、行政報告をさせていただいたように、町内ではイベントなどがコロナ禍前のように通常通り実施されております。今月29日と30日には八日市護国伝統的建造物群保存地区において、八日市町並観月会が4年ぶりに開催されます。ぜひ議員の皆様方もご参加いただき、月と行燈で照らされた町並みの幻想的な空間で秋の一夜をゆっくりとお過ごしいただきたいと思います。

これから少しずつ、心地よい風や日差しに変わって参ります。議員の皆様におかれましてはくれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続き、町、行政に対しましてご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げ、町長としての挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和5年9月第136回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 3時 2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第136回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 6	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	R5.9.4	R5.9.4	受理
報告 7	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	R5.9.4	R5.9.4	受理
報告 8	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	R5.9.4	R5.9.4	受理
報告 9	健全化判断比率の報告について	R5.9.4	R5.9.4	受理
報告 10	資金不足比率の報告について	R5.9.4	R5.9.4	受理
報告 11	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	R5.9.4	R5.9.4	受理
議認 6	令和5年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて	R5.9.4	R5.9.4	承認
議認 7	令和4年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	R5.9.4	R5.9.19	認定
議認 8	令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	R5.9.4	R5.9.19	認定
議認 9	令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R5.9.4	R5.9.19	認定
議認 10	令和4年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R5.9.4	R5.9.19	認定
議認 11	令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R5.9.4	R5.9.19	認定
議認 12	令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R5.9.4	R5.9.19	認定
議案 70	令和4年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	R5.9.4	R5.9.19	原案可決

議認 13	令和4年度内子町水道事業会計決算の認定について	R5.9.4	R5.9.19	認定
議案 71	令和4年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について	R5.9.4	R5.9.19	原案可決
議認 14	令和4年度内子町下水道事業会計決算の認定について	R5.9.4	R5.9.19	認定
議案 72	内子町下水道条例の一部を改正する条例について	R5.9.4	R5.9.19	原案可決
議案 73	内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R5.9.4	R5.9.19	原案可決
議案 74	第47号 令和5年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について	R5.9.4	R5.9.19	原案可決
議案 75	令和5年度内子町一般会計補正予算（第8号）について	R5.9.4	R5.9.19	原案可決
議案 76	令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	R5.9.4	R5.9.19	原案可決
議案 77	令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について	R5.9.4	R5.9.19	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	R5.9.4	R5.9.4	原案可決
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	R5.9.4	R5.9.4	原案可決
諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	R5.9.4	R5.9.4	原案可決
諮問 4	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	R5.9.4	R5.9.4	原案可決

2. 請願

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
令和5年 請願受理 2	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願	R5.9.4	R5.9.19	取り下げ